

# 希望の国、日本

2007年1月1日

(社)日本経済団体連合会



## 序

時代によりビジョンの担う役割は異なる。

先行きの見えない闇の時代にあっては、夢を紡ぐことがビジョンとなる。ひとびとは、まだ見ぬ地、まだ知らぬ空に夢をめぐらせ、勇気と力を得る。

光の時代のビジョンは、地図である。約束の地を記し、越えなければならない山、渡らなければならない川を示す地図が、旅人にとって心強い杖となり、頼もしい同伴者となる。

私は、1966年から89年までを米国で過ごした。それは、米国が、アポロ11号の有人月面着陸に代表される偉業を達成したあと、ベトナムからの撤退や深刻な経済停滞を体験し、そしてこれを克服して90年代のニューエコノミーとよばれる奇跡の復活に至るまでの時期である。

この間、私にとって、もっとも印象深かったのは、1981年のレーガン大統領(1981-89)の登場である。深刻な失業と物価上昇にあえぐ米国民にとって、レーガン大統領が掲げた「強いアメリカの復興」のメッセージは、暗闇に射し込む一条の光だった。ひとびとはレーガン大統領の夢に力づけられ、再起を誓った。

やがて、夢は現実が変わっていく。レーガン大統領と続くブッシュ大統領(1989-93)によって実施された、大規模な企業減税、航空・通信・金融分野などにおける規制改革、技術政策の強化、職業訓練の強化と移民法の大改正、F T Aや自由経済圏の構築、そして財政健全化策などの一連の政策は、「強いアメリカの復

興」への地図となり、飛躍的な生産性の上昇に裏付けられた空前の繁栄へとつながっていく。

この経験は示唆に富んでいる。日本における「官から民へ」「国から地方へ」を旗印とした構造改革は、疲弊した枠組みを破壊し、力強い日本を再生する夢を与えた。そして不良債権をはじめ経済面では過去の負債の処理がようやく一段落した今、求められているのは、新しい経済社会を創造していく確かな地図でないかと思う。

経団連が今回、改めてビジョンを取りまとめたのはこのような考えからである。したがって、本ビジョンでは華やかな夢やキャッチコピーにはページを割いていない。予測可能な10年後のあるべき姿を目標として示し、これを確実に実現するために国・地方、企業、国民が取り組むべき具体策(ロードマップ)を書き込むことに力を注いだ。

希望なきひとびとに希望を与え、夢を実現する道筋を、今後の検証も可能な形で記すことが本ビジョンのねらいである。経団連会員の経営者、従業員や政界、学界、官界のみならず、できるだけ多くの国民に、本ビジョンをご一読いただき、「希望の国」の実現のために、ともに行動していただくことを心から望んでやまない。

社団法人 日本経済団体連合会  
会長 御手洗 富士夫

## 【目 次】

### 概要

はじめに .....	1
第 1 章 今後 10 年間に予想される潮流変化 .....	4
1. グローバル化のさらなる進展 .....	5
2. 人口減少と少子高齢化の進行 .....	8
第 2 章 めざす国のかたち .....	12
1. 精神面を含めより豊かな生活 .....	13
2. 開かれた機会、公正な競争に支えられた社会 .....	15
3. 世界から尊敬され親しみを持たれる国 .....	17
第 3 章 「希望の国」の実現に向けた優先課題 .....	21
1. 新しい成長エンジンに点火する .....	24
2. アジアとともに世界を支える .....	43
3. 政府の役割を再定義する .....	54
4. 道州制、労働市場改革により暮らしを変える .....	65
5. 教育を再生し、社会の絆を固くする .....	77
第 4 章 今後 5 年間に重点的に講じるべき方策 .....	90
第 5 章 2015 年の日本の経済・産業構造 .....	126
おわりに .....	131
アクションプログラム 2011 .....	133

# 【概要】

## 「希望の国、日本」

### めざす国のかたち

#### 精神面を含めより豊かな生活

確かな成長と社会の絆に支えられた、ゆとりある、安心できる生活  
法や規範の他にはなにもものにもとられない選択の自由  
道州制の導入による地域の自立性の向上、分散型の広域経済圏の形成

#### 開かれた機会、公正な競争に支えられた社会

公平な機会、公正な競争、正当な評価  
再チャレンジを支援し、必要最小限のセーフティネットを提供する社会

#### 世界から尊敬され親しみを持たれる国

日米関係を基軸に、多国間の枠組みなどを通じて、世界の平和と繁栄に積極的に貢献する国

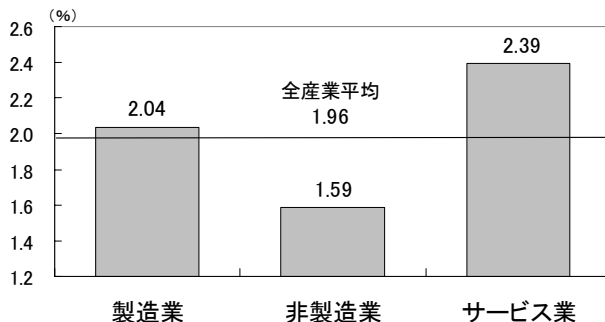
### 2015年の日本

- イノベーションの推進、地方広域経済圏の形成などにより「日本型成長モデル」を確立  
実質で年平均2.2%、名目で同3.3%の成長目標を実現(2006~2015年)
- 一人当たり国民所得は約3割増加(2005年比)
- 財政健全化の実現  
国と地方を合わせたプライマリー・バランス対GDP比は、2011年に1.0%、2015年に2.6%の黒字
- 潜在国民負担率は50%を下回る水準で推移
- 2003年から2015年までの実質産出額の年平均伸び率は、産業全体で2.0%程度の伸び  
製造業とサービス業が成長を牽引

年平均変化率 (%)	実質	名目	
国内総生産(GDP)	2.2	3.3	
内需	1.3	2.7	
	民間需要	1.7	2.9
	公的需要	-0.3	1.7
外需(寄与度)	1.1	0.9	

(注) 寄与度とは、成長への貢献度を示すものである。

潜在国民負担率 (要素価格表示)	2004年	44.1
	2015年	45.9



# 「希望の国」の実現に向けた優先課題

## 1. 新しい成長エンジンに点火する

- (1) **イノベーションの推進**  
⇒日本は世界のイノベーションセンターに。技術革新などにより、年平均1.5%以上のTFP（全要素生産性）上昇率を維持
- (2) **高度人材の育成**  
⇒産学連携による高度人材の育成。外国人留学生比率がOECD平均(6.5%)程度に上昇
- (3) **生産性の向上**  
⇒日本の経営の強みを維持。設備年齢が4年程度低下。国内に世界最先端の生産拠点
- (4) **需要の創出・拡大**  
⇒既存市場の深化・拡大。規制改革などによる新商品・サービス市場の創出・拡大（住宅・都市再生、コンテンツ、観光、家事支援など）
- (5) **金融市場の活性化**  
⇒金融市場の国際競争力強化、産業資金の調達円滑化、アジア金融市場の育成
- (6) **環境・エネルギー政策**  
⇒エネルギーセキュリティの確立、地球環境問題への対策と持続的成長との両立

## 2. アジアとともに世界を支える

- (7) **WTO体制の維持・強化**  
⇒ドーハ開発アジェンダの本格的な交渉再開・早期妥結
- (8) **FTA/EPAの締結促進**  
⇒広く東アジア全域におよぶEPAの実現。開かれた「東アジア共同体」が視野に米国やGCC諸国、中南米諸国など戦略的に重要な国々との間でFTA/EPAを締結
- (9) **経済協力の戦略的な展開**  
⇒経済活動の活発化を促す援助を中心に、主要なドナーの地位を維持

## 3. 政府の役割を再定義する

- (10) **行財政改革**  
⇒公務員制度改革、民間開放をはじめとする抜本的行政改革を推進  
歳出歳入改革の徹底により国・地方ともに債務残高対GDP比は安定的に低下
- (11) **社会保障制度改革**  
⇒社会保障番号の導入。公的年金の一元化。税と年金保険料の徴収一元化  
高齢者医療の財源方式の見直し。給付の伸びを「高齢化で修正した成長率」以下に抑制
- (12) **税制改革**  
⇒法人税の実効税率を30%程度の水準に。2011年度までに消費税率を2%程度引上げ

## 4. 道州制、労働市場改革により暮らしを変える

- (13) **道州制の導入**  
⇒2015年度をめどに道州制を導入。権限と税源移譲により競争力ある広域経済圏を実現
- (14) **労働市場改革**  
⇒規制改革、仕事や役割・業績に応じた人事・報酬制度の整備、外国人材受入れなどにより、2015年までの労働力人口減少幅は100万人以下に
- (15) **少子化対策**  
⇒多様かつ柔軟なワーク・ライフ・バランスの実現、総合的な少子化対策などにより、2015年の合計特殊出生率が1.5程度に回復

## 5. 教育を再生し、社会の絆を固くする

- (16) **教育再生、公德心の涵養**  
⇒「多様性」「競争」「学習者主権」を基本とする教育の再生。愛国心に根ざす公德心の涵養
- (17) **CSRの展開・企業倫理の徹底**  
⇒企業倫理が高まり、CSRを積極的に推進
- (18) **政治への積極的参画**  
⇒政党政治・政治参加に関する国民意識の向上、政治任用者の増加
- (19) **憲法改正**  
⇒2010年代初頭までに新しい時代に対応した憲法改正を実現

## はじめに

21世紀に入ってから日本は改革を進めてきた。道のりは苦しく険しいものだったが、ようやくその成果が現れてきている。

嵐の日々は過ぎ、そこここに木漏れ日が射している。眼差しを上げて行く手を望めば、明るい青空も見える。

バブル崩壊の後、長く低迷していた経済は力強さを取り戻している。2002年度以来、実質成長率は4年連続プラスとなっている。雇用情勢も大きく改善している。長引いたフロー、ストック両面でのデフレもようやく終息しつつある。

企業部門の立ち直りはめざましい。ヒト、モノ、カネの三つの過剰にあえいでいた1990年代とはさま変わりし、引き締まった筋肉質の企業体質が形成されている。

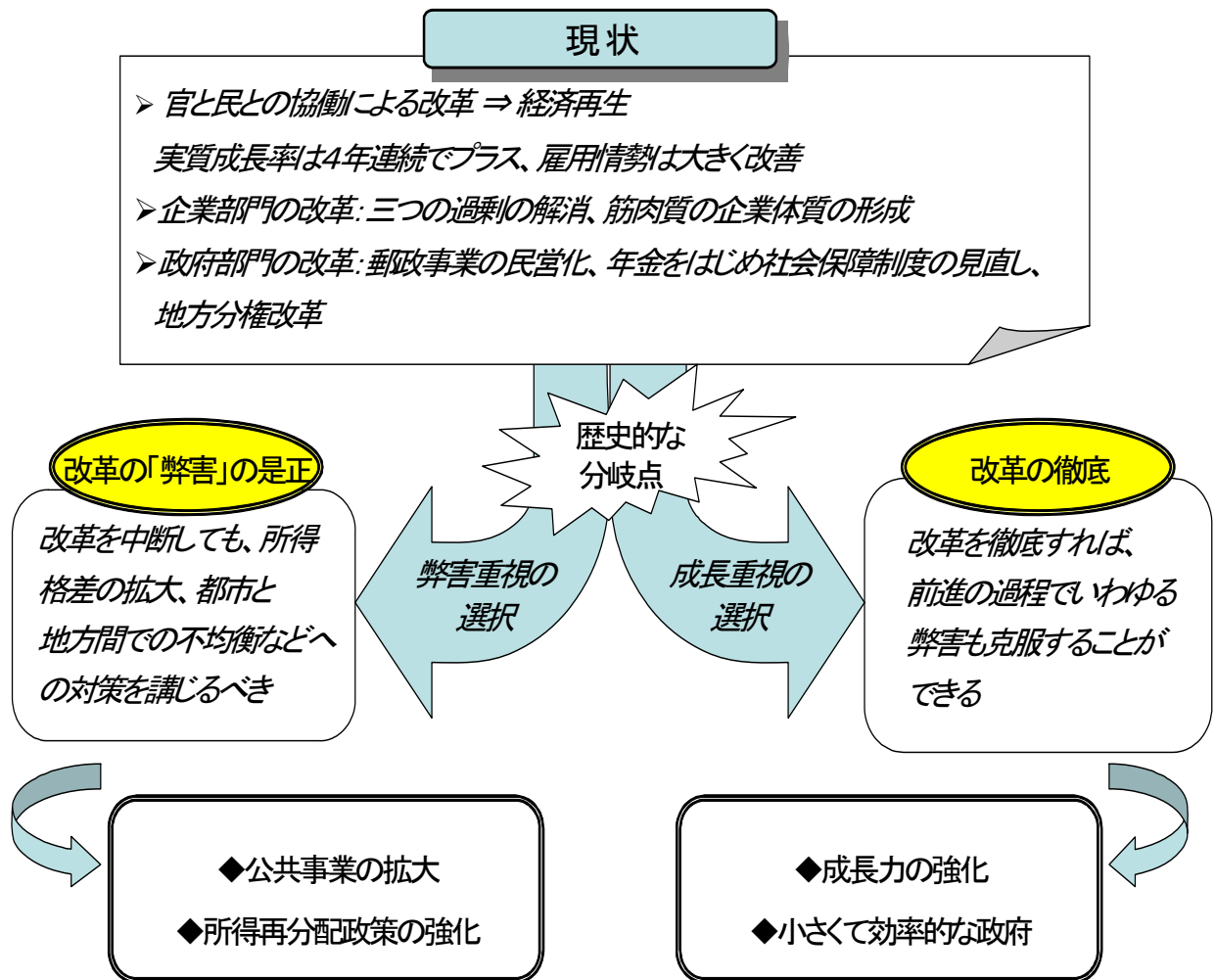
政府部門の改革も進んでいる。難攻不落に思えた郵政事業は民営化されることになった。年金など社会保障制度の見直しもようやく始まり、地方分権改革も動き出した。

そして今、われわれの前で道は大きく二手に分かれている。

一方には、先行きをさまざまに思い悩み、弊害が最も小さくなる道を進むことを主張するひとびと(弊害重視派)がいる。弊害重視派は、所得格差の拡大、都市と地方間での不均衡など不平等の問題を厳しく指弾する。そして、改革を中断しても、その是正を急ぐことを訴える。税や社会保障を通じた所得再分配



の拡充や公共事業の拡張が弊害重視派の処方箋である。



他方には、ベストのシナリオにチャレンジするひとびと(成長重視派)がいる。成長重視派は、いわゆる弊害は、グローバル化や少子高齢化などがもたらす歪みであり、改革の手綱を緩めれば、かえって事態は悪化すると考える。改革を徹底し、成長の果実をもって弊害を克服する、これが成長重視派の基本スタンスである。

もちろん、現実には、折衷的な立場が最も多い。しかし、いずれを重視するかで、道は分かれる。矢が的のすぐ傍らを通り過ぎるのと、的に命中するのでは結果は大きく異なる。

経団連は、現実を直視し、冷静慎重に制度設計を行うことが必要と考える。その上で、2006年5月の定時総会において、「INNOVATE 日本」の旗印の下、科学技術を基点とする狭義のイノベーションのみならず、経済や社会のシステム、そしてその根底にある教育や国・地方のあり方、憲法などの変革(広義のイノベーション)に果敢に取り組み、より豊かな経済社会を実現する、との方針を打ち出したように、弊害重視派の指摘に耳を傾けつつも、基本的に成長重視の選択を提言する。

今後10年間の視野に入れた本ビジョン「希望の国、日本」では、なぜ経団連が成長重視の選択をするのか、その目標はなにか、目標の実現のためになにをなすべきか、を明らかにする。


## 第1章 今後10年間に予想される潮流変化

### グローバル化のさらなる進展

- ◇ヒト、モノ、カネ、情報、技術の国境を越えた流れが拡大
  - ◇BRICsの台頭、地域的な経済秩序作りの動きが活発化
  - ◇優れた人材、技術、情報の獲得競争が激化、資源・エネルギー需給が逼迫、金融資本市場の連動性が上昇
- ⇒「第三の開国」「内なるグローバリゼーション」を主体的に断行し、国際的なルールメイキングに参画することを通じて、アジアをはじめ世界経済のダイナミズムをわがものとするべき

### 人口減少と少子高齢化の進行

- ◇年少人口比率は世界で最も低い水準、老年人口比率は最も高い水準
  - ◇少子高齢化の進行に伴い、労働力や内需拡大の制約、財政赤字の拡大や過重な税・社会保険料の負担による経済活力の減退への懸念が拡大
- ⇒成長力の維持・強化はイノベーションの促進、生産性の向上、内外需要の創出・拡大により十分に可能。財政の持続可能性の確保、出生率の反転に向けても成長力の維持・強化に取り組むべき



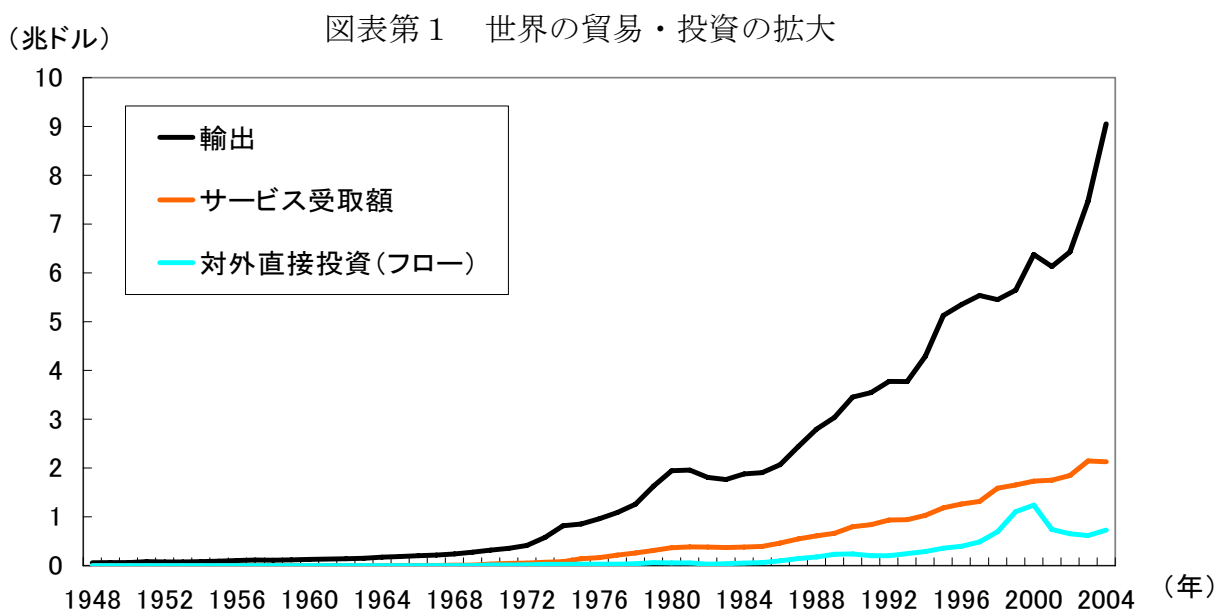
ベストのシナリオへのチャレンジ  
(成長重視の選択)

希望の国、日本

今後 10 年間にはさまざまな潮流変化が予測される。なかでも、大きなものは、グローバル化のさらなる進展と人口減少下での少子高齢化の進行である。

## 1. グローバル化のさらなる進展

1991 年のソ連邦崩壊による東西冷戦の終結により、東側と第三世界の多くの国々が市場経済に移行した。時を同じくして、米国が世界最大の情報通信基盤であるインターネットを民生用に開放した。この両者に、輸送・通信技術の飛躍的な進展、金融技術の高度化、各国における貿易・投資規制の緩和などが加わって、ヒト、モノ、カネ、情報、技術の国境を越えた流れが一挙に拡大した。この結果、世界経済は、国際的な協業・分業体制を大きく塗り変えながら急激に拡大している。



出典：経済産業省「通商白書 2006」

とりわけ、B R I C s 諸国(ブラジル、ロシア、インド、中国)に代表される新興途上国の伸張はめざましい。既に、中国、ロシアの貿易黒字は日本を上回っている。G D P (国内総生産)の規模で見たとき、日本が十分な成長を遂げることができなければ、おおむね 10 年後には中国に追いつかれ(チャイナ・クロス)、また 20 年後にはインドに追い抜かれるという予測もある。

国際経済秩序も変化している。1995 年、国際貿易取引の基盤となるルールと紛争解決の仕組みを提供するW T O (世界貿易機関)が成立したが、他方で、F T A (自由貿易協定) / E P A (経済連携協定) など地域的な経済秩序作りの動きも活発化している。

グローバル化は、国際経済社会にさまざまな影響を及ぼしており、その傾向はさらに強まっていくとみられる。

たとえば、各国は、コンペティティブ・エッジ(比較優位)を追い求めて、税制、法制など制度インフラを整備し、優れた人材、技術、情報の取り込みにしのぎを削っている。とりわけ、競争力の源泉である優秀な頭脳獲得が焦点である。米国が、年間 50 万人に及ぶ、大学に学ぶ留学生を教育しているように、教育・研究機関の充実、留学生の受入れなどを通じた、「War for Talent」とも言われる競争は激しさを増すとみられる。

また、中国、インドをはじめとする人口大国の急激な成長は、エネルギーや食料の需給を逼迫させている。たとえば、I E A (国際エネルギー機関)は、世界のエネルギー需要が、2015 年に

は2004年の約1.3倍になると試算している。エネルギー権益確保や国家管理に向けた動きは活発化しており、地政学的なリスクとあいまって経済リスクに発展するおそれもある。

さらに、国境を越えた資金フローの拡大により、世界の金融資本市場の連動性が高まっている。主要国の金融政策の変更、財政収支や対外収支の不均衡などが、各国の金融環境や為替相場に及ぼす影響が大きくなることが予想される。

その他、グローバル化は、地球環境、貧困、エイズや感染症、テロやサイバークライムなどの問題の世界化をもたらしている。

比較劣位産業の衰退や、文化・習慣のステレオタイプ化など、グローバル化の影の部分に重大視する意見も少なくない。国際的な通商交渉やサミットなどの度に、保護主義や民族主義などの立場から反グローバル化の運動が展開される。しかし、世界経済の相互依存関係が深化している以上、グローバル化はもはや不可逆のプロセスである。

とりわけ、食料、エネルギーをはじめとする資源の確保から、製品、サービスの販路まで、その多くを通商に頼る日本にとって、弊害をなるべく小さくとどめようとする政策選択は不可能である。目先の利害得失にとらわれて、保護主義的な政策を採れば、国民生活が根底から揺らぐことになる。

日本としては、グローバル化の副作用には十分目配りしつつ、明治維新、敗戦に続く「第三の開国」を主体的に断行し、国際的なルールメイキングに積極的に参画することを通じて、アジ

アをはじめとする世界経済のダイナミズムを自らの内にとりこんでいかなければならない。そのことが国民の豊かな生活、実効ある安全保障の実現など国益につながる。

グローバル化の進展は、成長重視の政策選択が必要とされる理由の一つである。

## 2. 人口減少と少子高齢化の進行

日本の人口は、2005年に、1899年に人口動態の統計をとり始めて以来はじめて減少に転ずることになった。合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの数）は低下を続けており、2005年には1.26と過去最低を記録した。平均寿命が高水準にある一方で、少子化傾向に歯止めがかからないため、人口減少下での少子高齢化が進んでいる。年少人口（15歳未満人口）比率は世界で最も低い水準、老年人口（65歳以上人口）比率は世界で最も高い水準となっている。

経済の主な担い手である生産年齢人口（15～64歳人口）は、1995年をピークに減少、労働力人口（就業者と完全失業者の合計）でも1998年以降減少に転じており、向こう10年間についても減少幅が拡大を続けることは避けられない。

少子高齢化の進行は、経済社会に少なからず影響を及ぼす。第一に、労働力の制約から潜在成長力が低下するおそれがある。団塊の世代のリタイアにより、現状のままでは向こう10年間に

約 400 万人の労働力人口が減少するとみられ、これは潜在成長率を年率 0.4%程度引き下げるとの試算もある。第二に、総人口の減少が、内需の拡大の制約となると指摘されている。第三に、老年人口の増加に伴い社会保障給付が増大する一方、生産年齢人口が減少することに伴い、財政赤字の拡大や過重な税・社会保険料の負担による経済活力の減退が懸念されている。さらにより長いスパンで見れば、資本不足となるおそれも否定できない。

人口が減少し続ける社会は、長期的には存続不可能である。現在の少子化傾向が続くと、今世紀半ばには総人口は1億人を割り込み、世紀末には現在の4割を下回ると見通されている。政府は、1990年代半ばから少子化対策を次々と打ち出しているが、これまでの対策では非婚化、晩婚化、晩産化の流れを変えることができなかった事実は極めて深刻である。何としても出生率の低下傾向を反転させる必要がある。少子化の背景にある問題を洗い出し、多様かつ柔軟なワーク・ライフ・バランスの実現や家族・社会の重要性の再認識を促すとともに、明確な目標を掲げ、官民を挙げて少子化対策を抜本的に拡充・強化しなければならないことには、誰もが同意する。

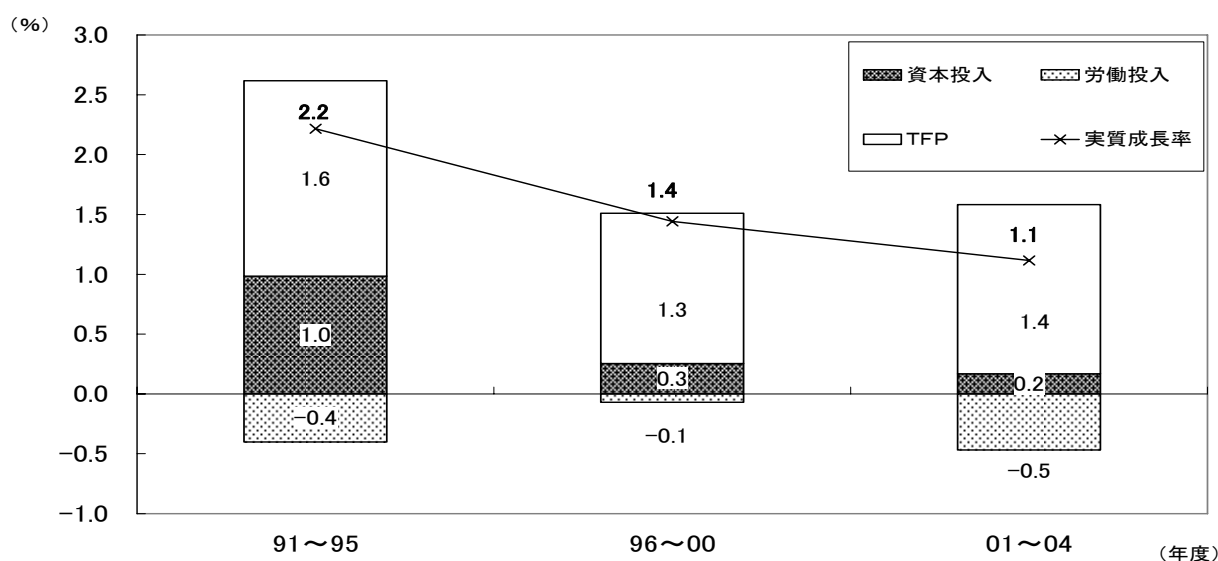
違いがあるのは、成長に関する考えである。弊害重視派は、人口減少の下での成長力の維持・強化について懐疑的、消極的である。たとえば、成長率が低下し、あるいはマイナスとなったとしても、人口がこれを上回る率で減少すれば、一人当たり



GDPの伸びは確保されるといった考えである。「小さくても個々人は豊かな国」というフレーズは説得的に聞こえる。しかし、ひとたび経済が低成長、マイナス成長となれば、その実績がひとびとの期待を萎縮させ、これがさらに成長率を引き下げるスパイラルが生じ、結果として一人当たりGDPも減少するおそれが強い。弊害重視派の政策選択が不可能なことは、社会保障制度や財政赤字を考えれば明らかである。成長力の維持・強化を断念した場合、社会保障制度は維持できなくなる。公的債務の償還も不可能となり、日本は最終的にデフォルトする。

確かに少子高齢化の進行、とりわけ労働力人口の減少は、成長にマイナスの影響を及ぼす。しかし、労働力の成長寄与度は1990年代からマイナスであり、日本経済はこれを克服して成長を続けている。

図表第2 1990年代以降の成長率の要因分解



出典：内閣府「国民経済計算年報」などにより経団連試算

成長重視派は、成長力の維持・強化は、科学技術を基点とする狭義のイノベーションの促進、生産性の向上、内外の需要の創出・拡大、そして道州制の導入や労働市場改革などにより十分可能であると考えます。もちろん、社会保障給付は経済の身の丈にあった水準にまで引き下げなければならないし、歳出・歳入両面での改革は必要である。しかし、成長の果実があれば、社会保障制度についても財政についても持続可能性を確保することはできる。

そしてなによりも、成長力の維持・強化は、出生率の低下傾向を反転させるために必要である。少子化対策に要する十分な財源を確保し、また、若い世代が出産・育児について感じている将来不安を払拭するために、成長重視の政策選択が不可避である。

## 第2章 めざす国のかたち

### 精神面を含め より豊かな生活

- ◇確かな成長に支えられた、快適かつ便利で、ゆとりがあり、不測のリスクに備えができた生活
- ◇多様性に寛容な社会風土に支えられた、法と規範以外のなものにもとらわれない選択の自由
- ◇ひとびとの協調的行動を促す、開放的・横断的な絆の再生
- ◇道州制導入による地域の自立性向上、分散型広域経済圏の形成
- ◇「世界一安全な日本」の回復

### 「希望の国」の国柄

### 開かれた機会、 公正な競争に支えられた社会

- ◇誰に対しても公平にチャレンジの機会が与えられ、成果が正当に報われる社会
- ◇人種、信条、性別、年齢、障害の有無などにより差別されず、機会の平等を保障
- ◇失敗しても幾度でも再チャレンジが可能な途を整備
- ◇必要最小限のセーフティネットを用意

### 世界から尊敬され 親しみを持たれる国

- ◇世界の平和と繁栄に積極的に貢献
- ◇日米同盟を基軸に戦略性をもった外交・通商政策を展開、国際的な信頼と名誉ある地位を維持
- ◇国際通商システムの深化・拡大に向け積極的な取り組み
- ◇エネルギー・環境、貧困など、人類共通の課題解決に貢献
- ◇国際社会への情報発信を強化
- ◇国際的な安全保障環境の改善

成長重視派の進路は「希望の国」に向かう。

それは、若い世代が、将来に夢を持ち、期待に胸はずませてさまざまなキャリアにチャレンジする国である。

また、働く世代が、自らの努力が正当に報われることを確信して仕事に打ち込み、明日を信じ子どもを産み育てる国である。

そして、リタイアした世代が、平穏な老後を送りながら、自らの一生を誇りと満足をもってかえりみることができる国である。

日本人が日本に生まれたことに素直に喜びを覚え、世界のひとびとから、訪れ、暮らし、働き、そして投資したい、と思われるような国である。

「希望の国」の国柄は以下に説明する3点に要約できる。

1. 精神面を含めより豊かな生活
2. 開かれた機会、公正な競争に支えられた社会
3. 世界から尊敬され親しみを持たれる国

## 1. 精神面を含めより豊かな生活

清貧は尊敬すべき信念の一つであり、倫理性を欠いた際限のない蓄財は、貪欲や拝金主義として退けなければならない。

しかし、国民の大多数は、今日より明日が、明日より明後日の生活が、より豊かであることを期待できなければ、いきいきと暮らし、勤労への意欲を保ち続けることはできない。子ども

たちの生活が自らの生活より豊かで、喜びや楽しみに溢れていることを期待しない親がいるだろうか。確かな成長に支えられた、快適かつ便利で、ゆとりがあり、不測のリスクに備えができた生活、これが「希望の国」の一つの側面である。

生活の豊かさはもちろん物質面の充実だけでは実現されない。ふんだんにモノに恵まれていても、個人の価値観が尊重され、自主・自立の精神に基づいて選択し、行動する可能性が閉ざされていれば、豊かさを実感することはできない。文化、習慣、宗教の多様性に関し寛容な社会風土に支えられた、法と社会規範以外にはなにものにもとらわれない選択の自由は豊かさの必要条件である。

一人ひとりが、感受性を磨き、思索を深め、自由に個性や心情を発揮することで、文化、芸術、思想、学芸など精神分野における創造性・豊饒性もはじめて可能となる。

豊かな生活は、相互信頼に基づく社会的な絆に根ざして花開く。

自己中心的な自由と気楽さのみを追求する風潮が、人と人との触れ合いを減少させ、人間関係を薄れさせている。その結果、個人が孤立し、生活していく上での困難や問題について一人思い悩み、あるいは地域が抱える課題について解決の糸口を見出せない事態が日々生じている。これを打開するには、弱者への思いやりや社会への貢献など、ひとびとの協調的行動を促す、

開放的・横断的な絆を再生・創出していく必要がある。企業もまた、CSR(企業の社会的責任)活動を通じて、健全な地域コミュニティの形成に寄与していく義務を負う。

自立性、多様性なくして豊かさはいない。中央集権的な国・地方体制の下で形成されてきた、人口、産業、金融などの東京一極集中は、情報発信の一元化、さらには価値観の画一化をも招いている。また、地震をはじめとする天災や人為的ミスによる事故・トラブルに対し極めて脆弱であるという問題点を抱えている。道州制の導入により、地方主導で活力ある広域経済圏を形成し、分散型の国土・経済構造を実現していく必要がある。

安全と安心も欠かせない。高いフェンスで周辺社会から隔絶されたゲーテッド・コミュニティに引きこもらなければ生命や財産を守れないといった事態を避けるために、一人ひとりが防犯に取り組み、地域の連帯や家族の絆を強化することが求められる。同時に、水際対策をはじめ犯罪対策を推進することで、「世界一安全な日本」を回復していかねばならない。

## **2. 開かれた機会、公正な競争に支えられた社会**

「希望の国」は内外に開かれた挑戦のフロンティアである。誰に対しても、公平にチャレンジの機会が与えられる社会で

ある。ひとびとが、持てる知識や技能を最大限に活かし、公正なルールにのっとなって競い合う社会である。そして、競争のなかで流された汗、尽くされた努力、発揮された創意やリーダーシップなどが成果に結びつけば、正当に報われる社会である。

平等も軽視されない。法と社会規範の下に、人種、信条、性別、年齢、障害の有無などにより差別されないという平等は、「希望の国」では絶対的に保障される。しかし、結果の平等は求められない。公正な競争の結果としての経済的な受益の違いは経済活力の源泉として是認される。結果の平等は、ひとびとの研鑽、努力、勤労の意欲を殺ぎ、無気力と怠惰を助長する。結果の平等を重視した旧社会主義諸国が、息の詰まる官僚制国家となり、自壊していった歴史から学ぶべきことは多い。

もちろん、本人の努力によっては解消できない格差や、不幸にして努力が成果に結びつかなかったことによってもたらされる格差が、経済的、社会的に固定化することは避けなければならない。「勝ち組、負け組」といった考えを払拭し、失敗しても幾度でも再チャレンジができるようにする必要がある。たった一度の「お受験」や「新卒採用」で人生が決まるといった価値観や仕組みを改め、人生のステージごとにさまざまな選択を可能としていくことが必要である。キャリアアップや再就職の推進に向けた社会人の「学びなおし」のための環境整備、既卒者にも広く門戸を開いた採用制度の導入など、企業、教育機関、

NPO、国・地方などが緊密に連携して、再チャレンジ可能な仕組みを作り上げていかなければならない。また、本人保証・第三者保証の合理化、融資や信用保証を通じた早期事業転換・再挑戦支援などにより、企業再生や再起業を支援する必要がある。

それでもなお解消されない格差について必要最小限のセーフティネットを用意することは社会の重要な努めである。しかし、その提供を公的制度にのみ委ねる必要はない。ボランティア、NPO、地域コミュニティが、介護や福祉などの分野で、これまでも良質なサービスを効率的に提供してきたことを忘れてはならない。公的制度が提供する場合であっても、納税者や負担者にとって、給付と負担の関係を理解しやすく、評価・監視も容易な地方がより大きな役割を果たすべきであろう。さらに、できる限り民間委託を進めることが、「お役所仕事」よりも「人間的で暖かいサービス」の実現、費用の節減につながる。

### **3. 世界から尊敬され親しみを持たれる国**

「希望の国」は世界に開かれ、世界の平和と繁栄に積極的に貢献する国である。

グローバル化とともに、世界の政治・経済の多極化が進んでいる。これまで世界をリードしてきた欧米諸国に加え、BRICsに代表される新興途上国のめざましい発展、資源産出国のバーゲニングパワーの増大、アフリカ諸国をはじめ後発途上国



の発言力の上昇など、新たなプレイヤーも数多く台頭してきている。各国の利害が複雑に絡みあった国際情勢の中にあつて、日本は、日米同盟を基軸としつつ、戦略性をもって外交・通商・経済協力政策を展開し、国益を増進するとともに、これまで培ってきた国際的な信頼と名誉ある地位を維持していかなければならない。

国際通商システムの深化・拡大は、日本が国際社会に果たすべき最も重要な役割の一つである。

これまで多角的通商体制の根幹を担ってきたWTOは、地域経済連携による無差別原則侵食のおそれ、加盟国の多数化による意思決定の複雑化・長期化など難問に直面している。日本は、主体的に市場開放を進めつつ、WTOの信頼性の維持・強化に最大限貢献していく必要がある。このため、ドーハ開発アジェンダの本格的な交渉再開・早期妥結はもとより、中長期的視野に立って、投資・競争などに関するルール作りにおいてもイニシアティブを発揮していくことが求められる。

同時に、WTOを補完する観点から、WTO協定と整合性を確保しつつ、FTA/EPAを推進し、より高度かつ広範な自由化、ルール整備をする努力を怠ってはならない。

環境・エネルギー問題、貧困問題など、国・地域の境界を越えた人類の共通課題への取り組みも日本に期待されている。日本は、他国に先駆けて、公害問題、都市問題などに直面した経験があり、省エネ、環境、安全、衛生などについて世界に貢献

できる先端技術やシステムを有している。たとえば、日本の省エネ技術・システムを途上国に移転し、あるいは制度インフラの整備を支援していくことは、深刻化する環境・エネルギー問題の解決を図っていく上でますます重要になる。また、日本の戦後復興や、日本が深く関与することで実現されてきた東アジアの経済発展の経験は、後発途上国の開発、貧困からの脱却のモデルとなると考えられる。

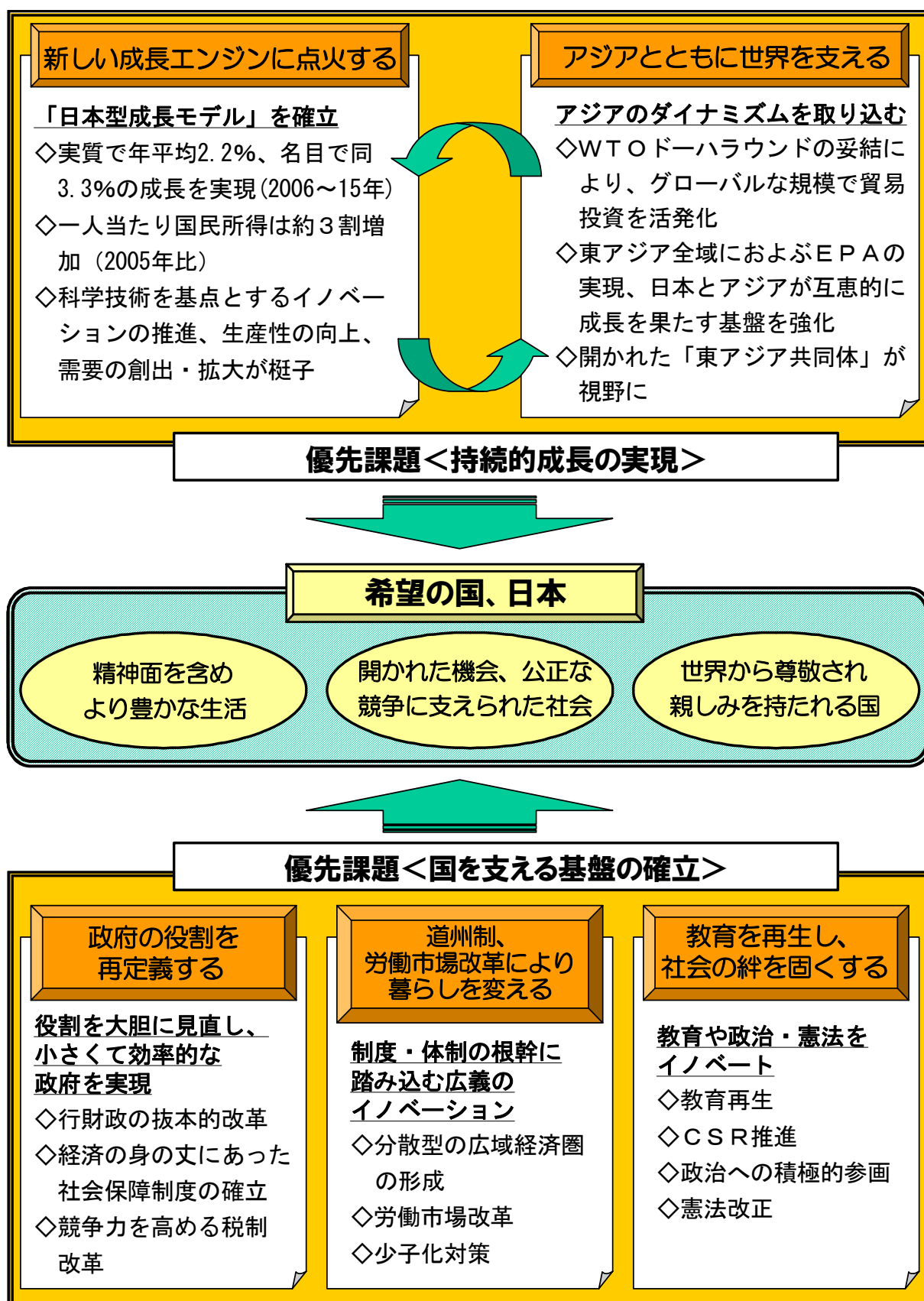
世界のひとびとから信頼され、親しみを持たれるには、「日本のよさ」や「日本らしさ」などを、目に見えるものとしていく努力が欠かせない。ヒトや文化の交流促進はもちろんのこと、複数言語による正確な情報提供を進めていかなければならない。たとえば、留学生や観光客を数多く日本に迎え入れ、日本の経済社会や文化、伝統に直接触れる機会を拡大することが求められる。また、国際機関をはじめ国際社会のさまざまな場で活躍できるコミュニケーション能力や専門的知見を備えた人材を養成していく必要がある。さらに、さまざまなメディアの活用も重要である。とくに、劇的に進化を遂げつつあるICT(情報通信技術)は国境を越えて経済・社会・生活などに大きな影響を及ぼしており、ICTを活用した情報発信機能の強化は急務となっている。

世界の平和と安定のため、国際的な安全保障環境の改善に努めることも重要な使命である。冷戦終結後、世界規模での武力

紛争が発生するおそれは遠のいたが、宗教上、民族上の問題に起因する対立がかえって表面化、先鋭化する傾向が見られる。また、国際テロ組織などが脅威の対象として浮上してきている。

日本は、武力紛争の抑止、大量破壊兵器の拡散防止、軍備管理・軍縮などの面で大きな役割を期待されている国連、とくに安全保障理事会の実効性と信頼性を高めるため、その改革に引き続き取り組んでいく必要がある。PKO(国連平和維持活動)や選挙監視など国際平和協力分野での積極的な貢献も求められる。同時に、アジア太平洋地域の平和と安定の強化に寄与していくため、日米同盟を安全保障の基軸として堅持しつつ、MD(ミサイル防衛)能力の向上をはじめ適切な防衛力を整備し、二国間や多国間の共同演習などを含む安全保障対話の推進に努めなければならない。

### 第3章 「希望の国」の実現に向けた優先課題



「希望の国」は経済・社会のみならず、教育や国・地方のあり方、憲法などを大胆にイノベートしていくことにより開かれる。本ビジョンでは、2010年代半ばに①精神面を含めより豊かな生活、②開かれた機会、公正な競争に支えられた社会、③世界から尊敬され親しみを持たれる国、を実現するという目標を立て、そのために優先的に取り組まなければならない課題として次の五つの改革を提示する。

なかでも重視しなければならないのは、第4に掲げた「道州制、労働市場改革により暮らしを変える」である。グローバル化のさらなる進展、人口減少と少子高齢化の中にあって、新しい「日本型成長モデル」を確立していくには、地方主導で豊かな経済圏を構築する道州制の導入と、多様な働き方を可能とし、分野横断的に労働の流動性を高める労働市場改革の推進が不可欠の前提となる。

1. 新しい成長エンジンに点火する
2. アジアとともに世界を支える
3. 政府の役割を再定義する
4. 道州制、労働市場改革により暮らしを変える
5. 教育を再生し、社会の絆を固くする

これら五つの改革はいずれも、国・地方、企業、国民など、それぞれの主体が相互に連携し、協力していかなければ実現できない。一部には、経団連は、経済界の利益のみを追い求め、

その主張は企業エゴに偏っているとの見方があるが、全く謬見であると言わざるをえない。経団連が、企業活動の活性化を訴えるのは、それが経済の発展、ひいては雇用の拡大や税収の増大、輸出入の増加など内外社会の繁栄に資すると確信するからである。経済界は、これまでも内外の社会において担うべき役割については、たとえ困難で痛みを伴うものであってもひるむことなく全力で果たしてきた。この五つの改革についても揺るがぬ決意をもって、その実現に当たっていく所存である。また、五つの改革にとどまらず、経済、産業、環境、防災、労働、社会、教育、外交、政治などさまざまな分野の課題の解決に、委員会活動を通じ、具体的に取り組んでいく。

## 1. 新しい成長エンジンに点火する

豊かな生活は、成長力の強化・維持により実現される。

経団連は、科学技術を基点とする狭義のイノベーションの推進、生産性の向上、需要の創出・拡大などを梃子として、今後10年間について年平均で実質2%以上、名目3%以上の経済成長の実現をめざす。この結果、2015年の一人当たり国民所得は、2005年対比で約3割増加する。

### イノベーションの推進

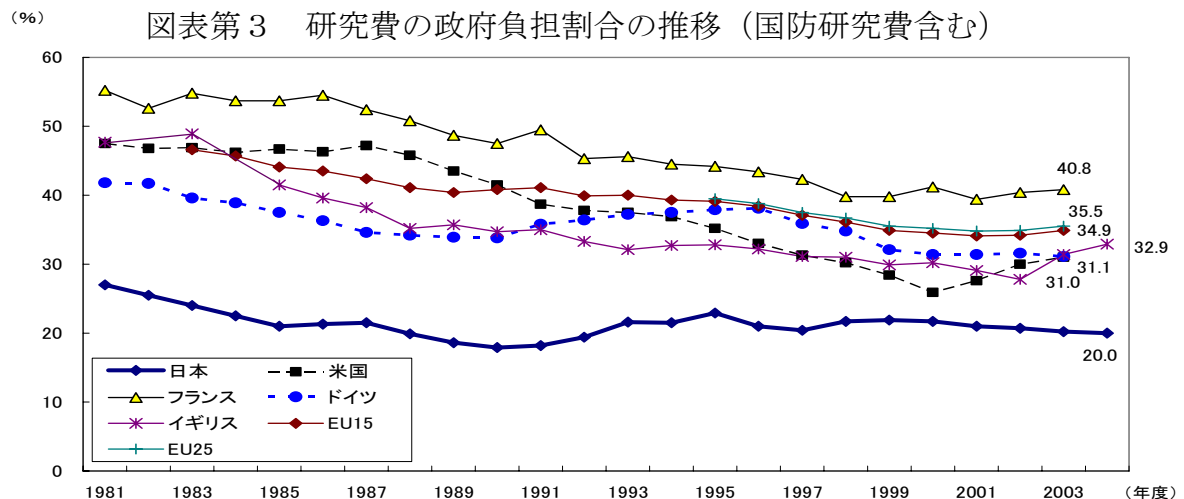
科学技術を基点とするイノベーションは、研究開発・技術革新にとどまらず、創出された種(シーズ)を高付加価値の新商品・新サービスに育て上げ、産業構造を高度化していく一連のプロセスである。グローバル化が進むなかで、競争力を確保する鍵はイノベーションが握っている。

米国競争力協議会の『ヤングレポート』(1985年)、『パルミサーノレポート』(2003年)は、いずれもイノベーション戦略の重要性を的確に指摘しており、日本の「科学技術創造立国」構想にも大きな示唆を与えた。しかし、両レポートの間に発表された『ポーターレポート』(1999年)が、最強の競争相手として日本を想定していたことはあまり知られていない。「失われた10年」においても、携帯電話、デジタル家電、ハイブリッド自動車などイノベーションは続いていた。人材、技術、産業の集積など、日本が持つイノベーションのポテンシャルは決して小

さくない。

これまで、日本のイノベーションは、民間企業が中心となって推進してきた。しかし、知の高度化に伴い、イノベーションの創出プロセスはますます複雑化しており、欧米のみならず新興途上国なども、官民を挙げたイノベーション戦略を重視している。日本も「科学技術創造立国」の実現に向けて政府の取り組みをさらに強化し、大学における基礎研究の充実や産学連携の一層の強化をはじめ、イノベーションを創出するための総合力を高める必要がある。

たとえば、日本の研究費に対する政府負担割合は主要国中で最も低い。このことが、不確実性が高く、リスクの大きい基礎研究や大規模研究開発プロジェクトの推進の障害となっている。



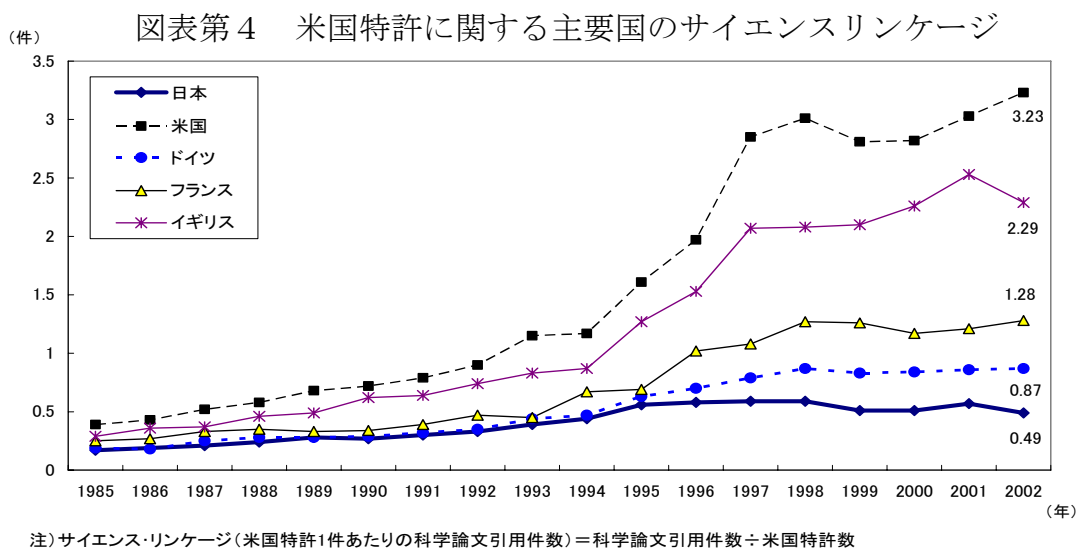
注) 各国とも人文・社会科学を含む  
日本は1996年度および2001年度に調査対象産業が追加、米国の2002年以降は暫定値

出典：文部科学省「科学技術白書」

また、特許1件あたりの論文の引用数(サイエンス・リンケージ)が、諸外国に比べて低い水準にとどまっていることに示されるように、大学などにおける基礎研究と社会のニーズとの結び



つきが弱く、基礎研究への投資がイノベーションにつながりにくくなっている。



出典: 科学技術政策研究所「科学技術指標－日本の科学技術の体系的分析」

さらに、優れた研究開発成果が得られたとしても、これを知的財産権として適切に保護し、国際的な標準として普及させるなどの取り組みが伴わない限り、日本の競争力向上にはつながらない。世界に誇れる知的財産制度・システムの構築への取り組み強化など課題は多い。国際標準化戦略においても、官民がスクラムを組む欧米諸国に比べ、日本は遅れをとっている。

日本においても、経済財政諮問会議をはじめ、総合科学技術会議、科学技術基本計画、知的財産推進計画など制度的な枠組みも充実しつつある。これまでの取り組みをさらに強化するとともに、夢のある大型のナショナルプロジェクトをはじめ戦略分野への政策資源の集中、省庁横断的な施策、市場展開の加速化を推進するならば、日本が世界のイノベーションセンターの地位を確保することは十分可能である。

## 10年後の姿（イノベーションの推進）

- ⇒ 2010年までに30以上の世界的研究拠点が整備されている。純粹基礎研究に加えて、中長期の日本の将来像を踏まえた、目的基礎研究も活発に行われている。研究開発の各ステージにおいて、共同研究や人材交流などの産学連携がさらに進んでいる。経済社会のイノベーションをもたらすような数多くの基本特許が生み出されている。
- ⇒ 大規模研究開発プロジェクトが着実に実施・実用化され、国家の重要な社会基盤となるとともに、生み出された要素技術は新しい産業分野の創出や国民生活の改善に寄与している。

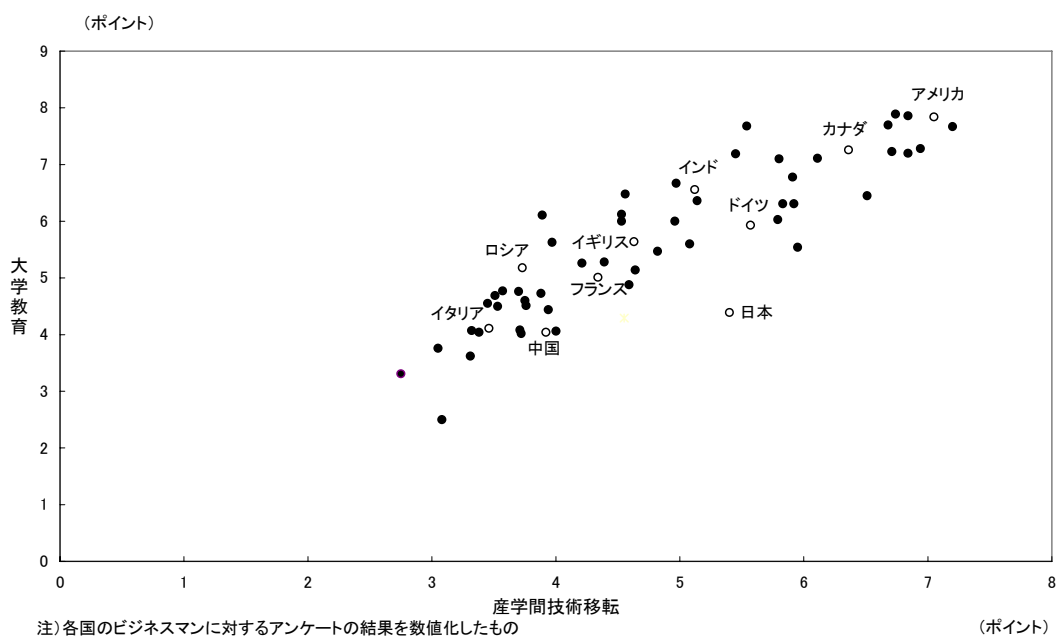
たとえば、衛星測位システムの整備や地理空間情報の利活用により、国民生活の利便性が高まることはもとより、地震・台風など大規模自然災害の予知・予測や被害軽減など、国民の安心・安全につながっている。また、高速増殖炉サイクルの実用化に向けた技術開発が計画的に進んでいる。さらに、日本近海に豊富に存在し、将来の資源として有望なメタンハイドレートなど未利用海洋資源の探査・開発も着実に進められている。
- ⇒ 先端的な研究開発に基づく新しい市場が次々と生まれている。たとえば、新世代自動車向け電池の市場が確立し、2015年までに8.2兆円規模に拡大している。また、次世代ロボット市場は3.1兆円、次世代環境飛行機市場は1.6兆円にまで育っている。
- ⇒ 「世界最先端の知財立国」にふさわしく知的財産政策が強化され、専門性の高い「知的財産裁判所」が拡充されている。特許制度の国際調和が進み、研究開発の成果を知的財産権として迅速かつグローバルに活用することが容易となっている。日本の技術に基づく国際標準が数多く生み出されている。
- ⇒ 連続的なイノベーションの実現などにより、今後10年間のTFP（全要素生産性）の上昇率は、年平均で1.5%以上を維持し、成長を支える最大の柱となっている。

## 高度人材の育成

常にニーズに先行する連続的なイノベーションを実現していくにあたって、担い手となる高度人材の育成は欠かせない。

人口当たり、あるいは労働力人口当たりの日本の研究者数は、主要国中で最も多く、しかも増加傾向にある。しかし、大学の教育力、とりわけ大学院の育成する人材の質には問題が多く、企業における再教育の負担が大きいとの指摘が少なくない。IMD (国際経営開発研究所) の国際競争力レポートによれば、日本における、大学から企業への技術移転に関する評価は 61 各国・地域のなかで 21 位であるが、大学教育が経済界のニーズに対応しているかの評価は 49 位と著しく低い。

図表第5 大学教育のニーズへの対応度と大学から企業への技術移転

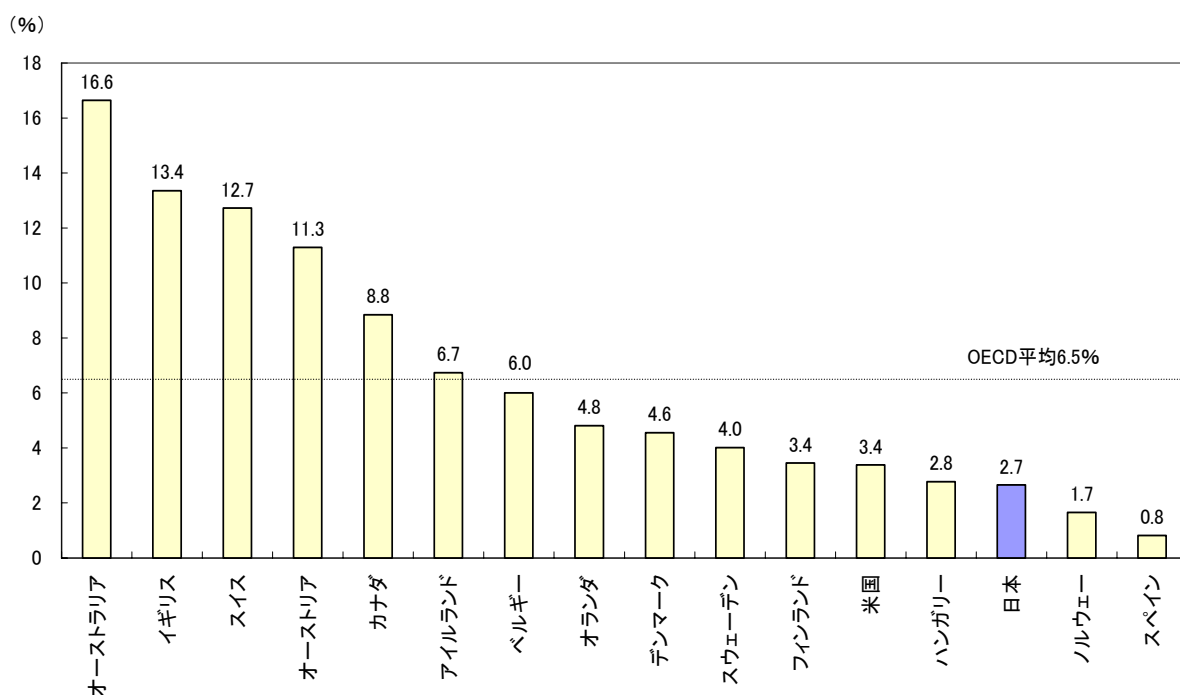


出典：国際経営開発研究所「国際競争力年鑑」2006年版

創造性豊かで、リーダーシップを発揮でき、幅広い視野と柔軟な発想を持つ人材を輩出していく上で、大学、大学院の果たすべき役割は大きい。たとえば、学部段階でのカリキュラムの見直しから、新領域・融合研究領域に対応できる大学院教育の実現、理工系・文系を問わず専門職大学院の充実など、高等教育全域の見直しと改革を推進していく必要がある。

また、世界各国が優秀な人材の獲得競争を繰り広げているなかで、これに遅れをとらない取り組みも必要である。外国人留学生は増加しているものの、大学などに在籍する外国人留学生の比率は2.7%と、OECD諸国平均の6.5%を大きく下回っている。外国人留学生の増加と日本への定着を図るため、生活・勉学に関わるサポート体制、卒業後の国内での就労支援策などを拡充していかなければならない。

図表第6 大学などに在籍する外国人留学生の比率(2004年)



出典：OECD「Education at a Glance」2006

## 10年後の姿（高度人材の育成）

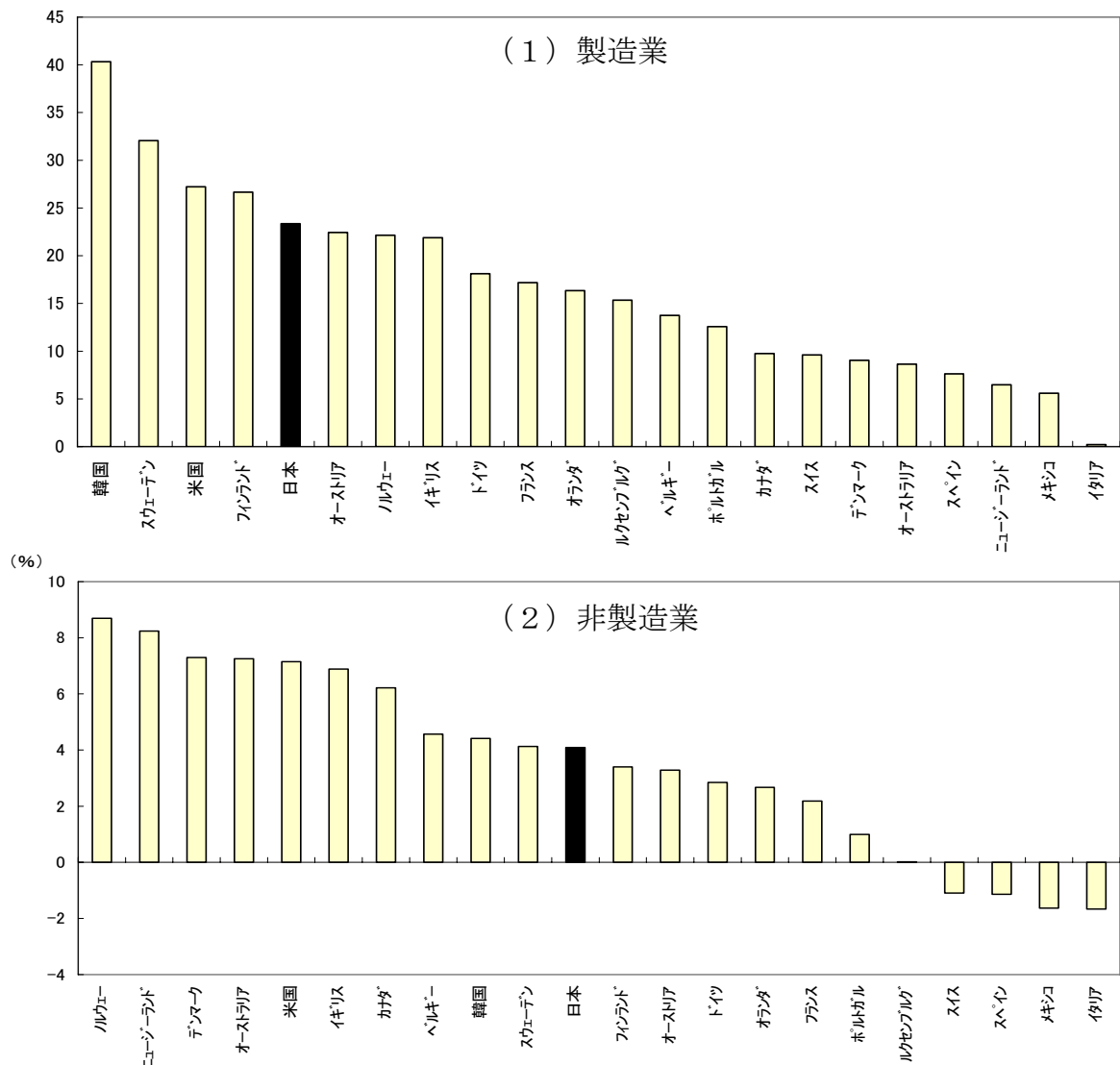
- ⇒ 産学が対話を深め、将来必要となる人材について共通認識を形成しながら、相互に連携して高度人材の育成を進めている。この結果、複数の専門能力、課題設定・解決能力、企画・マネジメント能力に加え、国際社会で求められる語学力、プレゼンテーション能力を身につけた人材を輩出している。
- ⇒ 広域で国公立大学が大括りに統合されている。その下で、それぞれの大学は蓄積・能力に応じて専門性・特色を明確にし、理工系のみならず、法律や金融などの分野においても、国際的に魅力を持つ知の拠点として人材育成力を高めている。
- ⇒ 専門職大学院（プロフェッショナル・スクール）が、経済界のニーズや新しい産業技術の動向などに的確に対応した高度専門職業人を養成している。たとえば毎年3,000人規模の高度情報通信人材が育成されている。
- ⇒ キャリアアップや再就労などをめざす社会人への対応を含め、実践的な教育コース、講座が充実している。
- ⇒ 大学などに在籍する外国人留学生の比率がOECD諸国平均（6.5%）並みとなっているとともに、優秀な卒業者が経済社会の各分野で活躍し、「内なるグローバル化」の牽引役となっている。

## 生産性の向上

生産性の向上は経済発展の原動力である。

日本の製造業の生産性上昇率は過去5年間で 23.4%と高い伸びを示しているが、韓国や米国に比べればなお劣位にある。他方、同期間の非製造業の生産性上昇率はわずかに 4.1%であり、国際的にも極めて低い伸び率にとどまっている。水準でも、近年、製造業と非製造業の生産性の格差が広がっている。

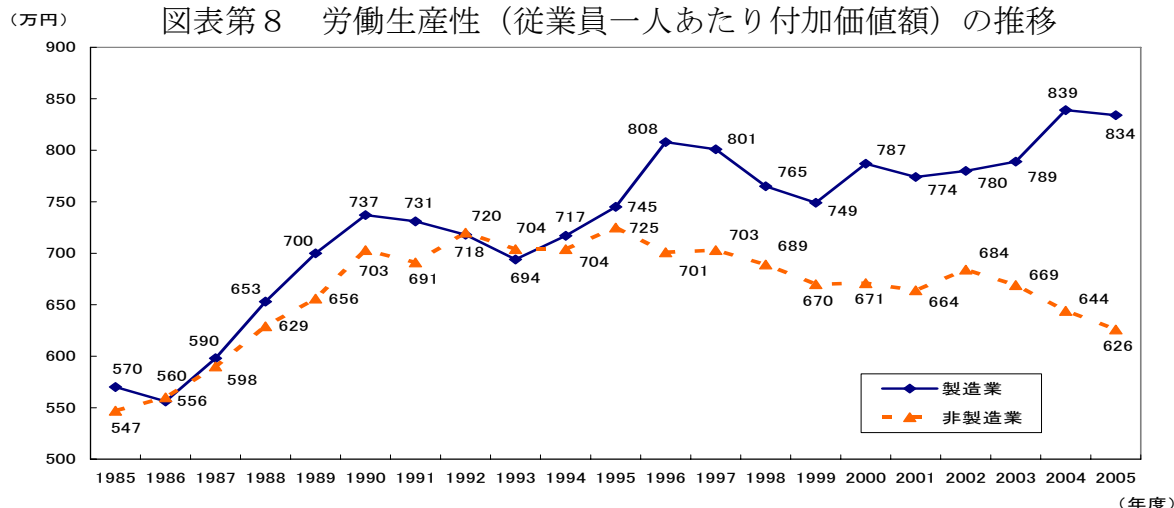
(%) 図表第7 生産性上昇率の国際比較 (1999年→2004年の変化率)



注) 労働生産性=実質付加価値額/就業者数、製造業は「National Accounts」の分類における「industry, including Energy」、非製造業は「National Accounts」の分類における「agriculture」industry, including Energy」以外の業種  
オーストラリア・スイスは1998年→2003年、ポルトガルは1997年→2002年の変化率。米国は2000年→2004年の変化率を5年分に換算

出典：OECD 「National Accounts」より作成

図表第8 労働生産性（従業員一人あたり付加価値額）の推移



出典：財務省「法人企業統計年次別調査」

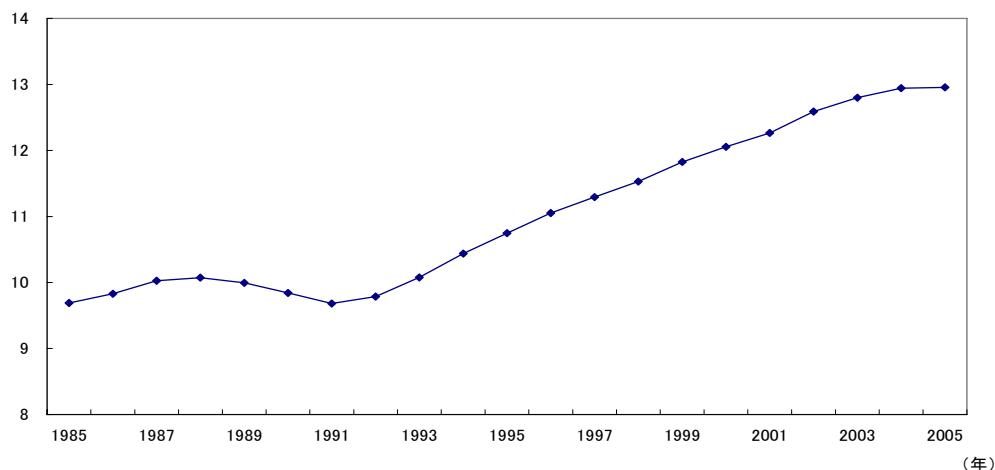
非製造業のなかでも、サービス業の生産性の水準は、米国と比較すると、全ての分野で下回っているとの調査結果もある。日本経済の中に占めるサービス業を含む非製造業のウェイトは付加価値ベースにおいても就業者数においても約7割に達しており、その生産性向上が急務となっている。

生産性の向上は、労使双方の取り組みによって実現される。日本では、長期雇用や企業内労使関係が一般的であり、社内の意思疎通が円滑であるとともに、勤勉で協調性のある労働者が多い。今後も、年功型賃金や定期昇給など、時代にそぐわなくなった仕組みを見直しつつ、「人間尊重」「長期的視野に立った経営」を理念とする日本的経営の強みを維持していく努力が欠かせない。同時に、リタイアの時期にさしかかっている団塊の世代の技能、暗黙知を継承できるよう、産学が連携して人材の育成や暗黙知の文書化などを進めていく必要がある。

最新鋭の資本設備も重要である。1990年代以降のいわゆる失われた10余年において、過剰設備・債務が足かせとなり、設備投資が停滞した結果、資本設備のビンテージ(平均年齢)が上昇

している。法人の実効税率を引き下げるとともに、法定耐用年数の大幅短縮や、償却資産に係わる固定資産税の廃止などにより、設備の新陳代謝を後押しすべきである。

(年数) 図表第9 製造業の設備ビンテージの推移



注)1979年までは68SNAベース、1980年からは93SNAベースの統計を使用  
 日本の設備の平均年齢＝[(前期の平均年齢+1)×(前期末の資本ストック-今期の除却額)+今期の設備投資額×0.5]÷今期の資本ストック

出典：内閣府「民間企業資本ストック統計」、経済企画庁「国富統計」より作成

生産性の向上のためには、ICTの高度利活用も欠かせない。ICT投資に対応した事業・組織・人材などの見直しが不十分であり、情報システムの部分的導入や部門内最適化にとどまっている企業が多い。他方、企業内全体最適化やサプライチェーン・マネジメント・システムの構築など企業間全体最適化まで達成した企業は少ない。とりわけ、金融、物流などのサービス業において、ICTにより生産性を引き上げる余地が大きい。

さらに、こうした企業努力を支える、産業・物流インフラの整備も求められる。企業の活動が国境を越えてシームレスに展開されるなかで、ヒト・モノがスムーズに移動できる基盤が必要を増している。かつてアジアのハブ港湾であった神戸・横浜・東京は今や香港・シンガポールや上海・釜山などに取扱量



で大きな差をつけられている。空港も、中国、韓国、タイなど東アジア地域で複数の滑走路を有する大規模空港の整備が進んでおり、日本の国際的地位は低下してきている。幹線道路など国内交通網も、その規模やコスト、産業クラスターとの結びつきなどの面において、十分な水準に達していない。財政事情は厳しいが、経済全体としての生産性を上昇させていくには、メリハリの効いた予算編成や国と地方の役割分担の明確化などを通じ、真に必要な社会資本の整備を急がなければならない。

#### 10年後の姿（生産性の向上）

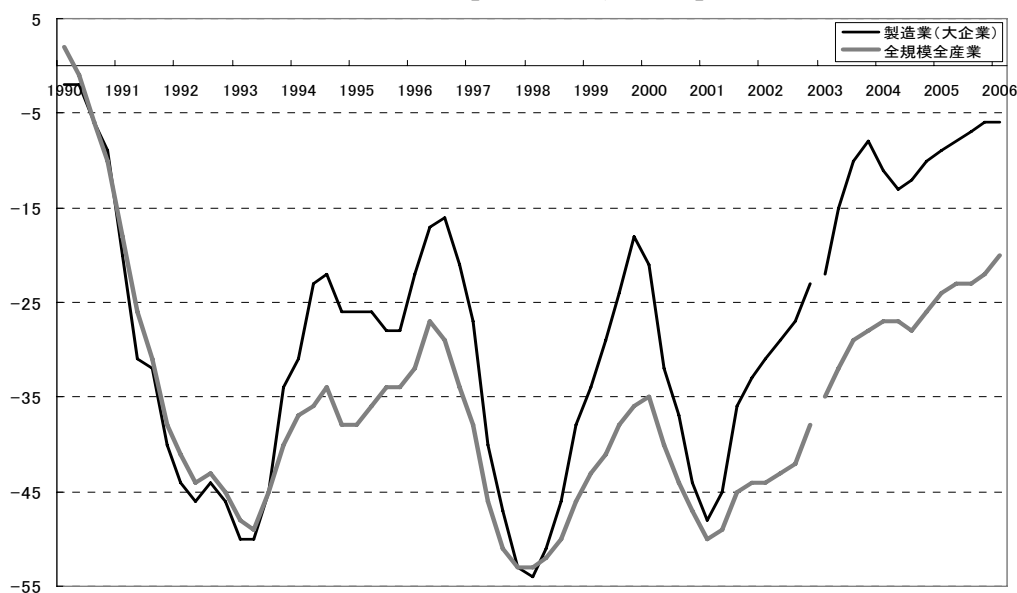
- ⇒ 「ものづくり力」や「現場力」が発揮され、製造業の生産性上昇率は、引き続き世界のトップレベルを維持している。また、規制改革、ICTの活用などにより、金融、流通・物流、ビジネス支援などサービス業をはじめ非製造業の生産性が上昇している。
- ⇒ 長期的視点に立って研究開発・投資・人材育成を行う「経営の論理」と収益回収を重視する「資本の論理」の間でバランスがとれた日本的経営の強みが、引き続き、維持されている。
- ⇒ イノベーションの成果を活かした設備投資が積極的に行われ、資本設備のビンテージは、1990年代前半の水準へ4年程度低下している。国内に最先端の生産拠点が維持され、雇用を創出している。
- ⇒ ICTの活用を梃子に、企業や業種の壁を越えた全体最適化が進み、世界トップクラスのICT経営が実現されている。また、テレワーク、SOHO（スモールオフィス・ホームオフィス。ICTを利用して、小さなオフィスや自宅などでビジネスを行っている事業者）の一般化など、ICTがひとつひとつの働き方を変化させている。
- ⇒ 大都市圏拠点空港・港湾の整備、国際海運・航空と国内の物流ネットワークのICTも活用した有機的連携が進み、グローバルなサプライチェーンの構築など、企業の国際展開に役立っている。

## 需要の創出・拡大

イノベーションと生産性向上により上昇する潜在成長力は、需要の伸びに裏打ちされて現実の成長に結実する。

バブル崩壊以降の経済の低迷は、バランスシート調整に伴う需要の縮減と、これを反映した投資の停滞の悪循環により生じた。思い切った不良債権処理により、この悪循環はようやく断ち切れ、需給ギャップは改善しつつある。

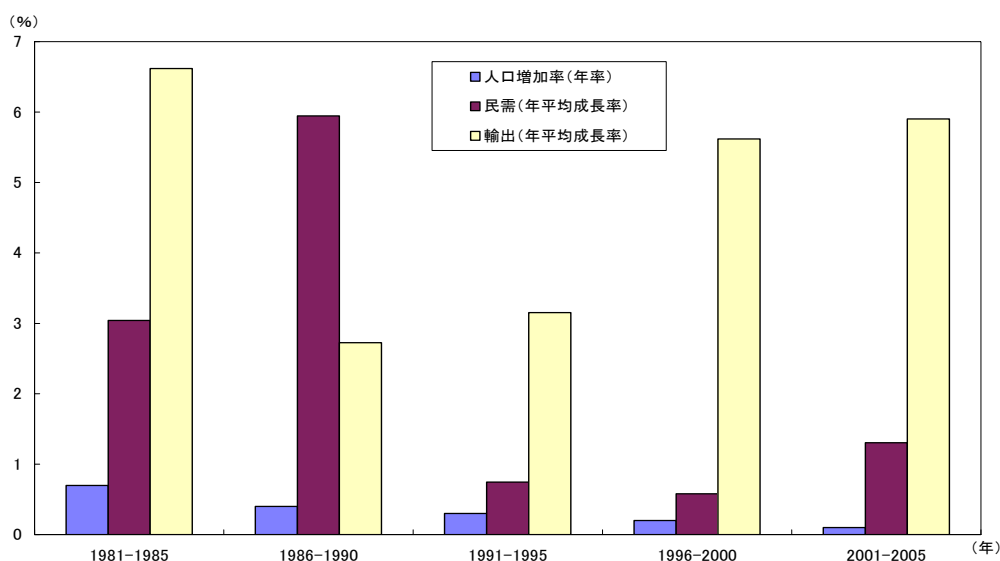
図表第10 国内での製商品・サービス需要D. I.  
（「需要超過」－「供給超過」）



出典：日本銀行「全国企業短期経済観測調査（短観）」

今後について、人口減少による需要減退を懸念する声も少なくない。しかし、これまでも、需要は、輸出を中心に、人口増加率を大幅に上回って伸張してきた。人口減少の影響を決して軽視すべきではないが、既存市場の深化・拡大に加え、新しい需要のフロンティアは内外に多く、これを確実に開拓していけば供給力に見合った需要を確保することは十分可能である。

図表第 11 人口増加率と実質民需・輸出などの増加率



出典：内閣府「国民経済計算」、総務省「国勢調査」より作成

その最大の柱はアジアとの経済連携の強化である。日本とアジアとの間では、国境を越えた高度な生産ネットワークが形成され、拡大・深化を続けている。自動車、エレクトロニクス製品の分野では、中国・ASEANからアジア域内や欧米などに輸出し、日本がその中核部品や資本財を供給する三角貿易構造が成立している。アジアは世界の生産拠点としての機能を強めており、この構造は一段と拡大すると見通される。さらに、東アジアやインドにおける中間所得層が厚みを増してきていることも注目される。品質や価格について要求水準の高い消費者に磨かれ鍛えられてきた日本の製品・サービスは、これら急拡大する市場で「日本ブランド」として歓迎されている。

アジアのみならず、米国をはじめ先進諸国、ロシア、ブラジルといった新興途上国など、高い成長が期待される国々が多い。日本が、世界最先端の新製品・新サービスの開発・提供を続けるとともに、WTO体制の維持・強化とFTA/EPAの締結

促進を実現できれば、外需は大きく拡大する可能性を秘めている。

国内においても新しい需要の芽が多く、これらを確実に開花させる必要がある。

まず、規制や公的関与のため、需給にミスマッチが生じている分野がある。医療、教育、育児分野では、多様なサービスに対する需要は旺盛なものがある。

国民の生活水準が向上し、一人ひとりのニーズが多様化するなかで、市場の大幅な拡大が見込まれる分野も少なくない。たとえば、日本の住宅や住環境は、諸外国に比べて決して十分な水準とは言えず、質の高い住宅や美しく豊かな住環境に対する国民のニーズはきわめて高い。

また、アニメ、ゲーム、音楽などコンテンツも内外に大きな潜在需要を抱えている。日本のコンテンツ産業のGDP比は2.7%と、米国の4.7%に比べ極めて小さな規模でしかない。日本のアニメや音楽が国際的にも注目を集めていることを考えると、潜在的な市場規模は大きい。

さらに、史跡や美しい自然に加え、豊かな食文化、最先端の製品・ファッションなど豊富な観光資源を活かした観光は、外国人旅行客の増大を含め伸張が期待される市場である。2005年に海外旅行に出かけた日本人は年間1,740万人であるのに対して、訪日外国人は673万人にとどまっている。また消費額ベースでも、日本国内における観光関連消費24.5兆円のうち訪日外国人による消費はわずか1.6兆円(6.5%)である。近隣諸国

とも連携し、官民一体となった政策を充実させれば、訪日外国人の増加とそれによる消費拡大の余地は極めて大きい。

加えて、女性や高齢者の社会参加の増加に伴い、家事労働全般の市場化や製品化が進んでおり、有望な市場となりつつある。

### 10年後の姿（需要の創出・拡大）

- ⇒ 2015年までの間、実質ベースで、民需は年平均1.7%で伸びるとともに、外需も年平均7.0%で伸び、潜在成長力の上昇に見合う市場が確保されている。
- ⇒ 高感性の商品やきめこまかなサービスをはじめ日本の強みを活かした高付加価値商品が投入されることにより、既存市場がさらに深化・拡大している。
- ⇒ 規制改革、市場化テストなどによって、これまで制度的に制限されていた需要が、市場メカニズムに基づき顕在化している。たとえば、医療分野では、混合診療が全面的に解禁され、また、保育サービスについて利用者への直接補助方式が導入されることなどにより、消費者のニーズに合ったサービス提供が可能となり、享受されている。
- ⇒ 良質でゆとりある住宅と、安全・安心で住みやすく美しい住環境、活力ある都市・地域が実現している。

日本のコンテンツの国際競争力と情報発信力が一層高まり、コンテンツ産業は18兆円を上回る規模に成長している。

2010年までに年間1,000万人、2015年までに年間2,000万人の外国人観光客が日本を訪れている。日本、中国、韓国を中心とする北東アジア観光ゾーンが形成されている。

生活関連ロボットや福祉ロボットなどの普及が進み、2015年までに関連市場が2兆円規模に拡大している。

上記を含め、2015年までに、サービス6分野（健康・福祉、育児支援、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流）の市場規模が約70兆円拡大している。

## 金融市場の活性化

実体経済の成長を安定的に実現するには、金融面からのサポートが不可欠である。企業が、連続的なイノベーションを実現していくには、必要な資金が迅速かつ容易に調達できる、使い勝手の良い金融市場が前提となる。

しかし、日本の金融市場は、こうしたニーズに必ずしも応えられる態勢になく、国際的に見ても、存在感が低下しつつある。たとえば、新規株式公開額をみると、シンガポールが急伸する一方で、日本は伸び悩んでいる。同じく金融市場の成長鈍化に直面している米国では、規制と国際競争力とのバランス改善をめざした改革を始めている。日本も、早急に制度・システム両面での改革を進め、国際的に魅力ある市場を構築することが求められる。「Free（市場原理が働く自由な市場）、Fair（透明で信頼できる市場）、Global（国際的で時代を先取りする市場）」を掲げた日本版ビッグバン構想から 10 年を経た今、その理念の具現化に向けた取り組みを一段と強化しなければならない。

図表第 12 世界の主要株式市場の新規株式公開額の推移

(単位：百万ドル)

	2003 年	2004 年	2005 年
ニューヨーク証券取引所	30,995	54,520	44,116
ロンドン証券取引所	7,591	13,831	31,169
日本株式市場 <sup>※注</sup>	2,995	3,898	3,652
シンガポール証券取引所	1,087	2,141	3,907

注) 日本については、日本市場全体のデータである。

出典：World Federation of Exchanges、日本証券業協会

金融市場の国際競争力を高めるには、投資家の厚みを増す必要がある。「貯蓄から投資へ」の流れを一段と推し進めるため、税制などの整備を進め、国内投資家を育成するとともに、海外からも投資家を呼び込んでいくことが求められる。

他方、安定的な産業資金の確保も引き続き重要な課題である。市場機能を活用したリスク分散手法強化などにより、金融機関が主要産業の設備投資、輸出入や海外展開などに伴う資金需要に積極的に取り組む環境整備を進めていくべきである。

#### 10年後の姿（金融市場の活性化）

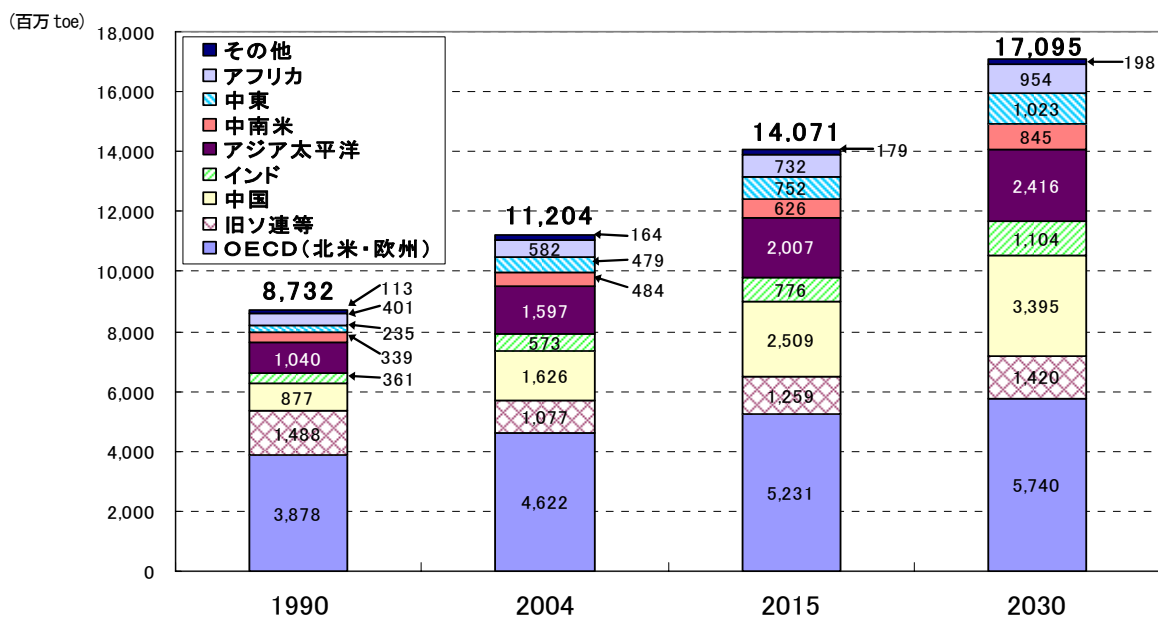
- ⇒ 日本の金融市場が、上場株式の時価総額、債券発行残高、外国為替取引高などで再びニューヨーク、ロンドンに比肩しうる国際的地位を確保している。
- ⇒ 多様な投資家が育成され、また海外から呼び込まれた結果、中長期の観点からリスクテイクを行う投資家層が厚みを増し、イノベーションを資金面から長期的かつ安定的に支える構造が整っている。
- ⇒ 現在の相対型の金融システムに加えて、多様なプレイヤーが金融市場を通じ、自らの判断で金融商品・サービスを選択できる市場型の金融システムが確立され、大企業のみならず地方企業や中小企業などの幅広い資金需要に応えている。
- ⇒ アジアはじめ新興市場国に日本の金融業が展開し、日系・非日系問わず企業の資金需要に柔軟かつ速やかに応える体制を整備している。  
アジア金融市場が整備され、日系企業による現地通貨建て長期資金の直接調達が円滑化されるとともに、アジア域内の通貨安定が図られている。

## 環境・エネルギー政策

成長を確かなものとしていくには、克服しなければならない制約要因がある。とくに、エネルギーと環境の問題や、後述する財政赤字が足かせとなるおそれが強い。

中東における地政学リスクの存在や生産余力の減少などの供給不安、中国やインドの急成長に伴う需要増などによって、エネルギー需給の構造的な逼迫が続くことが予測される。エネルギー資源のほとんどを輸入に頼らざるをえない日本が、このような情勢の下で持続的な成長を続けていくには、長期的かつ安定的なエネルギー供給を確保する必要がある。

図表第13 世界の地域別エネルギー需要の推移と見通し



注) グラフの上の太字は世界全体。「アジア太平洋」は日韓豪NZを含み、中国とインドを除く。

出典：I E A 「World Energy Outlook」 2006

このため引き続き主要なエネルギー源である石油、天然ガス、石炭について供給源の分散と有効利用を図ることが重要である。同時に、資源供給途絶リスクが小さい原子力を、安全性の確保を大前提として、国民の理解を得ながら、原子燃料サイクルを



含めて積極的に活用し、最適なエネルギー供給バランスを追求すべきである。

持続的な成長は、環境と両立するものでなければならない。地球温暖化防止、大気・水・土壌環境の保全、循環型社会の実現、化学物質対策などの重要性は改めて指摘するまでもない。税や規制に頼らず、事業者や消費者の環境行動の促進、環境行動が経済的利益につながる基盤の整備、さらに技術開発の促進と成果の普及、サマータイム制度の導入などによって、成長と環境の好循環を実現する必要がある。経済界も引き続き経団連の『環境自主行動計画』に基づき、環境負荷の軽減に取り組む。

#### 10年後の姿（環境・エネルギー政策）

- ⇒ 原子力、石油、天然ガス、石炭など、それぞれの特性を踏まえたエネルギー源の多様化と供給源の分散が進展し、エネルギー供給の長期安定性が高まっている。2030年までに自主開発比率を引取量ベースで40%とすることをめざし、資源国との関係が強化されている。
- ⇒ 日本の技術を活用したアジア・エネルギー・パートナーシップを通じて、アジアにおけるエネルギー需給や環境問題が改善している。
- ⇒ 2030年時点での発電電力量に占める原子力比率30～40%以上という目標達成に向け、原子力が基幹電源として積極的に活用されている。
- ⇒ 全ての国が参加するポスト京都議定書の枠組みの下で地球温暖化対策の実効的な取り組みが進み、地球環境への負荷が軽減されている。
- ⇒ 国・地方・事業者・消費者の適切な役割分担のもとに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）と廃棄物の適正処理を推進し、資源の有効活用と環境負荷の低減を図る「循環型社会」を実現している。
- ⇒ 環境・エネルギー分野において、燃料電池、バイオマス、太陽光発電などの技術戦略が着実に推進されている。国内におけるエネルギーの効率利用や環境対策が一層進展している。

## 2. アジアとともに世界を支える

日本の成長と繁栄は、アジアのダイナミズムを取り込み、それをさらにグローバルな成長につなげていくことで実現される。日本は、アジアの一員として、アジアとともに、世界経済のさらなる発展にチャレンジする。

### WTO体制の維持・強化

アジアは、早くから日本をはじめ先進諸国の投資を柔軟に受け入れ、高い成長を実現し、その成長がさらなる投資を呼び込み、世界の成長センターとしての地位を固めてきた。先進国企業がアジアにおける生産機能を構築・拡大し、世界の生産拠点としての機能を強めるにしたがい、地場の企業・産業も急成長し、域内や域外との貿易が活性化してきた。

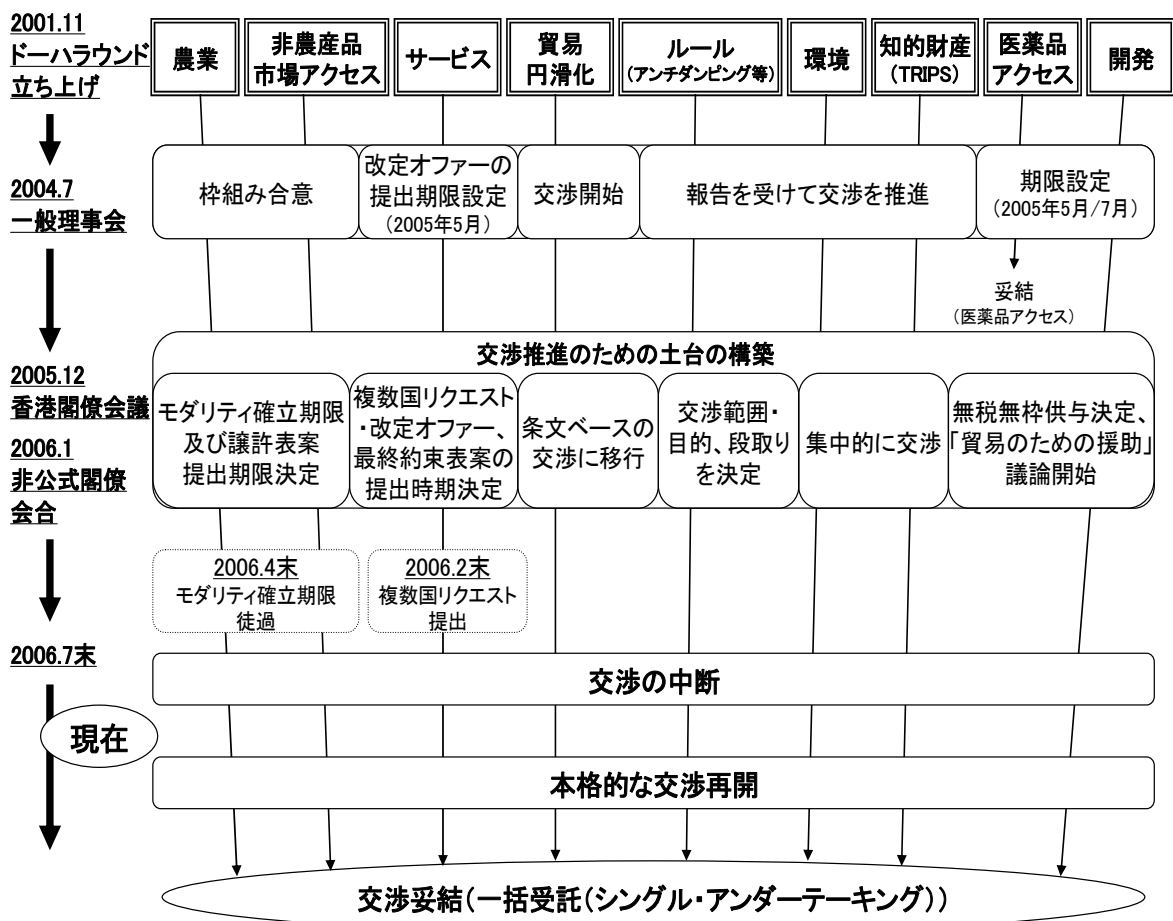
このように、アジアの、そして世界の成長を支える基盤は、自由な貿易・投資活動であり、多角的な国際通商システムの維持・強化を通じて、世界全体の貿易と投資の自由化の底上げを図る必要がある。

WTOは、最恵国待遇と内国民待遇の基本原則に基づき、前身のGATT(関税と貿易に関する一般協定)時代を含め、これまでの数次のラウンド交渉を通じて、グローバルな規模での自由化とルール形成を主導してきた。また、加盟国全てが平等に問題の正当性を問い、ルールに基づき解決することができる紛争処理メカニズムを備えることで、協定の実効性を確保し、

国境を越えた経済活動の安定性、予見可能性を高めてきた。

こうした機能をさらに拡充するために、2001年のWTOドーハ閣僚会議において、ドーハ開発アジェンダの立ち上げが決定し、2002年より交渉が進められている。しかし、加盟国が150カ国に達し、貿易円滑化、環境、開発問題など交渉分野も拡大するなかで、加盟国間、とりわけ先進国と途上国間での合意形成が困難となっている。当初の妥結期限である2005年1月1日を大幅に過ぎたにもかかわらず、本格的な交渉再開時期すら設定できない状況にある。

図表第14 ドーハ開発アジェンダの各交渉分野の進捗



出典：経済産業省資料より作成

ドーハ開発アジェンダが頓挫するようなことがあれば、貿易・投資の自由化に向けた原動力が失われることになりかねない。貿易・投資の拡大により多大な恩恵を受けてきた日本は、アジアの国々とともに、WTOを中核とする国際通商体制の維持のため、積極的に努力する義務がある。経団連は、各国の経済界と連携し、ドーハ開発アジェンダの早期妥結をめざす。

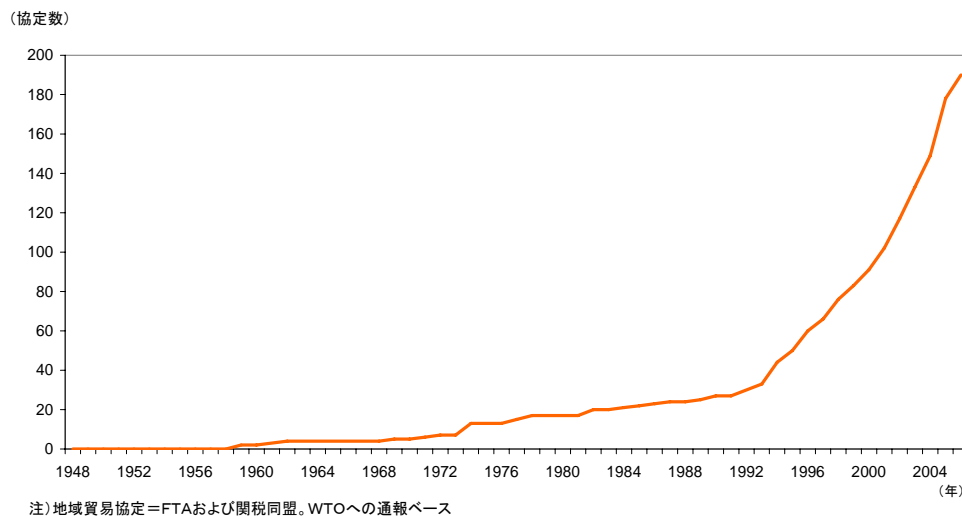
#### 10年後の姿（WTO体制の維持・強化）

- ⇒ およそ全ての国・地域がWTOに加盟している。WTOは引き続き多角的通商体制の基盤として機能し、貿易・投資活動がさらに活発化している。紛争解決制度が効果的に機能し、不公正な通商措置の是正、各国が約束した市場開放が着実に実施され、国際経済紛争が政治問題化せずに処理されている。
- ⇒ ドーハ開発アジェンダは妥結し、先進国と途上国の隔てなくその利益を享受している。新しいラウンドが開始され、モノやサービスの貿易障壁のさらなる削減、アンチダンピングなどのルールの改善に向けた交渉が進んでいる。また、投資、競争など、現在はWTOでルールが整備されていない分野についても、他の国際機関との協力の下、ルール化に関する検討が進められている。さらに、交渉長期化の一因となっているコンセンサス原則の緩和についても検討が進んでいる。

## FTA/EPAの締結促進

WTOがグローバルな貿易・投資の自由化を先導する一方で、世界的には、1992年のEU(欧州連合)、1994年のNAFTA(北米自由貿易協定)の成立など、経済統合をめざす動きが本格化している。

図表第15 地域貿易協定の累積件数



出典：WTO

日本は、アジア域内最大の経済力を有する国として、アジア重視の外交・通商・経済協力政策を展開してきている。また、企業も直接投資や基幹となる高度な部品・材料の供給を通じ、域内生産ネットワークの深化・拡大、地場産業の技術水準の向上や雇用の創出に深く関わっている。この結果、域内では事実上の広域経済圏が形づくられ、域内貿易比率をみても、EUが60%、NAFTAが45%に対して、東アジアは57%に達し、一つの極として、世界経済の牽引役となる素地が既に十分に築かれている。

近年、アジア域内では、事実上の広域経済圏を踏まえ、制度

面でも統合をめざす気運が盛り上がりを見せている。こうした動きは、アジア域内におけるグローバルな事業展開のインフラを強化するものであり、これまで日本が築いてきた、日本とアジアの互恵的な成長の礎をより強固にするものである。アジアがさらなるダイナミズムを発揮するため、これを加速させ、「東アジア共同体」を形成していくことが望まれる。

ただし、域内には多様な発展段階の国々が存在し、政治体制、市場経済の成熟度、価値観もさまざまである。また、アジアの成長は世界経済の発展と表裏一体の関係にあることを忘れてはならない。アジアがめざすべき国際秩序は、ローカルな価値の共存を認め合うとともに、引き続き外に開かれたものでなければならない。

日本はこうした側面に十分に配慮しながら、「アジアとともに世界を支える」という基本姿勢に立って、米・欧と並ぶアジアにおける制度面での統合に向けて積極的なイニシアティブを発揮していかなければならない。

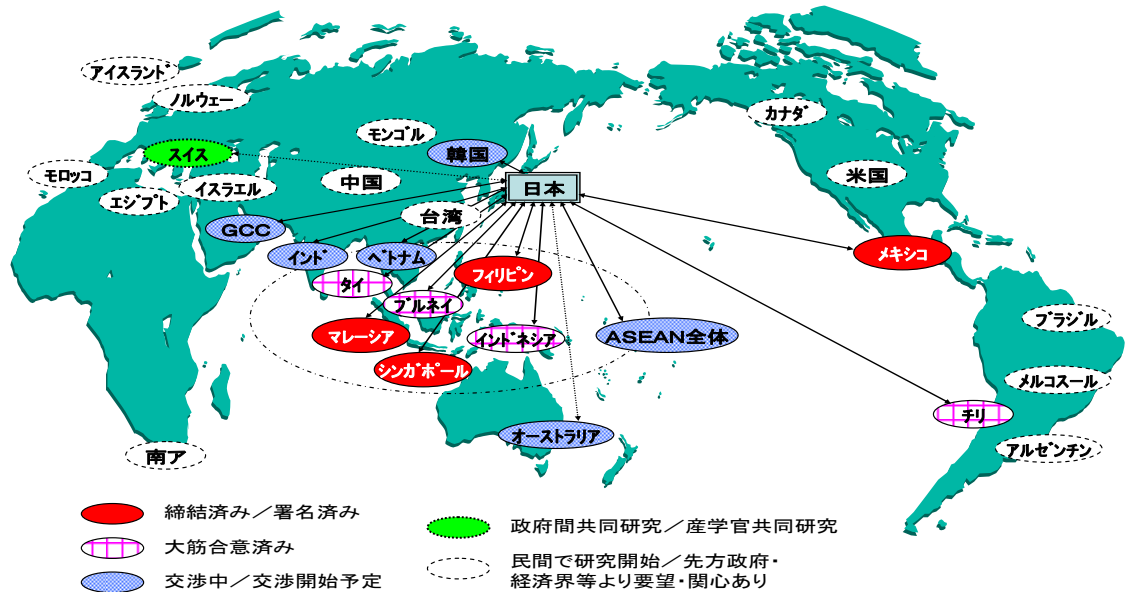
その際、日本に求められる役割は、たとえば、国内経済を活性化し、アジア経済に対するアブソーバー機能を発揮するとともに、金融市場の国際化を進め、旺盛なアジアの資金需要に对应していくことである。また、市場システム構築、産業・金融技術、環境・エネルギー問題への対応などにおけるフロントランナーとして、自らの経験と知識を各国と共有し、進化させることも重要である。さらに、政治の安定化、社会の近代化を最も早く達成した国として、「自由」「民主主義」「市場経済」といっ

た価値観の定着に積極的に貢献することも期待される。これらに加え日本に期待される重要な役割は、域内最大の経済力を活かしつつ、G8など域外のフォーラムとの「ゲートウェイ」として、アジア諸国の間をつなぎ、アジアと米欧をつなぎ、アジアとグローバルな世界をつなぐことである。国と国、企業と企業、人と人など、重層的なレベルでの結びつきの深化は、一定の緊張感も存在する域内諸国の安定化にも資する。

日本は、こうした責務を果たしていくためにも、まず、WTO協定との整合性を確保しつつ、アジアにおいてEPAの締結を急がなければならない。EPAは、実態先行の統合の脆弱性を克服し、将来にわたり、経済活動に関わる多様な分野におけるルールを明確化するとともに、ヒト、モノ、カネのさらなる移動の自由化を可能とするシームレスな経済環境を実現するために不可欠である。中国や韓国をはじめ、各国が締結推進の動きを加速させるなか、日本がEPA締結に対して今まで以上に積極姿勢をみせなければ、各国の日本との交渉に対するモメンタムは低下し、経済連携ネットワークから取り残されかねない。

日本はこれまで、アジア諸国との間では、シンガポール、マレーシアとのEPAを発効させている。また、フィリピンと署名をすませ、タイ、インドネシア、ブルネイとは大筋合意に至っている。さらに、韓国、ASEANとも交渉中である。今後は、アジアの未締結国との交渉を促進するとともに、段階的に進めてきたEPAを、地域全体をカバーする「面」のEPAへと拡大していかなければならない。

図表第16 各国とのFTA/EPAの取り組みの現状



出典：外務省資料より作成

ASEANとのEPAを早期に締結した上で、2011年までに広く東アジア全域におよぶEPAの成立をめざすべきである。志向すべきEPAの「広さ」は、ASEANと日中韓に、インド、オーストラリア、ニュージーランドなどの参加を視野に入れたものであり、「深さ」は、グローバルな事業活動に必要な環境を整備する観点から、貿易の自由化や円滑化のみならず、投資ルールを整備、人の移動、知的財産権の保護、環境・エネルギー分野の協力などを含めた包括的な内容である。

同時に、強固な同盟関係にある米国や、資源産出国であるGCC諸国、中南米諸国など戦略的に重要な国との間でも、FTA/EPA締結の促進に全力を尽くしていく必要がある。

これらの交渉を戦略的かつスピード感をもって進めるため、特命大臣の任用をはじめ、府省の縦割りを排した官邸主導の体制を速やかに構築していかなければならない。



## 10年後の姿（FTA／EPAの締結促進）

⇒ 日中韓、ASEAN、インド、オーストラリア、ニュージーランドからなる包括的で質の高いEPAが成立している。その結果、締約国全体で、GDPが約25兆円押し上げられている。

域内でシームレスな経済環境が整備され、企業の自由な活動が保証されている。取引コストは大幅に低下し、徹底的な最適地生産が進み、より強固なバリューチェーンが構築されている。中間所得層が厚みを増し、市場が急拡大するとともに、人の移動も活発化している。さらに、域外からの貿易・投資も増加している。

⇒ EPAを基礎として、金融・通貨、文化交流、教育、科学技術、感染症や海賊対策などに関して、機能的協力が進んでいる。域内での相互の信頼の構築、緩やかなアイデンティティの形成やコミュニティ意識の醸成が進み、日本のリーダーシップの下、開かれた「東アジア共同体」が視野に入っている。

⇒ 米国やGCC諸国、中南米など戦略的に重要な国々との間でFTA／EPAを締結している。また、APEC（アジア太平洋経済協力）全域でのFTA締結に向けた交渉も進んでいる。

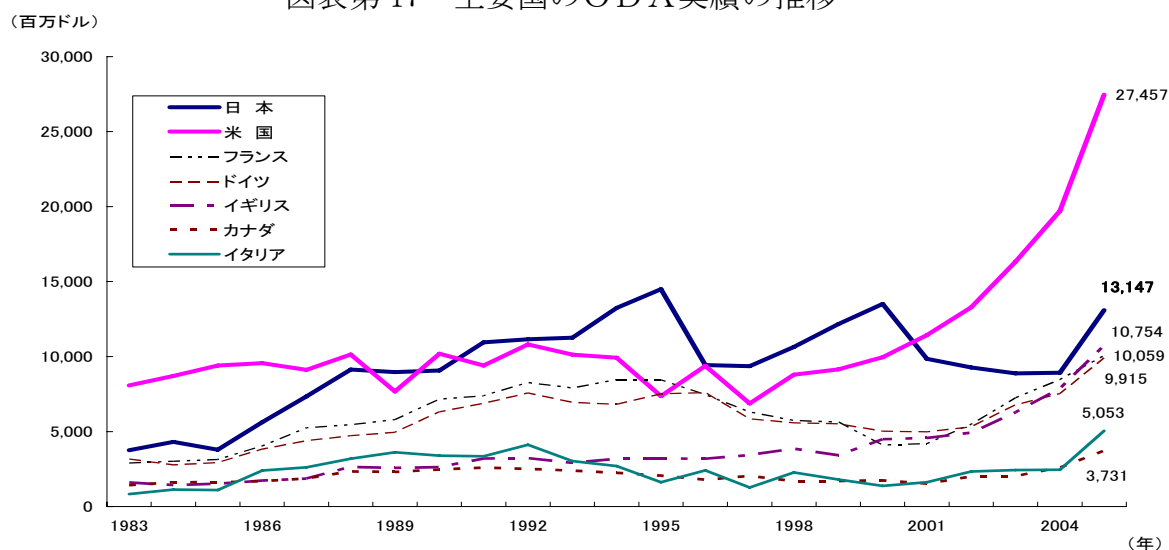
## 経済協力の戦略的な展開

日本が制度面での統合に向けてリーダーシップを発揮するためには、アジア諸国の期待に応えることで、一層の信頼と共感を得ていかなければならない。

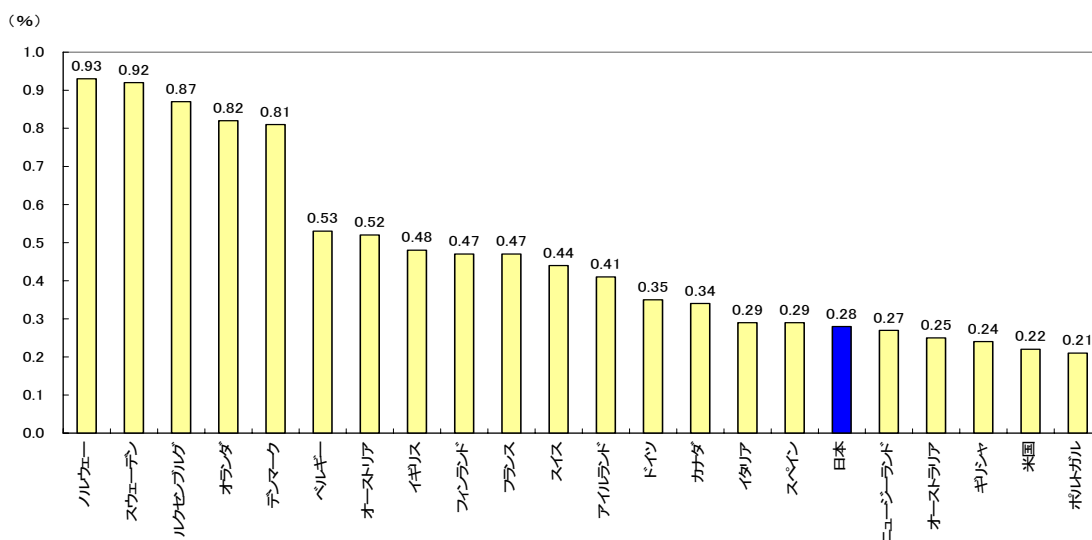
そのため重要となるのは、地域経済の基盤強化に向けた、優れた技術、知見、人材などを活用した「顔」の見える経済協力である。日本は、これまで、ソフトとハード双方を含む経済社会インフラ、貿易・投資環境の整備などに協力し、これを梃子として、企業による貿易・投資活動の促進、現地における民間経済活動の活発化を図ってきた。経済協力は、成長のパートナーであるアジアの開発課題に対する援助手段であるのみならず、軍事分野での貢献に制限のある日本にとり、友好的な二国間関係の維持、安定した経済活動を通じた繁栄などに向けた、有力な外交手段でもある。

しかしながら、経済協力政策を取り巻く情勢は厳しい。先進各国は、『国連ミレニアム宣言』（2000年）を受け、ミレニアム開発目標(MDGs)を実現するために、軒並みODA予算を増加させている。他方、日本は、1990年代に世界第一位のODA供与国の地位を占めていたものの、厳しい財政状況を反映して、予算の縮減が図られている。ODA実績は、イラクやインドネシアへの債務救済・猶予による一時的な増加分を除けば、減少傾向が続いており、MDGsで確認された目標である対GNI(国民総所得)比0.7%も大きく下回っている。

図表第 17 主要国のODA実績の推移



図表第 18 DAC (開発援助委員会) 諸国のODA対GNI比(2005年)



出典：図表第 17、18 ともに外務省

このままの状況が今後も継続すれば、国際社会の期待に沿えないばかりか、外交・通商政策の戦略的な展開にも支障をきたす懸念がある。財政事情は厳しいが、戦略的かつ重点的に経済協力政策を展開することで、事業環境の整備を通じた貿易・投資の活性化などを進め、アジアの活力を引き出さなければならない。

もちろん、経済協力の重要性は、対アジア向けにとどまらない。アフリカやGCC諸国向けを含め、日本が国際社会に対して表明した技術支援、資金援助については、着実に実施していく必要がある。

#### 10年後の姿（経済協力の戦略的な展開）

- ⇒ 途上国の自主性や自助努力を基本としながら、経済活動の活発化により持続的成長を実現するという日本型の経済協力政策をベースに、引き続き主要なドナーの地位を維持している。
- ⇒ これまで国際社会に対して表明した協力策を着実に実施している。また、国民の理解を得て、効率的な推進体制の下で、外交・通商政策との有機的連携を図り、国益を重視しながら戦略的な経済協力を展開している。  
    予算面では、効率化を図ることを前提に、ODAの対GNI比0.7%の目標達成に向けて努力するなかで、必要な水準を確保している。
- ⇒ 企業は、政府やNGO（非政府民間組織）と連携しながら、経済協力の担い手としての役割を拡大している。とくに、日本企業の技術と経験が活かせる分野における経済協力が強化され、「顔」が見えやすくなる結果、途上国から日本の経済協力がさらに評価されるとともに、日本の外交・通商政策への信頼と共感が増している。

### 3. 政府の役割を再定義する

これまでの改革の結果、企業部門はバブル崩壊に伴う負の遺産をほぼ解消し、新たな挑戦に立ち向かえる態勢となっている。しかし、政府は成長率を上回るペースで債務残高を増加させ、財政的に持続可能性を欠く状態となっている。事務事業の効率化・合理化はもとより、既得権益にとらわれることなく、「民が行えるものは民が行う」との観点から、政府が果たすべき役割を大胆に見直し、最小限のものに定義し直す必要がある。

#### 行財政改革

健全な財政なくしては、国民の安心の拠りどころとなる社会保障制度の維持や、教育・研究開発などの将来への投資も不可能である。日本の財政は、近年の歳出抑制努力と、経済活力の回復による法人課税などの税収増によって、基調としては改善の方向に向かっているものの、先進国中最悪の状況にある。国の一般会計は、依然として歳入の3分の1近くを公債金に頼っている。地方財政も厳しい。プライマリーバランス(基礎的財政収支)は黒字で推移しているが、公債依存度は1割を超えている。

この結果、国・地方を合わせた債務残高は767兆円、対GDP比150.2%(2006年度末)、国に限っても約600兆円、対GDP比約117%(同)に達している。現状のままでは、債務残高の対GDP比は発散的に上昇を続けるおそれがあり、財政の持続可能性は確保されていない。

債務残高の累増は、償還費の増大を通じ歳出構造を硬直化させ、将来世代の選択肢を奪う。また、金利上昇やインフレの潜在的要因として安定的な経済成長を脅かす。さいわい、長期にわたる低金利により、債務残高の急増にかかわらず公債費は低水準に抑制されてきたが、経済がデフレからの脱却に向かうなかで、金利が上昇に向かう可能性が高い。財政の持続可能性に対する市場からの信認に問題が生じれば、国債金利の上昇、国債費の増加、財政状況の悪化という悪循環を引き起こしかねない。

今後、高齢人口の増大により、医療・年金などの社会保障関係費が財政事情の逼迫要因となることは避けられない。しかし、当面10年間程度は、人口減少がもたらす負荷は比較的軽微なものにとどめることが可能であり、公債に関する内外の信任が未だ揺らいでいない今こそ、財政健全化に向けた道筋を明確にし、歳出入改革を着実に実施することで、持続可能な財政構造を確立しなければならない。

経団連は、『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006』（2006年閣議決定。以下『基本方針2006』と略す）で決定された、歳出・歳入両面の改革を通じ、2011年度には国と地方を合わせたプライマリーバランスを、社会保障関係費の増大にもかかわらず、確実に黒字化するとの方針を支持する。さらに、本ビジョンの最終年次となる2015年度には、国・地方のそれぞれについて、債務残高の対GDP比の安定・低下が展望できるプライマリーバランスの黒字幅を実現することをめざす。

このため、公務員制度改革をはじめとした抜本的な行政改革、徹底した歳出改革が必要である。国・地方を通じて、特別会計・独立行政法人などを含め全ての事務事業、人件費・公共事業をはじめ全ての経費について、選択と集中、機動的な行政の実現、無駄の排除、コスト削減、事業評価などあらゆる観点から、聖域なく徹底した見直しを行わなければならない。また、国・地方の資産について最大限に売却・有効活用し、財政健全化に役立てることも重要である。

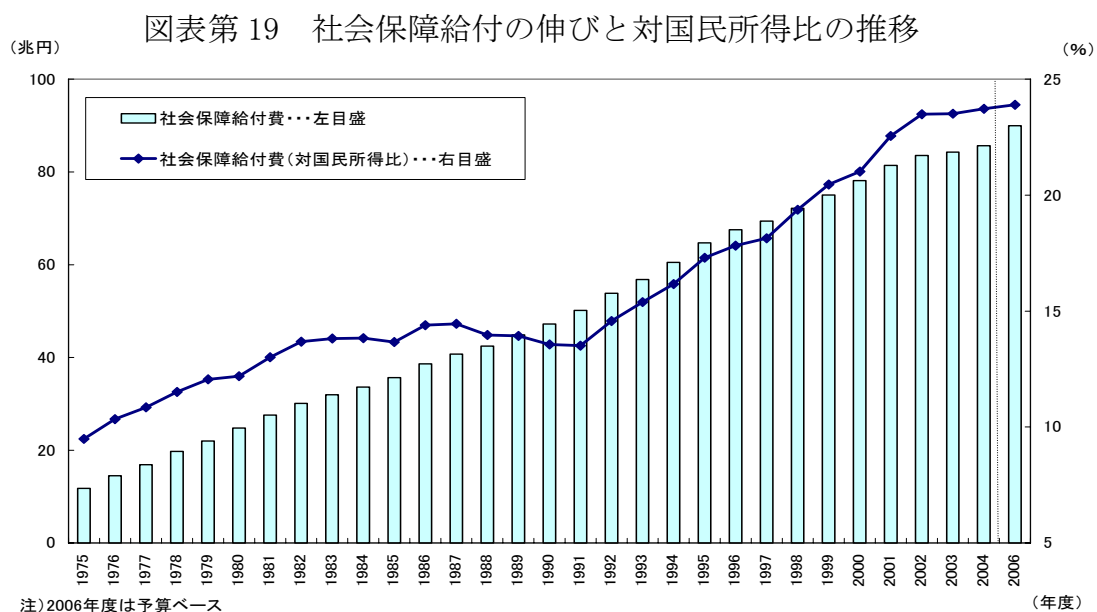
#### 10年後の姿（行財政改革）

- ⇒ 官民の役割分担の見直し、事務事業の選択と集中、公務員制度・行政機構の抜本の見直し、規制改革、民間開放などにより、小さくて効率的な「筋肉質の政府」が実現している。
- ⇒ 国・地方を通じ、財政の中長期的な持続可能性が確立している。歳出・歳入両面にわたる改革を通じて、国・地方それぞれの債務残高対GDP比が着実に低下している。
- ⇒ 歳出構造の改革を徹底する一方で、「日本型成長モデル」を確立することによって、経済の持続的成長と財政健全化の両立が果たされている。研究開発や少子化対策など、日本の将来に必要な分野には、資源が重点的に配分され、経済の成長を支えている。
- ⇒ 社会保障制度をはじめとする歳出面の徹底的な改革、政府の活動の効率化などを通じて、2015年度時点においても、租税と社会保険料負担、財政赤字をあわせた潜在国民負担率は50%を下回っている。

## 社会保障制度改革

政府の役割の再定義の最大のポイントは社会保障制度改革である。

高齢化の進展などにより社会保障給付は急増している。1990～2004年度の社会保障給付の伸びは、年平均4.4%と国民所得の伸び0.8%を大きく上回っている。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障統計年報」

給付の増大は社会保険料負担の重圧を増すとともに、財政赤字の拡大の原因となっている。社会保障関係費は国の一般歳出の4割強を占め、財政赤字の原因となっている。1990～2006年度の歳出増による国債残高増加額130兆円のうち、約90兆円は社会保障関係費の増大による。

社会保障給付は国民が受益するが、そのために必要な公費負担の先送りが続けば、世代間の不公平を拡大するとともに、将来世代に過度な負担を課すことになる。2005年度の内閣府の試



算によれば、生涯を通じた受益と負担の関係は、1943年以前に生まれた人は4,875万円の受益超過となる一方、1984年以降に生まれた人については4,585万円の負担超過となるとされている。国民年金の未納・未加入問題も依然深刻であり、財源負担の先送りの問題とあいまって、社会保障制度の持続可能性について国民の不安感が高まっている。

『基本方針2006』では、2011年度までの間に、国・地方を合わせて社会保障関係費を1.6兆円程度削減するとの目標が示されており、最低限これを実現する必要がある。しかし、これでもなお、社会保障関係費の伸びは4.3%と、想定される名目成長率を大きく上回っている。

国民生活のセーフティネットである社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくには、社会保障給付の増大を徹底して抑制し、経済の身の丈に近づけていく必要がある。このため、まず自助・互助で対応する部分と公的制度で対応する部分の役割分担を見直し、公的制度の関わる範囲を大幅に縮減することが求められる。同時に、社会保障制度や税など公的分野で横断的に用いられる共通の認証システム(社会保障番号)、給付と負担の情報の一元的な管理(社会保障個人勘定)の導入により、制度の透明性を引き上げるとともに、給付の重複排除、事務の効率化などを図る必要がある。また、高齢者を一律に弱者と捉えず、年齢を問わず負担能力に応じて貢献を求めるべきである。さらに、年金、医療、介護など各制度の一体的運用、保険者機能の強化、ICTの活用などにより、コスト削減を着実

に推進しなければならない。

以上の改革を通じ、2012 年度以降の社会保障給付の伸びを「高齢化で修正した成長率」（名目成長率に、公的年金のマクロ経済スライドを考慮した上で、高齢化の進行率を加算したもの）以下にとどめる必要がある。

### 10年後の姿（社会保障制度改革）

- ⇒ 自立・自助を基本とし、国民一人ひとりが、老後の生計、傷病などのリスクに対する備えを行っている。家族・親族、地域コミュニティ、企業などによる互助がこれを補完している。社会保障制度は、自助や互助ではカバーできないリスクへの対応をより重視したものとなり、国民の安心の拠りどころとなっている。
- ⇒ 給付水準の抜本的な見直し、働き方や年齢にとらわれない、所得や資産に応じた負担により、世代間の不公平が縮小している。また、所得捕捉の徹底や財源方式の見直しにより、同一世代内の公平も確保されている。
- ⇒ 社会保障番号、社会保障個人勘定が活用されている。
- ⇒ 各制度を通じて一体的な運営が行われ、サービス提供コストの節減や給付の適正化が進んでいる。ICTの活用により、医療・介護保険を中心に給付の効率化や質の改善が飛躍的に進んでいる。
- ⇒ 公的年金が一元化されている。税と年金保険料などの徴収も一元的に行われている。高齢者医療と介護の役割分担が明確になるとともに、高齢者医療制度に対する公費負担割合が引き上げられている。
- ⇒ 社会保障給付の伸びは、「高齢化で修正した成長率」以下にとどまっている。社会保障制度は持続可能なものとなり、国民の安心・信頼が確保されている。

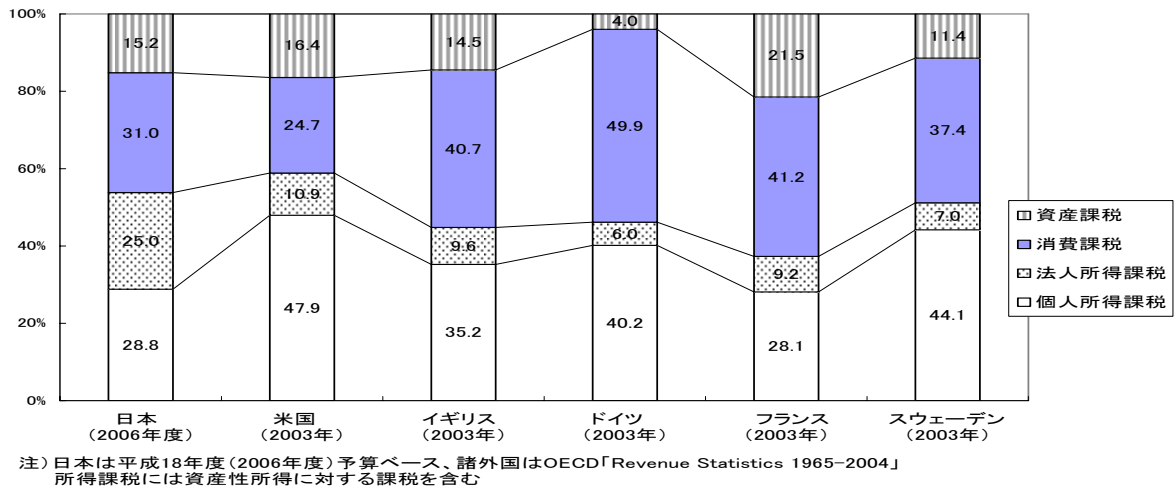
## 税制改革

社会保障制度改革をはじめ歳出削減を徹底したとしても、高齢化に伴う社会保障給付の増大に対応しつつ、2011年度に国・地方を合わせたプライマリーバランスを確実に黒字化し、その後も財政の持続可能性を維持していくには、税収確保措置が避けられない。

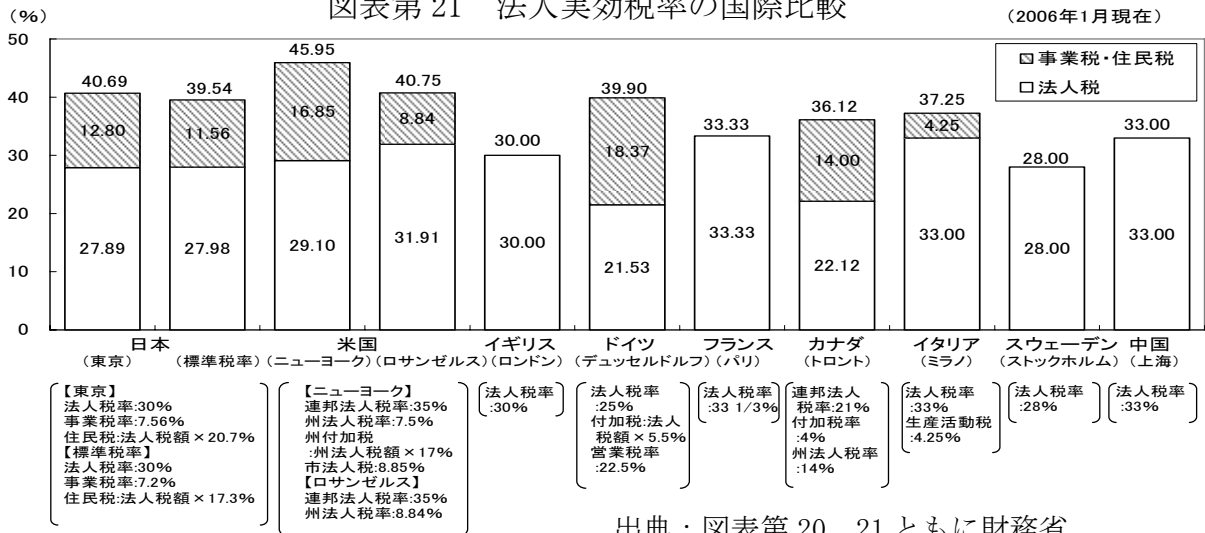
もちろん、税制改革の目的は社会保障制度の安定財源確保に尽きるものではない。経済活動を活性化させることによって税収増を図るという観点を欠かすことができない。企業の活力の向上があって、はじめて経済は成長する。各国が企業や個人の活動の拠点として選択されることをめざして、税制整備を進めているなかで、国家間競争に劣後しない税制を構築することが重要である。また、少子化対策、公益活動の促進、寄付文化の育成などの面でも税制に期待される役割は少なくない。

税制改革を考える際、日本の税制が法人課税や個人所得課税など直接税に大きく偏っていることを見逃してはならない。国税・地方税を合わせた法人税実効税率は約40%であり、もともと法人税率の低いアジア諸国はもとより、EU諸国においても税率引下げが行われた結果、諸外国と比して、高止まりの様相を呈している。個人所得課税についても、数次の改正により累進税率構造は緩和されたが、いまだに最高税率は他の先進諸国に比して高い。また、多岐にわたる所得区分、分離課税、錯綜した控除制度などにより、極めて複雑な制度となっており、所得捕捉の問題もあって、国民の負担感、不公平感は強い。

図表第 20 税収構造の国際比較



図表第 21 法人実効税率の国際比較

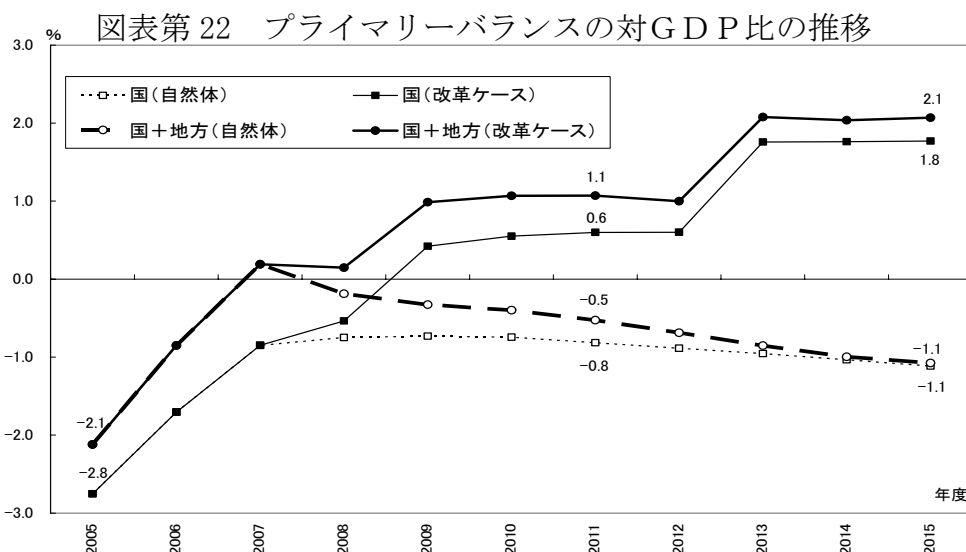


今後、社会保険料負担が増大していくことを考えるならば、これ以上、直接税を増税する余地はない。新しい税収確保措置は、経済動向に左右されにくく、幅広い世代が公平に負担するとともに、経済に及ぼす影響が中立的であり、国境調整により競争力への影響を遮断できる消費税を中心に考えざるをえない。

税制改革の目安を得るため、名目成長率3%、長期金利4%の前提を置いて、機械的な試算を行えば、次のような財政健全化に向けたシナリオを描くことができる。

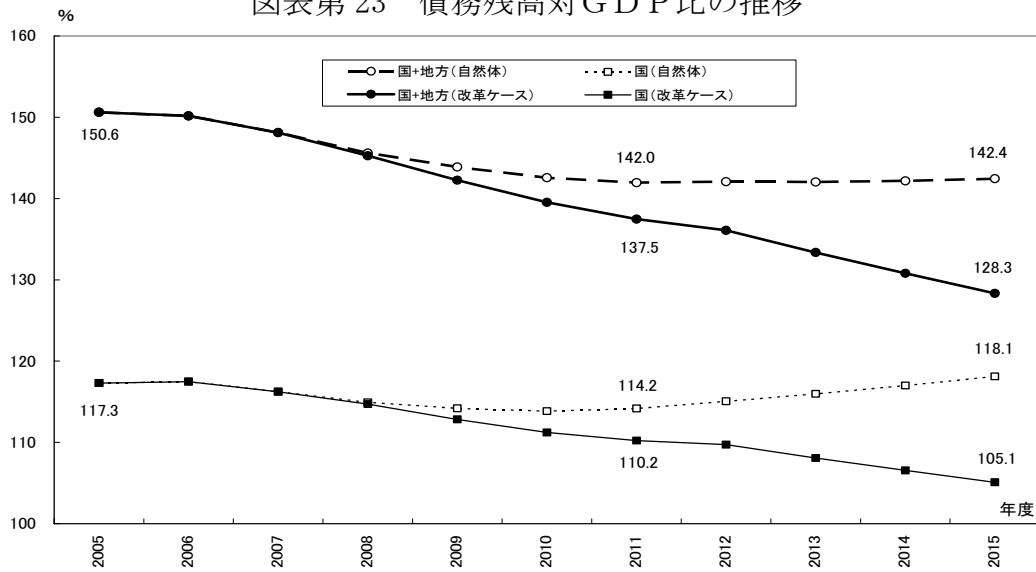
まず、2011年度までの間については、『基本方針2006』において11.4～14.3兆円の歳出削減が見込まれているが、堅実な見積りとして少なくとも11.4兆円の歳出削減は確実に実施すると想定する。あわせて、2009年度の基礎年金国庫負担割合の引上げなどを勘案し、消費税率を2%引き上げると、2011年度の国のプライマリーバランスはかろうじて0.6%程度の黒字、また、地方は0.5%程度の黒字となる。しかし、依然として国の債務残高対GDP比を安定化させるまでには至らない。

そこで、2012年度以降、社会保障制度改革を通じて社会保障給付の伸びを「高齢化で修正した成長率」以下にとどめることとする。これに加え、消費税率に換算して3%程度の増税、あるいは、社会保障以外の歳出について毎年4.6%程度の削減を行えば、2015年度において、国のプライマリーバランスが1.8%程度の黒字、地方も0.3%程度の黒字と、国・地方それぞれの債務残高対GDP比を安定的に低下させることが可能となる。



注) 2005年度は実績値。2006年度は補正後値。2007年度は当初予算値(一部推計)。2008年度以降は2007年度当初予算値に基づく試算値。また、自然体とは歳出入改革を実施しない場合と仮定

図表第 23 債務残高対GDP比の推移



注)2005 年度は実績値。2006 年度は補正後値。2007 年度は当初予算値（一部推計）。2008 年度以降は 2007 年度当初予算値に基づく試算値。また、自然体とは歳出入改革を実施しない場合と仮定

もちろん、これは機械的試算によるシナリオであり、経済環境の変化などによっては見直す必要があることはいうまでもない。また、ここでは、仮に消費税引上げによる税収を全て国に帰属させているが、交付税・補助金を縮減し、同額の税源移譲を行ったとしても結論は変わらない。

このような試算結果を踏まえて、経団連としては、2011 年度までに 2%程度の消費税率の引上げはやむをえないと考える。なお、その後を含めた具体的な税率・税源配分については、社会保障制度改革を含めた歳出削減の進捗状況、国・地方の財政状況、今後の経済の情勢などを踏まえ、広く国民的な議論を通じて決定していく必要がある。

## 10年後の姿（税制改革）

- ⇒ 2010年代中葉には、直接税と間接税の均衡がとれた新しい税体系が構築されている。
- ⇒ 法人課税は、基本的に国に一本化され、実効税率は30%程度の水準まで引き下げられている。
- ⇒ 企業の国際的な活動のリスクとなる二重課税が生じないように、国家間の調整に関する枠組みが構築されている。
- ⇒ 民間の非営利活動を積極的に支援する非営利事業体税制や寄附金税制が確立している。
- ⇒ 個人所得課税については、累進税率構造がより緩和されている。また、社会保険料の負担増や、消費税率の引上げを考慮して、低・中所得層の税負担が軽減されている。社会保障番号を活用することにより、税制の公平性、透明性が高まっている。金融所得については、広く一体的に通算する税制が構築されている。

## 4. 道州制、労働市場改革により暮らしを変える

人口減少と少子高齢化が進むなか、豊かな生活を実現し、開かれた機会を確保するには、国・地方の関係の抜本的な見直しをはじめ、労働市場改革、実効ある少子化対策の確立など、制度・体制の根幹に踏み込む広義のイノベーションが求められる。

### 道州制の導入

最も重要な課題は、中央集権的な国・地方体制の立て直しである。

明治以来、国を上位機関とし、地方をあたかもその執行機関であるかのように位置づける体制が続いている。1999年の地方分権一括法により国と地方の役割分担に関する基本的な原則が地方自治法に定められ、地方の事務は自治事務と法定受託事務に整理された。しかしなお、国による地方への関与・統制が続いており、自治事務についても国の規制・基準が課せられている。国の地方支分部局と都道府県、都道府県と市町村で重複する事務も少なくない。また、都道府県から市町村への権限移譲も十分ではない。この結果、自立的・主体的な地方経営が育たず、権限・財源を一手に握る東京に人口・産業などが一極集中する一方、地方は過疎や住民の高齢化に悩んでいる。今後、人口減少と少子高齢化が進むなかで、都市と地方間の不均衡がさらに拡大するおそれが強い。



中央集権体制の制度疲労は財政面にも深刻な影を落としている。三位一体の改革にもかかわらず、交付税、補助金など国から地方への巨額の財政移転が続いている。このため、負担と受益の関係があいまいとなり、住民が負担感を欠いたまま、ナショナルミニマムを超えたナショナルアベレージの行政サービスを求め、構造的な歳出拡大圧力となっている。とくに、交付税については、交付税の法定率により算出される額を上回る交付が続き、交付税特別会計に限っても借入金残高は2006年度末で50兆円を上回るとともに、国・地方の財政赤字の原因となっている。

組織体制面では、合併特例法の下で、市町村の自主的な合併が進められ、1999年4月には3,329を数えた全国の市町村は1,800強と5割近くに減少しているが、地域ごとの進捗状況にはばらつきが見られる。

他方、社会の流動化やひとびとの活動範囲の拡大などを背景に、都道府県の区域を越えた広域的な対応を要する行政課題が増えてきている。また、近年のアジア諸国の台頭を受け、地方が直接に海外の諸地域と連携する動きが活発化しているが、現在の都道府県では、推進力や機動力に欠け、海外に対するプレゼンスが弱いという指摘がある。さらに、指定都市に加え、中核市、特例市の制度が創設され、市町村合併を機に新たに指定都市などに指定される都市が増加していることもあって、都道府県の位置づけや、役割を抜本的に見直すべきであるとの声が高まっている。

今後、グローバル化は国内にも浸透し、各地は、地域間競争のみならず国際競争にもさらされる。地方は、それぞれに差別化戦略を展開し、グローバルな地平でコンペティティブ・エッジを確立しなければならない。このような地方分権の担い手となる地方を実現するために、経団連は、2015年度をめどに「平成の廃藩置県」として道州制の導入をめざす。道州が、広域的な経済圏の形成に主体的かつ自立的に取り組むようになれば、道州間、さらには海外諸地域との競争と連携が進み、天災や人災にも強い分散型の国土・経済構造が形成される。

#### 10年後の姿（道州制の導入）

- ⇒ 地方体制は、自立的な市町村と道州に再編成されている。現在1,800強ある市町村は、少なくとも半分程度までに統合されている。47都道府県は、社会経済・地理・歴史・文化など諸条件に配慮して、10程度の道州に再編されている。ヨーロッパ自治憲章の補完性の原則にならい、国から道州へ、従来の都道府県から市町村への権限移譲が大幅に進んでいる。
- ⇒ 市町村が、住民に身近な行政サービスの提供を総合的に担っており、住民の利便性は飛躍的に高まっている。

広域的な行政課題には、道州が、広域的に分散する機能や資源、現在は国の地方支分部局が有している人材、などを活用して対応している。たとえば、従来の都道府県の区域を超えた、①国公立大学・研究機関などの再編や企業との連携による知的クラスターや産業クラスターの形成、②文化財・自然景観・アミューズメント施設・温泉・グルメ・ショッピングなど複数の観光資源を組み合わせた観光振興、③産業交通基盤など社会資本の整備と維持・更新、④リサイクルをはじめ広域的な循環型社会の構築などが進んでいる。

⇒ 住民の監視と選択により、地方における規律が高まり、歳出の最適化が進んでいる。また、市町村合併や道州制の導入による議員・職員数、事務経費の合理化・削減、公共施設の整理統合や重複投資の回避などの効果が現れている。

歳入面では、交付税改革・税源移譲などによって、地方が自由にできる財源が拡大している。新しい財源を求める場合は、首長が住民と向き合って納得を得ることが基本となり、個人住民税を中心に課税自主権が活用されている。また、地方体制の改革や地方債発行の自由度の向上により、自らの信用力に応じ、市場からの資金調達が行われている。

⇒ 道州はそれぞれの地域特性やハード・ソフト両面の蓄積を十二分に活かし、国内的にも国際的にもコンペティティブ・エッジを確立している。また、グリーンフィールド投資を中心に対日直接投資が拡大している。この結果、道州相互間、さらには海外諸地域との競争と連携が強化され、天災や人災などリスクに対しても強く、個性豊かな分散型の国土・経済構造が実現している。

## 労働市場改革

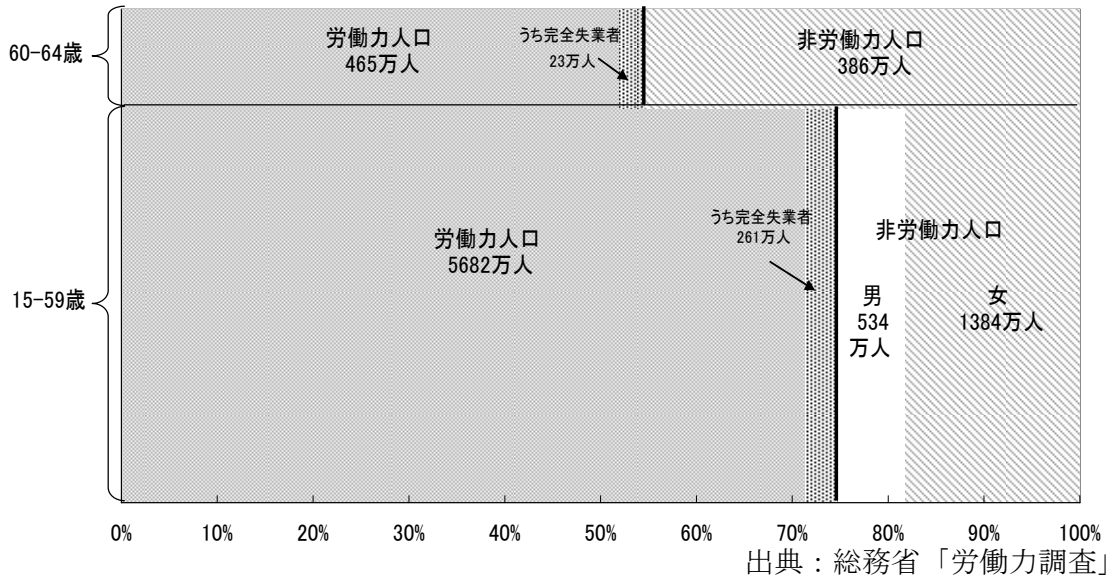
労働市場改革にも直ちに取り組みなければならない。

日本の労働市場は、長期雇用、企業内労使関係を前提とした企業内調整を基本としており、安定性に富むものの、問題も多い。たとえば、年功型賃金、定期昇給など既にその時代的使命を終えた仕組みは徐々に姿を消しつつあるが、なおその残滓がしがらみとなり、多様かつ柔軟な働き方の実現や中途採用など再チャレンジの妨げとなっている。また、産業や職種を横断した労働の流動性が低く、人口減少下での少子高齢化の進行に十分対応できないでいる。

このような事実を背景に、2015年には2004年に比べて労働力人口が約400万人減少することは不可避であるかのように語られている。また、2007年以降、いわゆる団塊世代がリタイアの時期を迎え、徐々に労働市場から退出していく。これにより、製造業における技術・技能の継承問題に伴う、ものづくり基盤の喪失なども懸念されている。

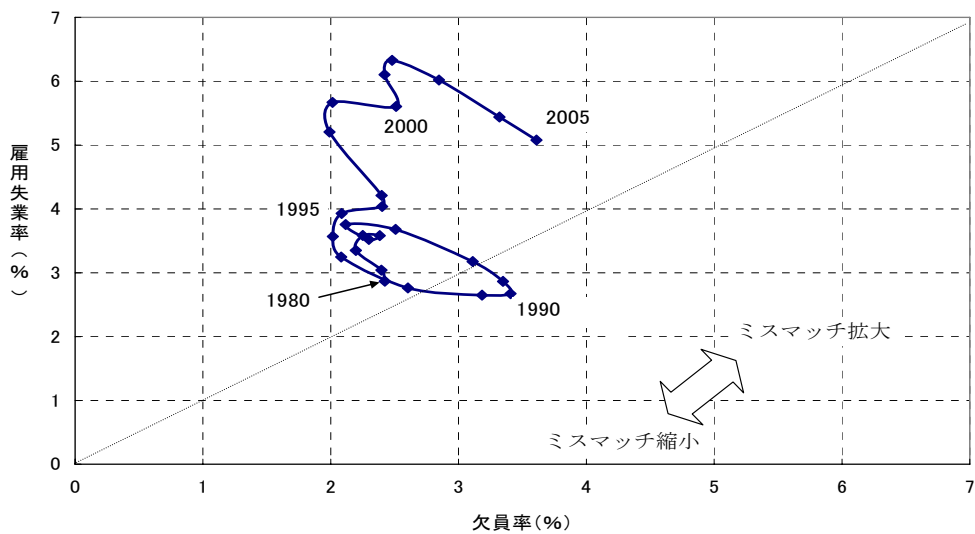
しかし、15歳以上人口のうち、約4,300万人は労働市場に参加しておらず、うち約2,300万人は65歳未満であるという事実を忘れてはならない。たとえば、女性の労働力率を年齢構成別にみると、いわゆるM字型カーブを描くことはよく知られているが、就労希望者を加えた潜在的な労働力率は米国などと同様に台形型に近い姿となっている。また、内閣府や東京都が実施した調査では、団塊世代の就労継続意欲も強い。

図表第 24 生産年齢人口（15 歳～64 歳）の構成（2005 年）



労働市場に参入しているひとびとについても、雇用のミスマッチの問題がある。完全失業者は260～300万人にのぼり、うち約半分は15～34歳である。若年者が就労機会に恵まれなければ、就労能力の健全な形成を損ないかねず、また社会保障制度の空洞化にもつながるおそれがある。

図表第 25 雇用のミスマッチ状況（欠員率・雇用失業率）



出典：厚生労働省「一般職業紹介状況調査」、総務省「労働力調査」より作成

女性の就労支援、高齢者の活用、若年者を中心とした雇用のミスマッチの解消により、労働力人口減少は相当程度、緩和可能である。経団連は、全員参加型の社会を実現することで、2015年までの労働力人口減少を100万人にとどめることをめざす。

そのため、労働関係諸制度を総点検していく必要がある。労働市場には、当然、財や資本の市場にはない規律が求められる。しかし、行き過ぎた規制・介入は、かえって雇用機会を縮小させ、再チャレンジの障害になる。雇用の安定確保、労働者保護などの目的で導入された制度が、労働者の就労意欲や企業の雇用意欲を減殺していないか、テレワークなどICTの活用の妨げとなっていないか、円滑な労働移動の足かせとなっていないか、などの視点から全面的に見直し、労使の自治を基本に、規制は最小限とする方向で、労働市場改革を進めていくことが求められる。労働市場改革は、産業の空洞化を避けるためにも待ったなしの課題である。

労使の果たすべき役割も大きい。遅々としたものであったが、これまでの規制改革の結果、企業の外では、専門的技能や知識を適正に評価する流動性の高い労働市場が形成されつつある。

「格差是正」の名目の下に、これを年功型賃金、定期昇給に代表される旧来型の枠組みに抑え込むようなことがあってはならない。労使も、労働の流動性を高め、再チャレンジのチャンスを広げる観点から、もはや形骸化した「春闘」や、正規・非正規の区別にとらわれることなく、多様な就労・雇用ニーズへの対応、役割や仕事、業績に応じた人事・報酬制度の整備をはじめ

め、それぞれの企業において「内なる改革」を進めていかなければならない。

以上に加え、アジアをはじめ海外諸国から、能力と意欲のある外国人材を受け入れることも重要である。また、中期的には、諸外国の法制・事例も参考に、外国人の永住資格の取得に関する一般的なルールの整備も検討する必要がある。

### 10年後の姿（労働市場改革）

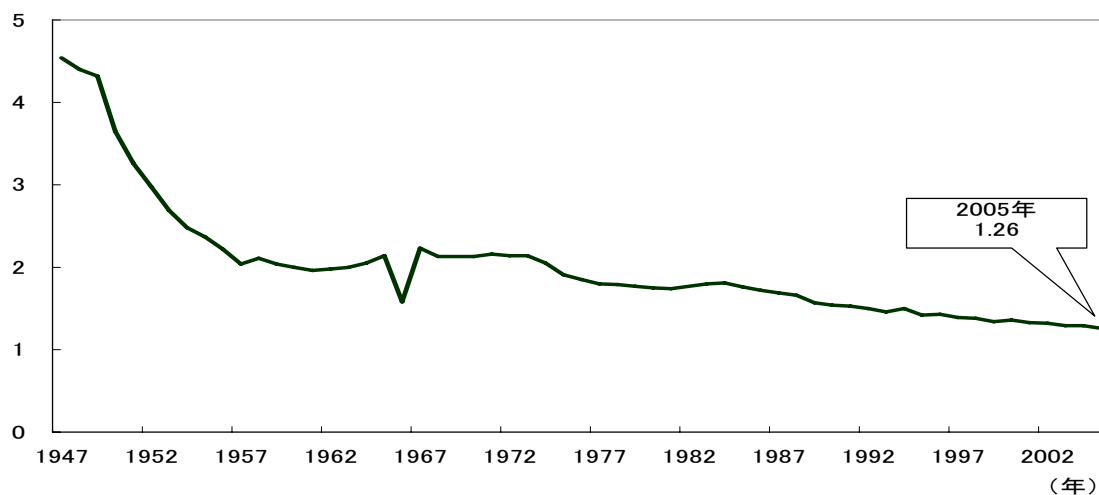
- ⇒ 意欲と能力があれば、性別や年齢に関わりなく働ける制度や仕組みが整備されている。働くひとびとの選択肢が広がり、それぞれの価値観、家族構成、ライフスタイルなどに合った多様かつ柔軟な働き方が実現している。また、男女ともに、生活ニーズに即したワーク・ライフ・バランスが実現され、子育てをめぐる環境も改善されている。
- ⇒ 規制改革や職業訓練に加え、企業の人事・報酬制度の「内なる改革」が進むことによって、労働市場の流動性が高まっている。年齢や性別、職種などにとらわれることなく、生産性の低い分野から高い分野へと、スムーズな労働移動が行われ、社会全体としての労働生産性が上昇し、国際競争力が強化されている。
- ⇒ 女性、高齢者、若年者などを中心に、潜在的な労働力の顕在化と雇用のミスマッチの解消が図られている。今後10年間における労働力人口の減少は、100万人程度にとどまり、労働力供給面からの成長制約は軽減されている。
- ⇒ 有能な外国人材が、労働市場に多数参入し、生産性を高めるとともに、多様性のダイナミズムが発揮されている。

## 少子化対策

人口減少と少子高齢化への、より抜本的対策としては、実効ある少子化対策の確立が求められる。

政府は、1990年代半ばからの『エンゼルプラン』、『新エンゼルプラン』に基づき、少子化対策を推進してきた。2003年には、少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策法が制定され、2005年度からは、『少子化社会対策大綱』とその具体的な実施計画である『子ども・子育て応援プラン』に基づき少子化対策が推進されている。しかし、累次の対策にもかかわらず、2005年には合計特殊出生率が1.26と戦後最低水準を更新し、少子化の流れに変化はみえない。

図表第26 合計特殊出生率の推移



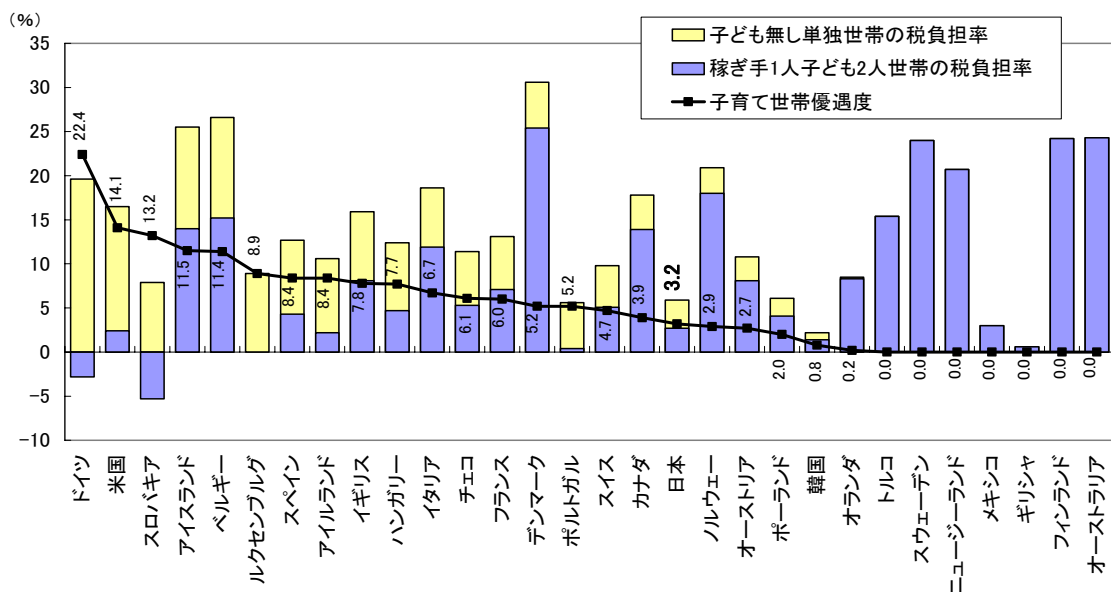
出典：厚生労働省「人口動態統計」

しかし、同様に少子化傾向が続いてきた、フランス、イギリス、ドイツ、イタリアなどの合計特殊出生率が、1990年代から底を打ち、反転している事実や、既に子どもを持つ両親の追加予定子ども数が低下していないことなどから見ても、少子化対策が不毛と断ずるのは早計である。



少子化の原因としては、20歳代後半を中心に、結婚行動や夫婦の出生行動が変化し、非婚化、晩婚化、晩産化が進み、出生力が低下していることがあげられる。また、子育てへの理解や支援が不足し、子育て世帯にとって、経済面はもとより、時間面・体力面・精神面の負担が大きいことなども原因となっている。さらに、ワーク・ライフ・バランスの重要性に関する企業の理解は深まりつつあり、さまざまな制度・仕組みの整備が進められているが、十分に活用されていない事実もある。

図表第 27 税制面における子育て世帯の優遇度の国際比較



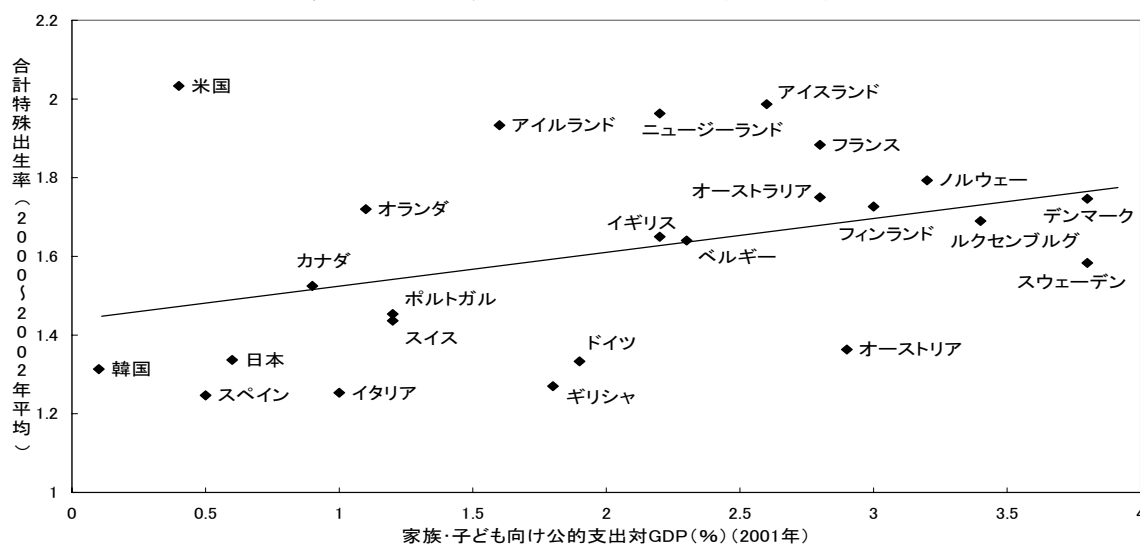
注) 図は2004年の値。平均的な生産労働者の総所得に占める税負担率。税負担は所得税と雇用者負担金から現金給付金を引いた額。「子育て世帯優遇度」は、「子ども無し単独世帯」の税負担率から「稼ぎ手1人子ども2人世帯」の税負担率を差し引いた値

出典：米国商務省「Statistical Abstract of the United States 2006」

したがって、少子化傾向を反転させるには、単一の施策では不十分であり、子育て支援サービスの拡充や小児・産科医療の基盤整備にとどまらず、仕事と子育ての両立支援や働き方の見直し、若年世代の就労対策の推進などを総合的に組み合わせて展開する必要がある。同時に、歳出入一体改革や社会保障制度

改革を進めるなかで、出生率が増加に転じた国々の施策も参考にしつつ、子育て世帯へのさらなる税財政上の支援措置の拡充を検討していく必要がある。

図表第 28 少子化対策と出生率の国際比較



注) 対象は世銀定義によるOECD高所得国。公的支出は社会保険や税の支出  
 家族・子ども向け公的支出は児童手当などのほか、出産手当、産休給付金などを含む

出典：世界銀行「World Development Indicators」  
 OECD「Social Expenditure Database」

その際、前提となるのが家族や社会の絆である。子どもは社会の宝である。子どもの誕生を祝福し、子どもを慈しみ、守り、育てることは、社会の基本的な責務である。子どもを家族が情操豊かに育み、家族を地域コミュニティや企業が支える、そのような社会であってこそ、少子化対策は実効を上げる。経団連も、会員企業に、ワーク・ライフ・バランスの重要性についてさらに認識を深め、多様な働き方の選択肢を用意するよう呼びかける。また、国・地方、地域コミュニティとともに、社会の意識改革に向けた国民運動に取り組んでいく。

## 10年後の姿（少子化対策）

⇒ 少子化対策に関して、国・地方、企業、地域コミュニティ、国民といった各主体がそれぞれの役割を果たしつつ、連携し、複合的かつ効率的に国民運動に取り組み、その結果、2015年の合計特殊出生率は1.5程度に回復している。

⇒ 全国各地で多様な育児サービスを提供し、子育て世帯のニーズに的確に対応する仕組みが整っている。また、国民の間に、子育てや家族を大切に考える意識が高まり、地域コミュニティでの子育て支援活動が幅広く展開されている。

企業においては、ワーク・ライフ・バランスの考え方の下、多様な働き方の選択肢が整備されている。同時に、男女ともに、無理なく仕事と家庭生活を両立できるような職場環境が形成されている。

## 5. 教育を再生し、社会の絆を固くする

「希望の国」を実現していくには、経済・社会に加え、教育や政治・憲法などをイノベートしていくことも欠かせない。

### 教育再生、公德心の涵養

資源に乏しい日本にあっては、未来を切り拓く自立した人材の育成が国の命運にかかわる最も重要な課題である。社会の一員としての規範をわきまえ、課題に使命感をもって取り組むことができる「志と心」、情報の収集や交渉、調整などを通じて目標を達成する「行動力」、深く物事を探求し考え抜く「知力」を備えた人材が求められている。

学校への期待は大きい。しかし、初中等教育、とりわけ公教育における教育力の衰退、理数系離れをはじめ基礎学力の低下が指摘されて久しい。陰湿なイジメや「キレる」青少年の多発、非行、校内暴力などの事件も後を絶たない。このままでは、誰に対してもチャレンジの機会が公平に開かれている国とはいえなくなるおそれがある。一刻も早く、公教育の質的改善を進めていくことが求められている。

経団連は、①均質な教育を見直し、個性や能力を最大限に伸ばす多様性を重視した教育に転換する、②学校や教員が切磋琢磨して自らの発意と創意工夫で学校経営や授業の改善を実現するための環境を整備する、③受け手の意向を反映した学習者主権を確立する、を基本理念とした教育の再生をめざす。

現在の教育において最も欠けているのは、克己心、公德心の涵養という視点である。自己中心的な考えが蔓延し、他人に迷惑をかけないといった最低限のモラルも確立されているとは言いがたい。ごみや騒音などをめぐる地域における争い、風紀の乱れ、さらには凶悪な少年犯罪をはじめとする治安水準の低下など、法や社会規範の遵守さえ確保されていない事例が少なくない。

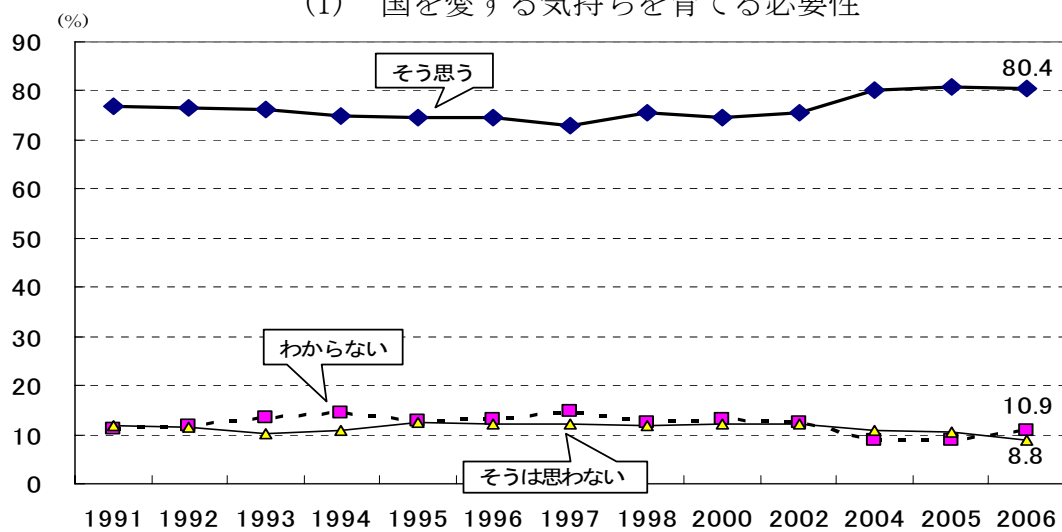
より積極的に、自らの社会を自らの手で支えようという気概や、社会全体の福祉の増進に貢献するといった意味における公德心も十分に育っていない。子育て家族の支援、防犯、再チャレンジ環境の整備など、さまざまな分野で地域コミュニティの重要性が指摘されている。また、福祉や環境、天災・人災への対応において、ボランティアやNPOの役割は大きい。さらに欧米では、文化・芸術の振興なども個人や企業の寄付により支えられているところが少なくない。こうした要請に答えていくため、他人を尊重し、弱者を思いやる心が求められている。

誠実、勤勉、克己心といった個人的な美德に加え、正義、寛容、慈善、同胞愛など公德心がなければ、どのような社会も成立しない。こうした美德や公德心は、国民の一人ひとりが、大切にすることや、してはならないことなど、基本的な価値観を共有する共同体の一員であるという自覚を持つことにより育まれる。学校や家庭での教育を通じ、歴史的に形成されてきた国民、国土、伝統、文化からなる共同体としての日本を愛する心と、その一員としての誇りと責任感を培っていくことが求めら

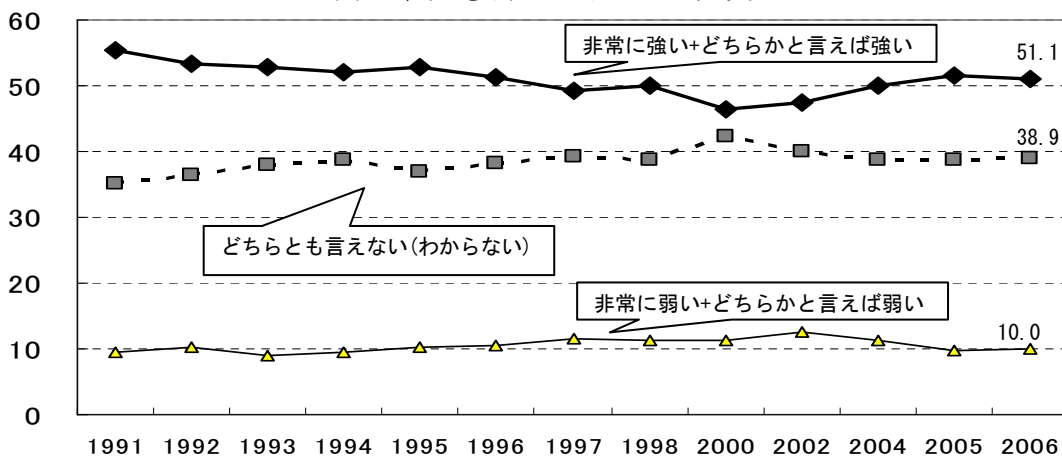
れる。美しい薔薇が健やかな枝に咲くように、美德や公德心は愛国心という肥沃な大地から萌え出る。

国民の8割は愛国心を育てることが必要であるとの意識を共有している。にもかかわらず、国を愛する気持ちが強いとする人は二人に一人にとどまっている。とくに、国際的に見て、若い世代の国に対する無関心さが目立つ。国旗や国歌に対する意識をみると、米国や中国の高校生の過半は、誇り、親しみ、愛着など肯定的な気持ちを抱いているのに対し、日本の高校生の過半は「何とも感じない」と特異な状況にある。

図表第29 愛国心に関する国民意識  
(1) 国を愛する気持ちを育てる必要性



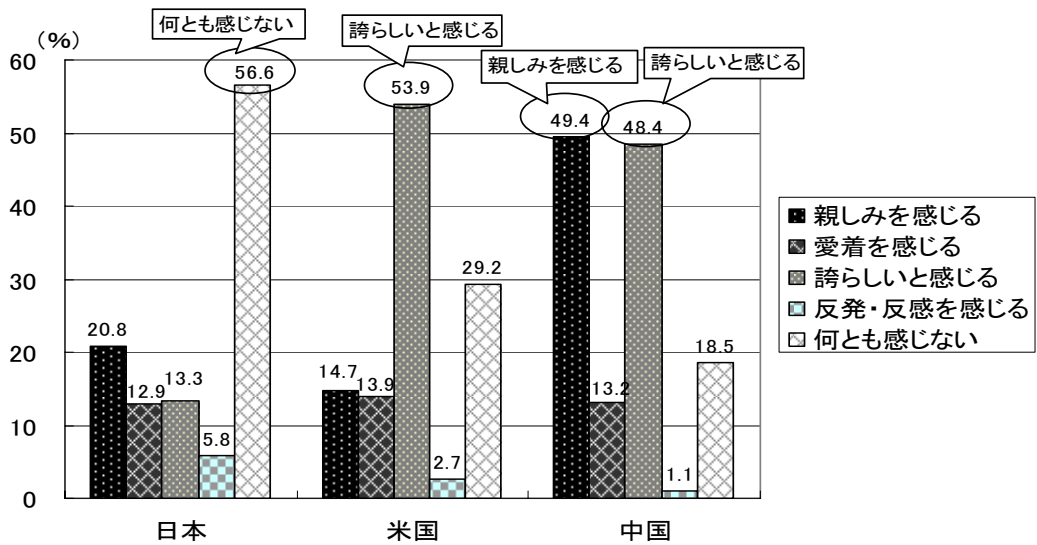
(2) 国を愛する気持ちの程度



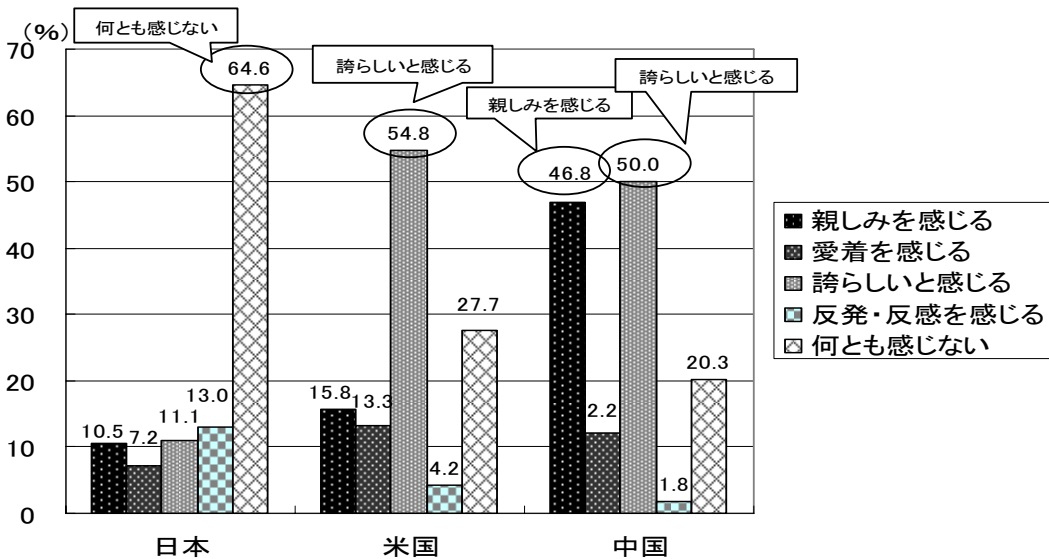
出典：内閣府「社会意識に関する世論調査」

図表第30 国旗・国歌に対する高校生の意識（日本・米国・中国の比較）

(1) 国旗（複数回答）



(2) 国歌（複数回答）



出典：財団法人日本青少年研究所「高校生の学習意識と日常生活  
—日本・アメリカ・中国の三ヶ国比較—」（2005年3月）

自らの国を愛する心がなければ、他国の国民感情を理解し、尊重する心は生まれない。愛国心を持つ国民は、愛情と責任感と気概をもって、国を支え守る。しかし、愛国心は、侵略や軍国主義とは無縁である。むしろ、諸国民が、健全な愛国心を持ち、他国の国民と対等に接し、協力・協調することが正義と秩

序を基調とする国際平和につながる。

愛国心は、改革を徹底していく前提でもある。これからわれわれが進む道は決して平坦ではない。石くれやいばらも多く、痛みも覚悟しなければならない。国民に国を愛する心がなければ、「希望の国」に至る道筋を歩み続けることはできない。

#### 10年後の姿（教育再生、公德心の涵養）

- ⇒ 公教育が本来果たすべき機能を取り戻し、公教育に対する国民の信頼が回復している。初中等教育における総合的な学力水準は世界トップレベルを維持している。国を支える指導的人材を見出し、その能力を積極的に引き出す教育が行われている。
- ⇒ 国民一人ひとりの心のうちに、国を愛する気持ちが自然に溢れ、日本に対する誇りと責任を胸にしながら、日々の生活を営んでいる。国旗や国歌を尊重する気持ちが育まれている。
- ⇒ 社会のあらゆる場面において、ひとびとの公德心が高まっている。家庭や学校、地域社会の教育を通じ、しっかりとした躰を体得し、豊かな人間性を備えた子どもが育っている。世代を問わず、法や社会規範を尊重し、遵守することが当たり前に行われている。個人や企業が主体的に「公」の役割を担い、教育の再生をはじめとした社会貢献活動に積極的に参加している。



## CSRの展開・企業倫理の徹底

国民一人ひとりの公德心は、ボランティアや寄付、NPOなどの民間公益活動に自発的に参加・貢献していくことで具体的に目に見える姿をとる。公共的な課題の解決を、全て国・地方に委ねるのではなく、民間が行えるものは民間が自主的に担っていけば、小さくて効率的な政府も実現される。

企業も社会の一員として、法と社会規範を遵守し、企業倫理に基づいた行動をとることは当然として、株主、従業員、顧客・消費者、地域社会、NPOなど幅広いステークホルダーとの対話を重ね、積極的に公益活動に取り組む責務を負う。企業はこれまでも、雇用や納税などを通じ公共的な課題の解決に貢献している。また、教育・文化分野などでの社会貢献活動や地域社会との共生、環境負荷の軽減などに努めているが、さらに視野をグローバルに広げつつ、社会的責任(CSR)を着実に遂行していかなければならない。

経団連は、1991年に『企業行動憲章』を策定して以来、企業の自主的な取り組みを後押ししており、今後も企業倫理の確立とCSRの展開に全力を挙げて取り組んでいく。

### 10年後の姿(CSRの展開・企業倫理の徹底)

⇒ 各企業が社会的な課題の解決に向けて努力している。役員・社員は高い倫理観をもち、企業不祥事は大幅に減少している。また、日本企業は、企業倫理と社会的責任の実践について国際的なリーダーシップをとっており、グローバルな課題の解決に積極的に貢献している。

## 企業行動憲章

— 社会の信頼と共感を得るために —

(社) 日本経済団体連合会

1991年 9月 14日 「経団連企業行動憲章」制定  
1996年 12月 17日 同憲章改定  
2002年 10月 15日 「企業行動憲章」へ改定  
2004年 5月 18日 同憲章改定

企業は、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在でなければならない。そのため企業は、次の10原則に基づき、国の内外を問わず、人権を尊重し、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動する。

1. 社会的に有用な製品・サービスを安全性や個人情報・顧客情報の保護に十分配慮して開発、提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得する。
2. 公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
3. 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。
4. 従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。
5. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動する。
6. 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
7. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。
8. 国際的な事業活動においては、国際ルールや現地の法律の遵守はもとより、現地の文化や慣習を尊重し、その発展に貢献する経営を行う。
9. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内に徹底するとともに、グループ企業や取引先に周知させる。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
10. 本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

以 上

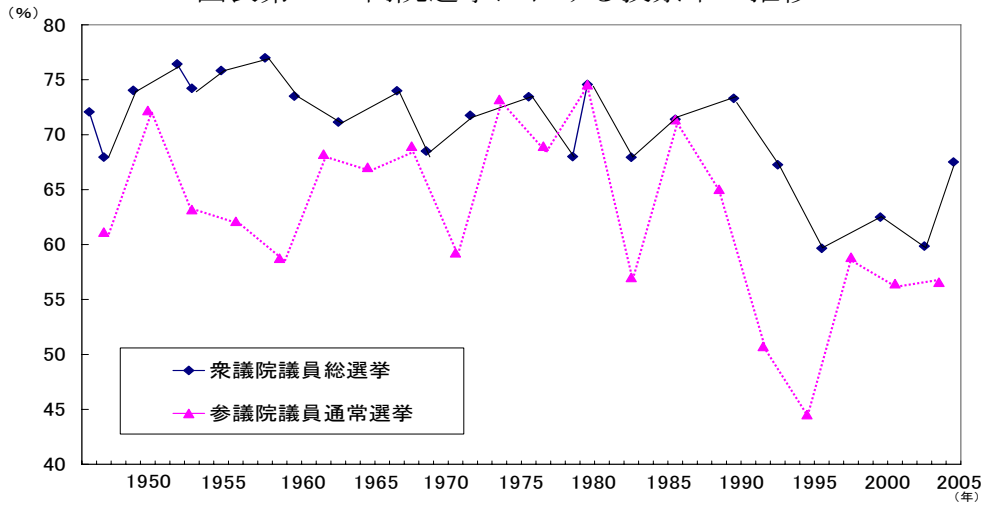
## 政治への積極的参画

自由な市場経済は健全な民主政治により支えられる。市場に秩序を与え、時に「市場の失敗」を補完し、持続的な成長を実現する上で、政治の果たす役割は大きい。

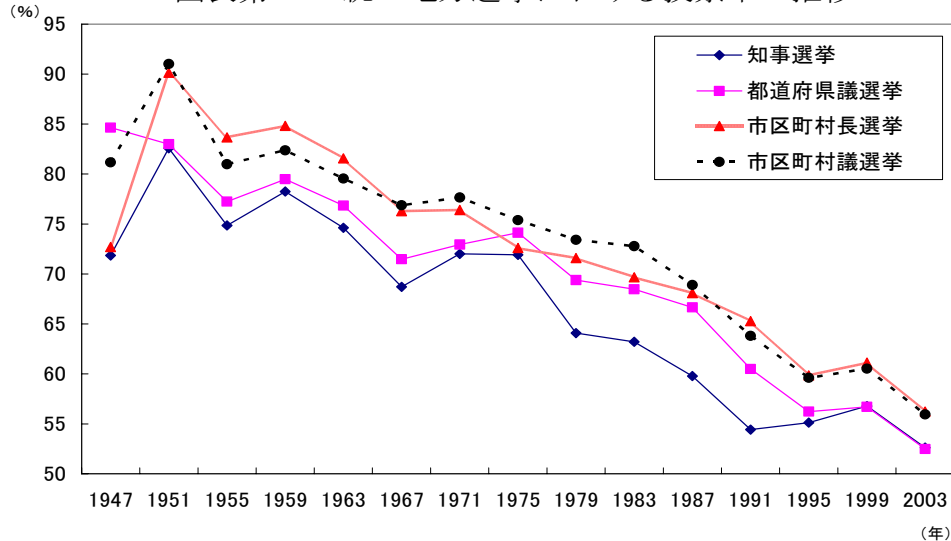
日本の政治は好ましい方向に大きく変わりつつある。2005年の総選挙は、政党の掲げる政策が選挙において決定的な重要性を持つことを明らかにした。また、『基本方針 2006』の歳出削減策の取りまとめが与党主導で行われたことに示されるように、政治が改革を主導する気運も高まっている。

問題も少なくない。最も憂慮されるのは参政権を行使しない国民が多いことである。政治への積極的な参画は国民の義務であり、投票を通じ、国会や地方議会に自らの代表を選出することは、最低限の公共参加である。しかし、両院を通じて国政選挙の投票率は近年 50～60%台にとどまっておろ、より身近な地方選挙についても低下傾向が顕著である。政党が政策を競い、国民が政策本位で積極的に投票を行う健全な政治の実現を促すため、教育・啓蒙活動を通じ、政党政治・政治参加の重要性に関する国民意識を高めるとともに、一票の格差の是正を含め、政治制度改革を進めていく必要がある。

図表第 31 両院選挙における投票率の推移



図表第 32 統一地方選挙における投票率の推移



出典：図表第 31、第 32 とともに明るい選挙推進協会

健全な政治を、自らの負担で育てるという風土も育っていない。本来、政党の活動は、その綱領や政策に賛同する党员や支持者によって支えられるべきである。しかし、主要政党は党本部収入の過半を公的助成に依存する状態が続いている。

政党において、政策の企画・立案、調査研究にあたる人材も不足している。改革を徹底していくには、前例にとらわれることなく、斬新な発想で政策を企画立案しなければならない。しかし、実践に役立つ人材が体系的に育成されておらず、政策人

材が必ずしも十分ではない。

経団連は、役職を問わず広く企業人の政治意識の深化・向上に努め、積極的な投票を呼びかけていく。また、民主政治を支え、真摯に政策の企画・立案・実施に取り組む政党を支援するため、政党の政策評価を実施するとともに、会員企業にCSRの一環として自発的な政治寄付を促していく。さらに、政党との政策対話をより深めていくとともに、政策人材や政治任用者などの育成の場を充実させていく。

#### 10年後の姿（政治への積極的参画）

- ⇒ 国民一人ひとりが政策を吟味し、積極的に一票を投じる有権者となり、投票率が上昇している。今後10年の間に、数度の国政選挙が見込まれるが、これらを通じて、自ら政党や候補者の情報を収集し、政策本位で投票するという動きが高まる。
- ⇒ 政党本部の収入において、党費・事業収入と民間寄付の割合が高まっている。
- ⇒ 政党の内政・外交全般にわたる政策の企画立案において、民間を含め幅広い知恵や人材が活用されている。また、政治のリーダーシップを支える観点から、政治任用者が政策プロセスの中核に携わることが一般化している。

## 憲法改正

政治の基本的な枠組みは憲法である。戦後、日本は、現行憲法の下、自由と民主主義に基づく開かれた社会を築き、奇跡的な復興と経済発展を平和裡に成し遂げた。しかし、現行憲法が一度も改正されずにきたなかで、規定と現実の乖離、国際平和に向けた主体的活動の制約など、多くの問題が生じている事実を直視しなければならない。

図表第 33 各国の憲法改正手続

国名 [制定年]	議会などによる発議・議決	その他の手続(国民投票など)
日本 [1946年]	両院の 2/3 以上の賛成による発議 ※ 現行憲法の改正回数は 0 回。	国民投票(過半数)による承認
米国 [1788年]	(a)連邦議会上下両院の出席議員の 2/3 の賛成による修正の発議、または、(b)全州の 2/3 以上の要請により召集された憲法会議による発議 ※ 現行憲法の改正回数は 18 回。憲法上、上院における州の平等を奪うには当該州の同意が必要。	(a)全州の 3/4 以上の州議会、または、(b)全州の 3/4 以上の憲法会議の承認(承認方法については連邦議会が提案)
フランス [1958年]	発議は、首相の提案に基づいて大統領が行うか、または国会議員が行う。国民議会と元老院の両議院での議決(過半数) ※ 現行憲法の改正回数は 14 回。共和政体は改正の対象とすることができない。	(a)国民投票(過半数)による承認、または、(b)両院合同会議での 3/5 以上の賛成による承認(政府提案の場合のみ)
ドイツ [1949年]	連邦議会と連邦参議院で 2/3 以上の賛成 ※ 現行憲法の改正回数は 46 回。ただし、連邦制、人間の尊厳規定(1 条)、民主国家・社会国家などの国家の基本秩序(20 条)に抵触する改正は許されない。	
イタリア [1947年]	衆議院と元老院の各議院において、3ヶ月間に 2 回、過半数による可決(3ヶ月の期間を置けば同一構成の議会による再議決可) ※ 現行憲法の改正回数は 10 回(国民投票は未実施)。共和制(1 条)は憲法改正の対象とすることはできない。	国民投票は、議会の 2 回目の議決で 2/3 以下の過半数で可決された場合において、何れかの院の 1/5 以上、50 万人以上の有権者または 5 つの州議会の要求があったときに実施
スイス [2000年]	国民もしくは各議院の提案、連邦議会の議決による発議 ※ 1874 年に制定された前憲法は、1999 年に全面改訂による新憲法が制定されるまでに 140 回改正された。	(a)国民投票(過半数)による承認、および、(b)各州の多数決による承認
韓国 [1948年]	議会(一院制)総議員の過半数または大統領による発議。総議員の 2/3 の賛成による議決 ※ 現行憲法の改正回数は 9 回。	有権者の過半数による国民投票において、投票者の過半数の賛成により成立

出典:衆議院憲法調査会 憲法調査議員団海外派遣報告書(2000年[欧州]、2003年[韓国]、2004年[アメリカ])

まず、安全保障の問題が挙げられる。東西冷戦の終了後も、日本を含む東アジア地域においては、北朝鮮の核開発・ミサイル実験など、安定的な安全保障環境が必ずしも確保されていない。また、国際テロなど新たな脅威に対して国際社会が団結して取り組む必要が高まっている。国民の安心・安全を確保するために必要な安全保障政策を再定義し、その展開を図っていくことが求められている。しかし、自衛隊や集団的自衛権の憲法上の位置づけが不明確であり、実効ある安全保障政策の展開が制約されている。

自衛隊による国際貢献活動にも影響が出ている。日本は、国際社会の一員として、世界平和や国際社会が抱える課題解決に主体的にかかわっていくことが求められている。しかし、国際貢献に関する基本的な考え方が不明確で、問題が起こるたびに特別措置法を制定していたのでは、国際社会の期待や情勢の変化に応じて積極的かつ機動的に対応することもままならない。自衛隊が国際社会と協調して国際平和に寄与する活動に貢献・協力できる旨を、憲法上、明示する必要性が高まっている。

1946年の制定当時と比較し、内外情勢も、国民意識も大きく変化している。憲法の歴史的価値をたな卸しし、引き継ぐべきもの、新しく創造するもの、変えるものを整理し、より国家理念にふさわしい憲法に改正していく必要がある。経団連は、2010年代初頭までに憲法改正の実現をめざす。

## 10年後の姿（憲法改正）

⇒ 2010年代初頭までに、新しい時代の日本にふさわしいかたちに憲法が改正されている。憲法の規定と現実の乖離が解消され、憲法が国民に身近なものとなり、信頼感が高まっている。

⇒ 効果的な安全保障政策により、国民の安心・安全が確保されるとともに、国際社会の平和と安定に寄与している。

自衛隊は、国民の強い信任のもと、迅速かつ効果的に、国益の確保のための任務を遂行している。

日米同盟はより深く強固なものとなるとともに、安全保障や国際貢献に関する基本方針が明確になることにより、近隣諸国からの信頼が高まっている。さらに、国際平和構築に向けて積極的に貢献し、国際社会からの信頼と尊敬を得ている。



## 第4章 今後5年間に重点的に講じるべき方策

「希望の国」は、①新しい成長エンジンに点火する、②アジアとともに世界を支える、③政府の役割を再定義する、④道州制、労働市場改革により暮らしを変える、⑤教育を再生し、社会の絆を固くする、の五つの改革により実現される。本章は、今後5年間に焦点を絞って、五つの改革の具体的方策を十九の柱に分けて詳述する。

1. イノベーションの推進
2. 高度人材の育成
3. 生産性の向上
4. 需要の創出・拡大
5. 金融市場の活性化
6. 環境・エネルギー政策

7. WTO体制の維持・強化
8. FTA/EPAの締結促進
9. 経済協力の戦略的な展開

10. 行財政改革
11. 社会保障制度改革
12. 税制改革

13. 道州制の導入
14. 労働市場改革
15. 少子化対策

16. 教育再生、公德心の涵養
17. CSRの展開・企業倫理の徹底
18. 政治への積極的参画
19. 憲法改正

## 1. イノベーションの推進

- 総合科学技術会議の強力なリーダーシップの下、『第三期科学技術基本計画』（2006 年閣議決定）とこれに基づく『分野別推進戦略』ならびに『イノベーション創出総合戦略』を着実に推進する。財政面では、政府研究開発投資額の一層の拡充を図り、対GDP比1%、5年間の投資総額を25兆円とする目標を、投資効率の検証を行いつつ、確実に達成する。

ライフサイエンス、情報通信、サステイナブル・テクノロジー（環境・エネルギー）、ナノテクノロジー・材料を中心とする重要分野に対して、資源配分を重点化する。

とくに、宇宙の利用・産業化に向けた衛星測位・監視インフラと宇宙輸送システムの整備、高速増殖炉の開発、未利用資源の探査や活用につながる次世代海洋調査、次世代スーパーコンピュータなどの「国家基幹技術」、先端燃料電池システム、次世代環境飛行機、次世代ロボット、原子燃料サイクル関連技術や次世代ネットワーク技術などの「戦略重点科学技術」を、ナショナルプロジェクトとして強力かつ効率的に推進する。

なお、技術ロードマップについては、ニーズや経済社会の変化を踏まえて、定期的に見直す。

- 10～15年後の社会・経済の姿を描きながら、世界的に重要で21世紀の鍵となる研究領域を拓く基礎研究や、内外、産学官の有能な研究者の知恵の交流を促進するため、世界ト

ップレベルの研究拠点を構築する。出口のニーズに基づき、長期的な目的基礎研究が進められるような環境を整備する。

全国の国公立大学を大括りに再編・統合し、大学・研究開発拠点を地域における知的クラスターの中核に位置づけ、地域発のイノベーションを加速する。

- 企業は、独創的な研究開発に積極的に取り組む。

政府は、試験研究費に関わる税制上の支援措置を拡充強化する。また、萌芽段階にあるイノベーションを本格的に開花させるために、政府調達における新技術を用いた製品の優先的導入、新技術を採算ベースにのせるためのインセンティブ付与など、政府が初期需要の創出のために積極的な役割を果たす。

- 国内にとどまらず、国際的にも知的財産の紛争を処理できる高度な法曹人材を育成する。特許権の審査請求期間の見直しに伴う過渡的な審査ニーズの増大への対応を強化する。世界特許の構築に向け、制度・運用の国際調和、相互承認、インフラの共通化に向けた取り組みを加速する。模倣品や海賊版対策に重点的に取り組む。

- 国際標準を視野に入れ、科学技術政策や知的財産政策を展開する。標準化に関する官民の連携を推進するとともに、アジア・太平洋諸国などとの協力関係を強める。国際標準化活動を担う人材を育成し、海外情報の収集・分析機能を強化する。

## 2. 高度人材の育成

- 大学の学部段階では、教養教育と専門教育の有機的連携を確保し、多様な分野を俯瞰する教養教育のプログラムの導入、主専攻・副専攻を組み合わせたカリキュラムの構築、産学協同による教育プログラムの開発・実施などを進める。
- 金融工学、知的財産、MOT(技術経営)などの必要性に対応し、従来の枠にとらわれず、学部・学科の機動的な創設・再編を進める。また、地域の大学間において、コンソーシアム方式で単位互換を導入するなど、相互補完・連携を促進する。
- 大学院においては、高度の専門的知識の習得に加え、関連する分野の素養の涵養を図り、新領域・融合研究領域への対応能力を養成する。また、とくに工学系を中心に、産学が協同して単位認定を前提とした質の高い長期のインターンシップ体系を構築し、普及させる。
- 工学系の専門職大学院を充実させる。たとえば、世界レベルの高度なICT教育を行う専門職大学院を設け、毎年1,500人の高度情報通信人材を育成する体制を確立する。企業は、教員の派遣、教材の作成・提供、インターンシップの受入れなどを通じてこれを支援する。この教育モデルを他の工学系の高度人材育成に展開する。
- 大学、大学院への入学資格の多様化を推進する。同時に、「人間力」や「社会人基礎力」を培うため、たとえばイギリ

スで広く行われている大学入学決定後1年間の入学延期を認める仕組み(ギャップイヤー)などを参考に、入学前、在学中や就職前段階での同様の仕組みの導入を検討する。

- 将来を担う意欲ある学生が、経済的に自立し、安心して勉学に励めるように、回収の厳正化・適正化、債務保証制度の見直しなどを前提に、奨学金の充実を進める。
- 大学の自己評価、大学評価・学位授与機構の評価において、教育活動をより重視して総合的に評価し、評価結果を予算配分面に適切に反映させる。また、大学は、それぞれの特性を踏まえつつ、教育者の教育力や業績を公正に評価し、透明な人事・処遇を行う。
- 外国人留学生の増加を図るため、生活・勉学に関わるサポートの充実はもとより、国費留学生の受入れの拡大、学習奨励費の充実、教育カリキュラムの国際的な同等性の確保などを進める。また、優れた外国人留学生の日本への定着を増加させるため、在留資格変更基準の緩和、日本留学経験者への在留期間の優遇や就労支援などの制度インフラを整備する。企業も、人種による差別がない、公正な採用、処遇を行う。  
他方、日本人留学生についても、支援制度を拡充するとともに、帰国時に円滑に就労できるような環境を整備する。

### 3. 生産性の向上

- 企業が、日本的経営の強みにさらに磨きをかけることを可能にするために、日本社会の実情を踏まえた柔軟な会社法、労働法制、コーポレート・ガバナンス、企業年金の仕組みを整備する。
- 資本コストを軽減し、諸外国に比べ投資環境を優位にすることで、先端的な生産設備への投資、海外からの新規投資を促進する観点から、法定耐用年数の大幅短縮や事業用資産に対する固定資産税の撤廃を行うとともに、設備投資額の一定割合を税額控除する投資税額控除制度の導入を検討する。
- ICTの活用により経済全体、とりわけサービス産業の生産性向上につなげる。政府の諸手続の電子化などにより、世界一便利で効率的な電子行政を構築する。また、ICT投資の拡大・ICT利活用のさらなる加速を図るため、情報システム投資に関する税制を充実・強化する。
- 高コスト構造を是正するために、産業・物流インフラの効率的整備を進める。近年、厳しい財政事情の下で公共投資の抑制が図られているが、費用便益効果が高く、企業の生産性向上、競争力強化につながる産業・物流インフラについては、厳格な優先付けの下、思い切った重点配分を行う。また、ICTの利用、輸出入・通関制度の抜本的見直し、各種手続のさらなる改善、港湾・空港の使用料引下げ、利用者のニーズが高い港湾・空港の24時間化などを進める。

#### 4. 需要の創出・拡大

- WTOドーハ開発アジェンダの本格的な交渉再開、早期妥結を急ぐ。WTO協定との整合性を確保しつつ、東アジア全域におよぶEPAの早期成立をめざす。
- 新しい技術や商品の市場化の障害となっている規制や制度の改革に取り組む。

民間人のリーダーシップが発揮される強力な推進体制の下、医療、教育、育児などの分野において、民間参入を促進し、サービスの多様化を可能とする規制改革を推進する。

構造改革特区制度の一層の活用により、地域の創意工夫を活かした新しい需要の喚起を促す。市場化テストや指定管理者制度の活用による官製市場の民間開放、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。公共サービスの提供を民間の資金、ノウハウ、経営能力を活用して行う手法）を推進し、パブリックビジネス市場の確立・成長を図る。

- 住宅の取得、増改築、リフォーム、賃貸住宅の建設などの住宅関連投資に対して一定率の減税措置を講じる包括的な「住宅投資減税」を導入する。当面、耐震改修促進税制を拡充するとともに、省エネ、防犯などを目的とするリフォームについても税額控除制度を創設する。住宅流通市場を整備し、住宅や土地の流通にかかる課税軽減措置を拡充する。また、都市や地域は経済活動の基盤であることから、国際競争力の強化や防災・安全の観点に立ち、都市機能の再整備や活力あ

る地域づくりを推進する。

- コンテンツ産業の健全な発展の基盤として、映像産業振興機構を国際展開や人材育成のコンテンツ振興策の中核機関として活用するとともに、コンテンツ・ポータルサイトの運用を本格化する。また、時代や社会の変化、技術進歩に的確に対応した著作権制度を整備する。
- 観光立国推進基本法に基づき、観光立国推進基本計画を策定し、官民一体となって観光政策を推進する。ビザ問題の改善、人材育成、古都や都市の再生、国際空港の整備、観光統計の整備充実、ICTを活用した情報提供の基盤整備、世界に向けた発信・PR、国際会議の企画誘致、エンターテインメントと観光の連携などを推進し、外国人旅行客の増加や国内旅行の活性化をめざす。観光立国には多くの省庁が関与していることから、観光に関する機能の統合・連携を図り、観光政策に関する総合調整機能を強化する。
- 家事支援製品、家事・介護労働を支援・代替するロボット、装着型ロボットなどの先進的な技術開発に官民一体となって取り組み、普及を促す。



## 5. 金融市場の活性化

- 東京市場の国際競争力強化に向け、新たな売買システムの導入により決済スピードの向上を図る一方、利便性を高めるための運用見直しを進める。
- 中長期的な投資家の育成を促すとともに、「貯蓄から投資へ」の流れを後押しするため、金融・証券税制の適切な見直し、金融所得一体課税の導入などを行う。
- 金融業が多様かつ良質な金融商品・サービスを提供することを可能とするため、金融業の一層の自由度・競争の強化に向け、金融法制を整備する。
- 金融業は、不動産担保・保証に過度に依存しない資金供給を進めるとともに、投資家に対して多様な運用手段を提供するため、集団投資スキームなどの開発に力を入れるなど、利用者の利便性を重視した経営を進める。
- 金融機関は、地方の経済活性化をサポートする観点から、地域密着型金融への取り組みを進めるとともに、中小企業金融の一段の円滑化に努める。
- アジア金融市場の育成に向けて、ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ）、ABF（アジア債券基金）などのプログラムで主導的な役割を果たすとともに、アジア各国の金融制度の整備・調和、決済システム構築でも貢献する。

## 6. 環境・エネルギー政策

- G C C諸国など資源産出国との間で、F T A / E P Aを締結することなどを通じて、経済関係を緊密化する。同時に、供給源の分散を図るため、中東以外の資源産出国とも一層の関係強化を図る。また、日本の持つ環境・エネルギー関連技術やノウハウを活かし、省エネ対策や石油備蓄の推進などに向けたアジアにおけるエネルギー・パートナーシップの構築を推進する。
- 原子力は、安定供給ならびに地球温暖化対策の両面から優れたエネルギー源であり、原子燃料サイクルの確立を含む原子力政策を推進する。また、化石エネルギーの利用効率を最大限高めるとともに、太陽光や風力発電、バイオマスなどの再生可能エネルギー、燃料電池などの新エネルギーの開発の取り組みを強化する。
- 日本は世界に冠たる省エネ・省CO<sub>2</sub>国家であるが、さらなる省エネや環境負荷の軽減など、需要面での対策を促進する。経団連の『環境自主行動計画』に基づき、引き続き、目標達成に向けた取り組みを進める。また、国民の意識改革を促すため、2008年度を目途にサマータイムを導入するとともに、政府などにおいて国民の模範となる省エネを実行する。
- 地球温暖化対策のため、ポスト京都議定書の枠組みとして、世界のあらゆる国が目標の達成に向け、それぞれが得意な手法を活かした取り組みを進められるような、国際的な衡平性

が確保された枠組みの構築をめざす。

- 循環型社会の構築に向けて、経済界は『環境自主行動計画』に基づき、産業廃棄物最終処分量の削減をはじめとした3Rに取り組む。国・地方などによる取り締まり強化や電子マネーの普及などにより、不法投棄の撲滅をめざす。また、生産施設を活用したリサイクルや広域的な処理の推進など、環境負荷の低減に資するリサイクルを行いやすくする規制改革を推進する。

## 7. WTO体制の維持・強化

- ドーハ開発アジェンダの本格的な交渉再開・早期妥結に向けて、鉱工業品などの高関税の大幅な削減、農業の輸出補助金撤廃など、既に合意された事項の実現によるメリットを強調しながら、主要国に対して働きかけを強める。その過程では、改めて妥結期限を設定する。

なお、本格的な交渉の再開前であっても、国内においては、各分野で必要な改革や競争力強化に取り組み、その成果を再開後の交渉に有機的に結びつける。あわせて、交渉推進に向けた体制整備も進める。
- 交渉においては、「攻めるところは攻める、譲るところは譲る、守るところは守る」との姿勢の下で、各分野で野心的かつバランスの取れた成果をめざす。とくに、関税や補助金の削減の効果に関する客観的なデータ・分析を積極的に取り入れることで、より公平かつ迅速に交渉を進める。また、加盟国の大部分を占める途上国に対しては、開発と交渉能力の向上を可能な限り支援する。同時に、途上国が「貿易自由化は自国の経済発展に資する」と認識し、交渉により前向きに関与するよう、開発支援を梃子に働きかけを強める。そのため、政府が策定した『開発イニシアティブ』（2005年）を着実に実施する。
- ドーハ開発アジェンダの妥結後は、必要な国内措置を講じることにより、合意内容を着実に実施する。これにより、交

渉成果を余すところなく享受するとともに、次のラウンドに向けた素地をつくる。さらに、投資、競争などについて、WTOや他の国際機関におけるこれまでの議論をレビューし、ルール化の方策を検討する。

- 多角的通商体制の基礎を固めるため、加盟申請国の加盟交渉を促進する。日本との経済関係がより深まることが期待されるロシアについては、早期加盟を支援する。
- 自由貿易を阻害する措置に対しては、WTOの紛争解決手続をはじめ国際経済ルールを積極的に活用し、その是正を求め、多角的通商体制の安定に貢献する。他方、米国の通商法301条やEUの貿易障害規則などを参考に、外国政府による不公正な通商措置などによって被害を受けた企業が、政府に調査の開始を求めることができる制度を早急に整備する。

## 8. F T A / E P A の締結促進

- 東アジアに重点を置いた経済連携の拡大に向けて、各国・地域との F T A / E P A を同時並行的かつ迅速に推進する。このため、『グローバル戦略』（2006 年、経済財政諮問会議）に沿って、交渉を着実に進める。その際、解決が必要となる課題への取り組み方策をロードマップに定め、進捗状況を管理する。同時に、E P A 工程表を定期的に見直して改定する。

さらに、協定締結の迅速化を図る観点から、これまでに締結済みの F T A / E P A を参考に、あらゆる交渉に共通した枠組みとなりうる基本形を作る。

- 2011 年までに、広く東アジア全域におよぶ E P A を成立させる。構成国は、A S E A N と日中韓に、インド、オーストラリア、ニュージーランドの参加を視野に入れる。
- 東アジアにおいて経済連携を進めるにあたっては、W T O 協定との整合性を確保し、実質上全てのモノとサービスを自由化することはもちろん、貿易の円滑化、投資ルールの整備、人の移動、知的財産権の実効ある保護、企業と政府間の紛争解決メカニズムなどを含む包括的で質の高い E P A を締結する。加えて、東アジア諸国の関心が高い環境やエネルギー分野での協力も対象とする。また、E P A の質をさらに高めるために、協定内容の見直しを継続的に行っていく。

同時に、地理的に近接し、経済的相互依存が強い韓国、中国との協力が不可欠となることから、域内の平和と安定の視

点も踏まえ、両国との信頼関係の強化に取り組む。また、『グローバル戦略』で提唱されたように、東アジア地域の共通課題の調査分析、政策提言、調整機能を持つ、OECD（経済協力開発機構）のような国際的体制の構築に向けた取り組みを進める。

- 日米経済関係をより強固なものとするとともに、東アジアの経済発展の基盤を強化するとの観点から、米国とのEPAの締結に向けた調査・研究を推進する。
- 原油の約7割を輸入しているGCC諸国や、中南米諸国とのFTA/EPAを早期に成立させる。資源産出国とのFTA/EPAにおいては、とくに、資源・エネルギーに関する政策変更の事前通知、日本企業が当該国の資源・エネルギー分野に投資する際の環境改善などを盛りこむ。
- WTOやFTA/EPA交渉では、相手国から農産物市場の開放と人材の受入れに対する要望が強いが、国内対策を講じつつ、対応していく。

農業については、農地の所有と利用の分離、新規参入の促進、担い手への施策の重点化、食料供給コスト縮減などによる国内農業の体質強化を図る。同時に、農林水産物の輸出促進や東アジアを視野に入れた食品産業活性化に向けた取り組み支援など、「攻めの農政」の視点に立った国際戦略を推進する。この一環として、2010年度までに、一般企業などの農業参入法人数を3倍(500法人)とする。また、重点的に市場開拓を行うべき国ごとの輸出戦略の策定などを進め、

2009 年度に農林水産物・食品の輸出額を 2 倍(6,000 億円)に引き上げる。さらに、東アジアにおける日本の食品産業の活動規模を 2010 年度に 3～5 割増(売上高 110～125 億ドル)に拡大させる。

- 外国人材について、専門的・技術的分野では在留資格の見直しによる受入れの拡大を行う。当面は、「技能」の在留資格で認められる活動をより柔軟に解釈し、受入れを推進する。あわせて、再技能実習の制度化をはじめ、研修・技能実習制度の改善を進める。また、少子高齢化が進行し、国内人材の不足が懸念されるなかで、介護・看護などの分野で積極的に外国人材を受け入れていく。さらに、受入れにあたっては、在留・就業管理の一元化など、国内の体制整備を進める。
- 国内の推進体制の整備に向けて、各省の利害を超えた国益を総合的に判断して実行に移す司令塔として、WTO・EPA交渉などを所管する対外経済戦略特命大臣(仮称)を任命すると同時に、内閣総理大臣を本部長、対外経済戦略特命大臣を本部長代理とする対外経済戦略推進本部(仮称)を内閣に創設し、官邸主導による対外交渉および国内調整権限の一本化を図る。その際、民間の意見を継続的に取り入れる仕組みを確立する。



## 9. 経済協力の戦略的な展開

- 「顔」の見える援助の観点から、経済成長を促す電力、通信、輸送などのインフラ整備、環境・エネルギー関連技術の普及など、日本の技術力・ノウハウが優位性を発揮し得る分野に重点を置いて経済協力を推進する。また、民民ベースの経済協力、民活によるインフラ整備など、民間のイニシアティブによる活動への支援や民間の人材の活用も進める。加えて、民間経済活動の活発化に向けて、市場メカニズムを有効に機能させるための制度的な環境を整備すべく、ビジネス関連法制度の整備など、知的支援を強化する。
- 地域的には、引き続きアジアを重視する。アジアは戦略的に極めて重要であり、その活力を引き出すべく経済協力を積極的に行う。アジアでは経済連携強化が課題であることを踏まえ、貿易・投資に関連する諸制度の整備、知的財産権や競争政策などの分野における国内法制度の構築支援、税関や入国管理の執行改善・能力強化支援、資源・エネルギー・環境における協力などを重視する。また、外国人材の受入れに向けて、アジアにおける日本語教育拡充や各種資格取得の支援のためにODAを活用する。
- 2005年7月に国際社会に対して表明した「今後3年間でアフリカ向けODAを倍増する」、「今後5年間のODA事業量について、2004年実績と比較して100億ドルの積み増しを目指す」との約束は、目標通りに達成する。円借款を充

実させるとともに、事業において日本の優れた技術が活用されるよう努める。

- 海外経済協力会議が、日本の経済協力戦略を機動的かつ実質的に審議する司令塔としての機能を十分に発揮する。

政策立案・管理運営段階では、きめの細かい国別援助計画を官民が協力して策定するとともに、民間を含めた現地の援助関係者による情報交換の促進により、受入国のニーズに合致した援助案件の形成を行う。

- 2008年に発足する新政策金融機関が国際金融業務の質を保てるよう、J B I C (国際協力銀行)のブランドや対外交渉能力の維持、国際金融部門の業務や会計の独立性確保、高い自己資本比率の維持、国際金融部門の専門的な人材確保・育成を進める。

同年に発足する新 J I C A (独立行政法人国際協力機構)については、円借款、無償資金協力、技術協力の連携を強化し、それぞれの業務過程を極力統一する。同時に、調査・決定・実施に至る各段階に設けられている標準処理期間を遵守、短縮化し、案件形成から実施に至るまでの過程を迅速化する。

加えて、国際金融と円借款は、債権管理やカントリーリスク分析などの観点から情報の共有が必要であり、新政策金融機関の国際金融部門と新 J I C A の円借款部門の間で確固たる連携をとる。

## 10. 行財政改革

- 国民生活に影響を及ぼす歳出改革を行う前提として、行政改革を強力に推進し、無駄の排除を徹底する。  
市場化テスト(官民競争入札)の活用による政府事業の民間開放の推進、NPOの活動推進などを通じて、「官」が担う領域を縮小し、筋肉質でスリムな政府を形作る。
- 予算の編成・執行・決算の各面を通じて透明性の向上、厳格な政策評価、企業会計の考え方による財務諸表の活用などを通じたPDCA(Plan 成果目標—Do 予算の効率的執行—Check 厳格な評価—Action 予算への反映)サイクルを確立し、政府事業の効率化、財政資金の有効活用を図る。
- 不要な業務の廃止、府省間を通じた業務の共同化・標準化、民間委託などを徹底するとともに、ICTを活用することにより政府のあらゆる業務の電子化を進める。政府資産の売却、オフバランス化などを通じて、政府のバランスシートの改善を図る。
- 『基本方針 2006』で定められた、歳出改革プログラムを着実に実行する。

歳出改革にあたっては、社会保障、地方財政、公務員人件費など、聖域なく見直す。

社会保障関係費は、近年の歳出改革努力にかかわらず、経済成長率を大きく上回って増大し、財政を圧迫する最大の要因となっている。高齢化社会に対応して、国民一人ひとりが

「自立・自助」の精神に立ち、公的社会保障制度は、経済の身の丈に合わせて、中長期的に持続可能なものとしていく。

地方財政については、地方における受益と負担の関係を明確にし、真の意味における地方自治を確立するとともに、地方財政の健全化を進める。

公務員人件費は、国の一般歳出の約1割、地方の一般歳出の三分の一と大きな割合を占めている。国民生活に少なからず影響を及ぼす歳出改革を進める以上、公務員人件費にも厳しくメスを入れることが不可避である。『基本方針2006』では、国・地方を合わせた公務員人件費を自然体に比べ2.6兆円程度削減することとされているが、さらに公務員制度の根幹に関わる改革にまで踏み込む。少なくとも、国・地方を通じた公務員の給与・処遇のあり方について、民間の取り組みの実態を踏まえ、年功序列を排し、個人の能力・業績を的確に反映する仕組みへと抜本的に見直す。

## 11. 社会保障制度改革

### 【共通基盤】

- 2008～2009年度を目途に、社会保障番号と社会保障個人勘定を整備するとともに、2010年度を目途に税と年金保険料の徴収を一元化する。

### 【年金】

- 安定的な財源確保を前提に、基礎年金の国庫負担割合を2009年度までに二分の一に引き上げる。所得や資産のある高齢者の年金額の逡減や公費部分の支給停止、配偶者加給年金の廃止などに踏み切る。また、所得代替率の下限の引下げ、名目額の切下げを検討する。さらに保険料納付期間の延長や支給開始年齢の男女格差の早期是正を図る。
- 企業年金の積立金に対する特別法人税を廃止し、確定拠出年金についても、拠出枠、対象者を大幅に拡大する。

### 【医療・介護】

- 医療機関などと被保険者、保険者・企業、地方公共団体をオンラインで結び、請求・審査・支払を含めコストを削減する。また、医療・介護ポータルによるワンストップサービスを実現する。個人情報保護に配慮しつつ、医療・介護データベースを整備し、効果的な予防や無駄のチェックを実現する。
- 国、地方公共団体はICT化の基盤整備や規制改革によって保険者・企業の取り組みを支援するとともに、地域における小児・産科医療の確保など真に必要なセーフティネットを

整備する。

- 公的医療給付総額の目標額を定めて毎年実績を検証し、P D C Aサイクルを確実に実施する。

このため、免責制(一定額以下の医療は公的保険の対象外とする)の導入、診療行為の標準化、診療報酬の包括払い化、高額療養費制度の見直しを進める。高齢者医療に関し、自己負担を適正化するとともに、税と社会保険料の役割分担を踏まえ、財源のあり方の検討を急ぐ。終末期医療についても、個人の選択を尊重する形で見直す。

- 介護保険については、現役並みの所得がある者については自己負担を適正化する。また、高齢者の能力に応じた自立支援という本来の目的に沿って、要介護度の改善や在宅復帰につながる給付への重点化などを進める。
- 医療・介護サービスの健全な成長を図る観点から、個人、企業の自助努力への税制支援、患者や利用者の選択による公的保険外でのサービス提供・混合診療の全面的な解禁、競争力強化に向けた規制改革などを進める。

## 【雇 用】

- 雇用保険制度の根幹をなす失業等給付は、雇用政策や再チャレンジ可能なシステムの構築にとって、重要な役割を果たしており、国がその運営に対し一定の財政的支援を維持する。
- 雇用保険三事業については、雇用福祉事業を廃止した上で、雇用安定事業、能力開発事業について整理合理化し、保険料率を引き下げる。

## 12. 税制改革

- 2009 年度に予定されている基礎年金の国庫負担割合の引上げに対応しつつ、堅実な想定の下で、2011 年度に国・地方を合わせたプライマリーバランスを確実に黒字化するためには、消費税率を 2 %程度引き上げることはやむをえない。具体的な税率・時期は、国・地方を合わせた要対応額のみでなく、法人課税や個人所得課税の見直し、国・地方の財政状況、経済情勢なども総合的に考慮して検討を進める。
- 法人税制については、実効税率を EU や近隣諸国とのイコールフットィングを踏まえ大幅に引き下げる。あわせて、研究開発促進税制を大胆に拡充する。

法人所得課税の国税への一本化を推進するとともに、償却資産に係わる固定資産税の廃止を実現する。

信託、組合、合同会社など株式会社以外の事業体の所得に対する課税のあり方を総合的に見直し、新しい営利事業体税制を構築する。あわせて、会計のコンバージェンスも念頭に、法人税の所得計算のあり方(受取配当、寄附金、引当金、連結納税制度など)を見直す。

国際課税(移転価格、国内源泉所得、外国税額控除)のあり方を抜本的に見直す。

赤字法人の税負担のあり方についても検討する。

- 非営利事業体に対する税制上の取り扱いについて、従来の収益事業課税の廃止を含め、抜本的に見直す。

- 個人所得課税については、低・中所得層に配慮した減税を実施するとともに、複雑・錯綜した控除制度を整理する。とりわけ人的控除については、少子化対策の観点も踏まえて制度を抜本的に改組する。

また、国民が公平感を実感できるよう、社会保障制度と税を通じた共通番号による一元的なシステムづくりに取り組む。

ストック・オプション制度の利用可能性を高めるため、長期インセンティブ報酬としての役員・従業員に対するストック・オプションについて、全て譲渡時まで課税を繰り延べる。

- 企業ならびに個人による公益目的の寄付を促す観点から、法人税、個人所得税、相続税を含め、限度額や対象などを抜本的に見直す。
- 国際租税条約未締結国との締結交渉を急ぐ。



### 13. 道州制の導入

- 地方分権改革推進法に基づき、「自治事務の執行基準は原則として条例で定める」との基本方針の下に、国と地方の権限と責任を再整理する、新分権一括法を制定する。国の支分部局も、事務・人材を道州に移譲する方向で、整理・廃止する。同時に、市町村合併の進展に歩調を合わせ、現在は都道府県に属する権限の市町村への移譲を進める。
- 財政面においては、『基本方針 2006』において定められた公務員人件費や地方単独事業などの歳出削減を着実に実施し、国・地方ともに交付税特別会計の借入金の償還を進める。さらに、将来的には、交付税を減額し、地方に税源移譲することを検討する。また、人口と面積を基本として算定する新型交付税を導入し、国の基準・規制の削減に合わせてその比重を上げていく。従来型の交付税の算定方法も、地方自らの少子化対策、産業振興・雇用創出、歳出削減努力が報われるように改める。さらに、国と地方のスリム化を図る観点から、地方の事務事業への国の関与・義務付けを可能な限り縮減し、補助金を計画的に廃止・削減する。
- 公会計・監査制度の早期整備、財務情報開示の充実などとともに、新発地方債に対する交付税措置の見直し、新しい再建法制など関連制度の整備を急ぎ、地方債の発行の自由度を段階的に高める。あわせて、料金など受益者負担を基本とする事業へのノンリコース債の導入、地方公営企業の単独発行

の導入など、地方債の多様化を進める。

- 自立できる体力を有する市町村を増加させるため、国・地方が一体となって市町村合併を全国的にさらに加速させる。
- 道州制の導入に向けて、国民の理解と合意形成を図っていく。このため、内閣総理大臣のリーダーシップの下に、幅広く有識者が参加する検討組織を速やかに法定設置し、国・道州・市町村の役割分担を明確にした上で、道州の区域、道州の議会や執行機関、地方税財源のあり方などについて具体的な検討を深め、推進計画、工程表を作成する。これを踏まえて、2015年度までに道州制を導入することを目標に、関係法律案を早期に取りまとめ、成立させる。

地域においても、たとえば国内外からの投資を誘致するために愛知、岐阜、三重の三県で県域を越えて進められている「グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ」のような産学官連携の自主的な取り組みを推進する。

## 14. 労働市場改革

- 女性の就労支援策を講じる。企業として、主体的な取り組みにより、ワーク・ライフ・バランスを実現し、性別を問わず仕事と家庭生活の両立を支援する。短時間就労やテレワークの導入など、働く時間や働く場所の多様化を進めるとともに、企業風土などの意識改革も並行して行う。
- 高齢者の活用を進めるため、役割や成果に応じた人事・報酬や、労働時間の見直しなどについて、労使の話し合いを深め、自社に適した制度を構築する。あわせて、就労能力の向上・開発のための支援措置や高齢者を雇用する企業への助成措置の拡充・弾力化などを講じる。
- 国・地方、教育界、経済界が相互に連携し、若年者が就労能力を高めることができる環境を整備する。企業は、トライアル雇用、実習併用型職業訓練、インターンシップなどの機会を積極的に提供するとともに、若年者や教育機関に対して、求める人材像を的確に伝える。また、若年者の就労能力を向上させるために、公的な職業訓練に加えて、民間教育訓練機関の機能を強化していく。
- 公的職業紹介事業への市場化テストの導入や民間事業者の積極的な活用などにより、労働市場の需給調整機能を向上させる。制度面では、労働者派遣、請負労働、確定拠出年金に関する規制改革などを行う。また、有期雇用契約の拡大、裁量労働制、ホワイトカラー・エグゼンプションの推進など

により、多様な働き方を可能にすることで企業が雇用を増やしやすき環境を作る。

企業は、中途採用や育児・子育てなどで退職した従業員の再就労が円滑に行えるよう、人事・報酬制度について、役割や仕事、業績などを適切に評価する制度としていく。

- 海外からの有能な人材の受入れに向けて、一定水準以上の資格・技能を持ち、仕事や生活において十分に意思疎通ができる日本語を修得した外国人材に対し、適切な受入れ体制の下で、日本で就労できるようにする。とりわけ介護・看護などの分野については、F T A / E P A を含む二国間協定の枠組みにおいて合意した場合に加えて、規制改革によっても、積極的に就労の機会を提供していく。

さらに、中長期的には、諸外国の法制度も参考に、外国人材の永住資格に関する一般ルールの整備について検討する。

## 15. 少子化対策

- 団塊ジュニア世代が出産期にある今後5年間に、子どもを持つ意欲のあるひとびとが安心して子どもを産み、育てることができるよう、実効ある少子化対策を集中的に講じる。また、子育てや家族を大切に考える意識を国民の間に高めていくため、国民運動を展開する。
- 企業は、業種や企業の特성에応じて、労働時間や就労場所の多様化、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進する。国は、企業による自主的な取り組みを全国に速やかに広げていくため、地方とも連携して、先駆的な企業や日本の雇用者の7割を雇用する中小企業に対して、必要な支援措置を講じる。あわせて、中小企業には、情報提供やコンサルティングを行う。
- 国・地方は、学校教育の段階で、意識啓発・教育を通じて、子育てや家庭を大事にする価値観を涵養する。  
また、施策の縦割りを排して行政の効率性を高めつつ、中・低所得層の多い子育て世帯により配慮する観点から、扶養控除と児童手当を税額控除に一本化する。その際、課税最低限以下の世帯及び納税額の少ない世帯には手当を支給する仕組みなどをあわせて設ける。
- 保育・学童保育分野においては、サービスの量的な確保、親の就労時間に配慮したサービス時間の延長や保育と学童保育の連携強化を進めるため、予算配分の見直しや保育サー

ビズ利用者の意見を反映できる制度への改革を急ぐ。

また、高校や大学教育に関する経済的な負担・不安を払拭するため、奨学金制度の抜本的な見直しや公教育機関の質的向上を図っていく。

- さらなる子育て世帯への税財政上の措置については、歳出入一体改革や社会保障制度改革を進めるなかで、幅広く検討していく。ただし、社会保険料負担が既に高水準に達していること、出産・育児に関する費用負担は、本来的に保険制度になじまないことなどから、財源を「育児保険」など新しい社会保険制度の導入に求めることは厳に慎む。

## 16. 教育再生、公德心の涵養

- 公教育の再生に向けた改革を進める。管理能力を厳格に審査した上での校長登用と研修の充実を前提に、校長が人事、予算、学級編成、教育課程編成に裁量を発揮できる基盤を整え、学校が組織的に秩序だって運営されるための仕組みを確立する。

学校や教員の切磋琢磨を通じ、教育内容・能力の向上を実現するため、学校選択制を拡大する。学校・教員に対する評価を実施し、その結果を校長・教員の処遇、配置に反映する。同時に、教員に対する研修制度の充実、人事評価システムの改善、教員免許更新制度の導入を行う。

- 公教育の質的向上、学力水準の底上げに向け、全国学力・学習状況調査の結果を学校ごとに速やかに公表する。

初等教育段階から科学技術に対する関心・興味や語学力を高める教育を充実させる。

公教育においても、能力別クラス編成や教育内容などの弾力化を進める。

- 新しい教育基本法の理念に基づき、日本の伝統や文化、歴史に関する教育を充実し、国を愛する心や国旗・国歌を大切に思う気持ちを育む。教育現場のみならず、官公庁や企業、スポーツイベントなど、社会のさまざまな場面で日常的に国旗を掲げ、国歌を斉唱し、これを尊重する心を確立する。

- 子どもたちの公德心を育てるため、教育の早い段階で、命の大切さや家族の大切さ、社会で生きていくために必要な素養や規範意識を身につけさせる。同時に、子どもたちが多様な経験を積む機会を提供する社会教育を促進する。ボランティア活動を積極的にカリキュラムに取り入れ、単位取得を認めるなど、若者が多様な社会的活動に参加しやすい環境を整える。社会教育を担うNPOなどの活動を税制面の整備などを通じて促進する。さらに、こうした活動に大人も積極的に参画していく。



## 17. CSRの展開・企業倫理の徹底

- 経団連は、『企業行動憲章』に掲げた精神を会員企業に周知徹底するため、会長から会員代表者に向けたメッセージの発信、経営トップや実務担当者を対象にした啓発セミナーの開催、会員企業のCSR実務担当者間の意見・情報交換の場の設定、アンケート調査の実施などの活動を活発に展開していく。また、時代の潮流や国際的な動向を踏まえて、企業行動憲章の『実行の手引き』や『CSR推進ツール』を適宜改定し、会員に提供していく。
- さらに、CSRのグローバルな展開に向けて、リーダーシップを発揮していく。具体的には、途上国を含め、世界中の多くの企業や組織が自発的に社会的責任に根ざした活動を展開しやすくするために、2009年を目途にISO(国際標準化機構)で策定作業が進められている社会的責任ガイダンス文書に日本経済界の考え方が反映されるよう努めていく。また、日本企業が活発に事業展開しているアジア諸国で、現地のステークホルダーなどと連携を図りながら、CSRの普及、促進を図っていく。

## 18. 政治への積極的参画

- 政権公約の配布規制の緩和やインターネット利用の解禁など、公職選挙法の見直しを早急を実現する。  
経団連は、企業人政治フォーラムを拡大・強化し、政策本位で候補者を支援する集団として機能させる。当面、候補者の政策など、投票の参考となる情報を、インターネットなどを通じて提供し、企業人の自発的な投票を促していく。
- 経団連は、政党の政策評価を継続して実施・公表するとともに、政策評価を参考とした企業の自発的政治寄付を引き続き呼びかける。
- 経団連は、政策立案能力の向上を図り、経済活動の最前線の情報を踏まえた政策提言を、政党に対し積極的に行っていく。また、21世紀政策研究所において、経団連の政策立案・推進能力の強化に資する活動を展開するとともに、政党における政策人材や政治任用者などを育成・輩出する場としても充実させる。

## 19. 憲法改正

- 憲法改正を具体的な政治日程に載せるための取り組みを進める。国民投票法をすみやかに制定した上で、国民一人ひとりが、真剣に望ましい憲法のあり方を考えるよう、各界各層において、国民的議論を喚起する。各政党は、いたずらに党利党略を持ち込まず、冷静沈着な議論を進める。
- 憲法改正案に関する国民的な合意を形成する。改正案の内容については、日本の理念や伝統、国際社会において日本が果たすべき役割などを踏まえ、幅広く検討する必要がある。改正にあたっては、第9条第1項に規定されている平和主義の基本理念は堅持しつつ、戦力不保持を謳った同条第2項を見直し、憲法上、自衛隊の保持を明確化する。自衛隊が主体的な国際貢献をできることを明示するとともに、国益の確保や国際平和の安定のために集団的自衛権を行使できることを明らかにする。同時に、憲法改正要件の緩和を行う。
- 憲法上、自衛隊や集団的自衛権に関する考え方が明確になったとしても、内外からの信頼を得る上では、それだけでは不十分である。自衛隊の国際貢献が他国への脅威と受け取られないよう、その基本方針を明確にし、場当たりの特別措置法ではなく一般法を整備するとともに、安全保障に関する基本法を制定し、集団的自衛権の行使にあたって、国会の事前承認を原則とすることなど、歯止めとなる措置を整える。

- なお、安全保障政策を効果的に展開するためには、内閣総理大臣の強力なリーダーシップの下、政策を総合的かつ迅速に進める体制整備が不可欠であり、安全保障会議を抜本的に強化し、日本版NSC(国家安全保障会議)として機能させる。その際、政府各部門が収集した内外の情報を、内閣官房において迅速に集約・分析できる体制を構築する。

## **第5章 2015年の日本の経済・産業構造**

「希望の国」は、五つの改革を通し実現される。2010年代半ばに実現される「希望の国」の国柄は、①精神面を含めより豊かな生活、②開かれた機会、公正な競争に支えられた社会、③世界から尊敬され親しみを持たれる国、の3点である。本章では、「希望の国」をより計量的に描き出すため、参考として、マクロ経済モデル、産業連関分析などにより試算した「希望の国」の経済・財政・産業構造を示す。

### **1. 2015年の経済・財政の展望**

まず、第3章、第4章に掲げた政策努力を着実に行った場合、今後の成長がどのような水準に達するか、財政の持続可能性の確保は可能か、について、物価や金利などがモデル内で決定されるマクロ経済モデルによる検証を行った。

供給面においては、イノベーションの推進によるTFPの向上、設備投資の促進やICTの利活用などによる生産性の向上に加え、労働力人口減少についても労働市場の改革により最小限に食い止められると想定した。

需要面においては、東アジア全域におよぶEPAの成立などを通じて、海外市場は大きく拡大するとともに、国内においても、規制改革・官製市場の民間開放の進展や、サービス市場を中心に新しい民間需要が開花することを織り込んだ。

以上の前提に立って、マクロ経済モデルによる試算を行った結果、日本経済は、2006年から2015年までの間、潜在成長力が上昇するとともに、これが堅調な内需・外需に裏打ちされ、実質で年平均2.2%、名目で同3.3%の成長を実現できることが確認された。

図表第34 2006年～2015年の年平均成長率

年平均変化率(%)	実 質	名 目
国内総生産(GDP)	<b>2.2</b>	<b>3.3</b>
内需	1.3	2.7
民間需要	1.7	2.9
公的需要	-0.3	1.7
外需 (寄与度)	1.1	0.9

注) 寄与度とは成長への貢献度を示すものである

この間の一人当たり国民所得をみると、2015年時点では2005年比で3割程度増大する。改革の果実は、より豊かな生活の経済的土台となる。

図表第35 一人当たり国民所得

	(倍)
2005年⇒2015年	1.3

なお、現在、先進国中最悪の状況にある日本の財政については、前述の機械的試算によれば、歳出・歳入両面にわたる改革を通じて、2015年時点において、国・地方それぞれの債務残高対GDP比は安定的に低下すると見込まれている【61ページ以下参照】。

この機械的試算の結果について、物価や金利を内生化したマクロ計量モデルにより追試したところ、国と地方をあわせたプライマリーバランスの対GDP比は、2011年では1.0%の黒字、2015年では2.6%の黒字となり、国・地方を通じた財政の持続可能性を確保できることが改めて確認された。

図表第36 国・地方のプライマリーバランスの対GDP比の推移

	対GDP比(%) (国・地方)
2004年	-3.3
2011年	1.0
2015年	2.6

税・社会保障負担に財政赤字を加えた潜在国民負担の国民所得比は2004年で44.1%であるが、2015年でも45.9%と、めざすべき目標とする50%以下の水準で推移し、小さくて効率的な政府の実現は可能と予測される。

図表第37 潜在国民負担率の推移

	(%)	
潜在国民負担率 (要素価格表示)	2004年	44.1
	2015年	45.9

以上のように、マクロ経済モデルの分析では、第一に日本経済が今後も持続的な成長を続けること、第二に経済成長と財政健全化の両立を図ることは十分可能であるという結果が示されている。

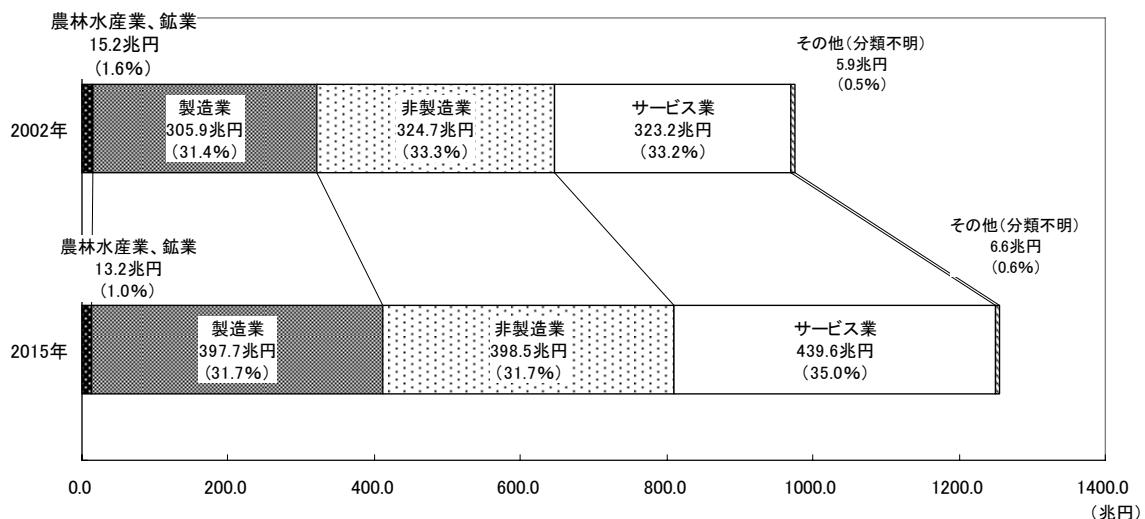
なお、経済環境の変化などもありえ、また、予測期間が中期にわたることから、試算結果についてはある程度幅をもって考えることが適切である。

## 2. 2015年の産業構造の展望

次に、日本経済全体が着実な成長を遂げるなかで、産業構造については、どのような姿が展望されるか、上記のマクロ経済モデルによる試算結果を踏まえて、産業連関分析による予測を行った。

これによると、2015年時点における実質産出額は、製造業が397.7兆円(2002年305.9兆円)、非製造業が398.5兆円(同324.7兆円)、サービス業が439.6兆円(同323.2兆円)と、全ての業種について現在より拡大するとの結果が得られた。それぞれの業種が、2015年時点において産業全体に占める構成比をみると、製造業は、国際競争力を強化しながら、労働力人口の減少を補うだけの生産性の上昇を実現することにより、その割合は31.7%と2002年対比で若干増加する。また、サービス業は、規制改革の進展や新たなサービス需要の拡大により、2002年の33.2%から35.0%とシェアを拡大する。

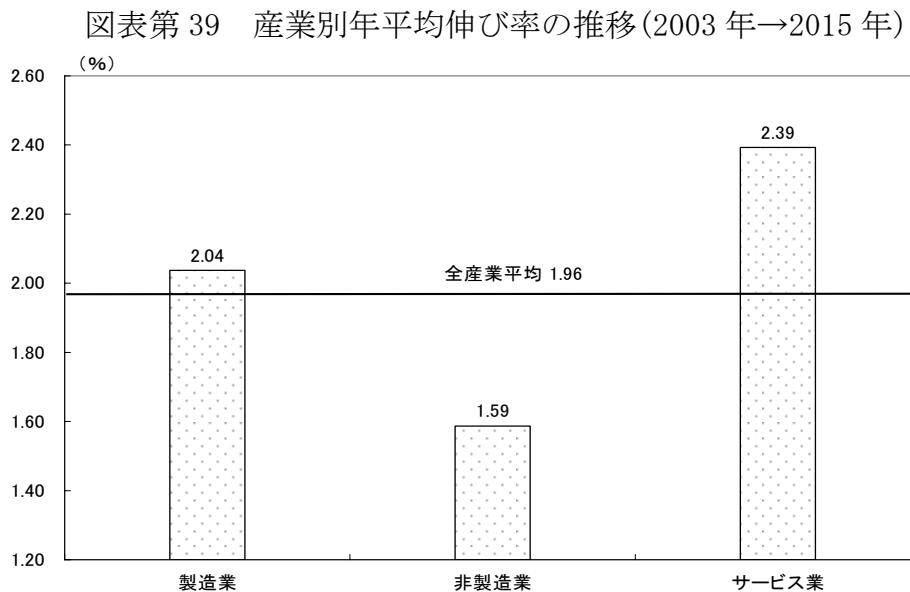
図表第38 2015年の実質産出額(1995年価格)



注) サービス業とは、狭義のサービス業に運輸業、通信業を加えたものとする



これを、2003年から2015年までの年平均伸び率で見ると、産業全体では2.0%程度の伸びとなる。内訳では、製造業が2.0%強、サービス業が2.4%程度と、日本経済の成長を力強く牽引し、非製造業がそれをしっかりと下支えするといった産業構造となると予想される。



(マクロ経済モデルによる試算、産業連関分析による予測結果の詳細については、経団連意見書『日本型成長モデルの確立に向けて』(2007年1月16日公表)、財政収支に関する機械的試算の詳細については、経団連意見書『成長と財政健全化の両立に向けて』(同日公表)を参照)

## おわりに

異邦を訪れた際、子どもたちの目を見れば、その国が分かるというひとがいる。これから伸びていく国の子どもたちの瞳は澄み輝き、たとえ貧しくても誇りと自信に溢れているという。日本の子どもたちの瞳に輝きが欠けているならば、これを取り戻すことは、われわれの世代の最も重い課題である。

バブル崩壊後の長期停滞や新興途上国の台頭をもって、日本は「周回遅れのトップランナー」となったと断ずることはやさしい。人口推計を見て、日本の衰亡を語ることもできるだろう。しかし、ことさらに欠点をあげつらい、世を憂うことに何の意味があるだろうか。自虐は臆病の裏返しでしかなく、絶望は死に至る病である。未来は与えられたものでなく、われわれ自身が創り出していくものである。

日本は、世界にもまれな人材、技術、資本、産業の集積がある。高感性・高品質を求める消費市場で磨かれた商品やサービスは、世界的な競争力を有している。そして、世界の成長センターであるアジアの中核国として、アジア規模での融合的市場をつくっていくのに最適な「立ち位置」を占めている。われわれは、不毛な荒地を前にしているのではない。意をこめて耕せば、豊かな稔りを必ず約束してくれる豊穡な土壌を前にしていることを忘れてはならない。

悠久の歴史が織り成してきた美しい日本の文化と伝統を子どもたちに着実に引き継ぎ、活力と魅力に溢れた「希望の国」を実現することは可能であるし、われわれの責務である。そのために取り組むべき課題は多い。

経団連としては、本ビジョンで挙げた課題以外にも、官邸機能の強化をはじめとする統治機構の抜本改革、総合的な安全保障、治安・災害対策、競争政策などについて、今後、各委員会において、改革提案を取りまとめ順次発表していく。また、定期的にビジョンの実現状況をレビューし、必要に応じてより踏み込んだ具体策を取りまとめていく。

人口減少・少子高齢化の経済負荷が本格化するまでに残された時間は10年程度に過ぎない。実りのない議論にふけり、机上の空論に時を費やしている余裕はない。

成長の果実が枝もたわわに実り、ひとびとのわらいとさんざめきが溢れ、子どもたちの瞳は明日を映して輝く「希望の国」、その実現をめざして、経団連は成長への道を走り、走り続ける。

以 上

## アクションプログラム 2011

以下では、「希望の国」を実現するため、2011 年までに取り組むべき具体的な課題を分野別に整理した。

1. 新しい成長エンジンに点火する	
(1) イノベーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「第三期科学技術基本計画」「イノベーション創出総合戦略」を着実に推進、5年間の政府研究開発投資額を25兆円に拡充</li> <li>◇重要分野、とくに、国家基幹・戦略重点科学技術に資源配分を重点化、ナショナルプロジェクトを推進</li> <li>◇世界トップレベルの研究拠点を構築、国公立大学を大括りに再編・統合</li> <li>◇研究開発促進税制を拡充、初期需要を創出</li> <li>◇国際的にも、知的財産の紛争を処理できる高度法曹人材を育成</li> <li>◇世界特許を構築、模倣品や海賊版対策を推進</li> <li>◇国際標準獲得に向け官民連携・国際協力を推進、国際標準化人材を育成</li> </ul>
(2) 高度人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇産学連携により研究・教育を推進</li> <li>◇学部段階で教養教育と専門教育の有機的連携を確保</li> <li>◇学部・学科を機動的に創設・再編、大学間で補完・連携を促進</li> <li>◇大学院で新領域・融合研究領域への対応能力を養成、インターンシップ体系を構築</li> <li>◇工学系の専門職大学院を充実、毎年1,500人の高度情報通信人材を育成</li> <li>◇大学などの入学資格を多様化、日本版ギャップイヤーを導入</li> <li>◇将来を担う意欲ある学生への奨学金を充実</li> <li>◇大学の評価結果を予算配分に反映、教員に対する公正な評価と処遇を実施</li> <li>◇外国人留学生の拡大と就労促進</li> </ul>

<p>(3) 生産性の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇日本社会の実情を踏まえた柔軟な会社法、労働法制、コーポレート・ガバナンス、企業年金を整備</li> <li>◇投資税額控除の導入を検討</li> <li>◇ICTを活用、情報システム投資に関する税制を充実・強化</li> <li>◇産業・物流インフラを効率的に整備、輸出入・通関制度を改革、港湾・空港を24時間化</li> </ul>
<p>(4) 需要の 創出・拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇官製市場を改革、規制改革を推進、構造改革特区制度を活用、市場化テストを活用、PFIを推進</li> <li>◇住宅投資を促進、都市機能を再整備、地域づくりを推進</li> <li>◇コンテンツ市場を拡大、著作権制度を整備</li> <li>◇観光市場を振興、観光インフラを充実、観光資源の魅力を向上、観光関連人材を強化</li> <li>◇家事支援製品や家事労働を支援するロボットを開発・普及</li> </ul>
<p>(5) 金融市場の 活性化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇東京市場の顧客利便性の向上</li> <li>◇金融・証券税制の見直し、金融所得一体課税を導入</li> <li>◇アジア金融市場の育成に向け、各国の金融制度の整備・調和や決済システム構築で貢献</li> </ul>
<p>(6) 環境・ エネルギー政策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇中東をはじめ資源産出国との経済関係を緊密化、アジアにおけるエネルギー・パートナーシップを構築</li> <li>◇原子力政策を推進、化石エネルギーの利用効率を向上、新エネルギーを開発</li> <li>◇省エネや環境負荷の軽減など需要面での対策を促進、「環境自主行動計画」を推進</li> <li>◇2008年度を目途にサマータイムを導入</li> <li>◇ポスト京都議定書の枠組みとして、地球温暖化対策のための衡平性が確保された新しい国際枠組みを構築</li> <li>◇循環型社会を構築、3Rに取り組む、不法投棄を撲滅、広域的処理などリサイクル促進に向け規制を改革</li> </ul>

2. アジアとともに世界を支える	
(7) WTO体制の 維持・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ドーハ開発アジェンダの本格的な交渉再開・早期妥結</li> <li>◇途上国の開発と交渉能力を支援、「開発イニシアティブ」を着実に実施</li> <li>◇投資・競争のルール化を検討</li> <li>◇加盟申請国の加盟交渉を促進</li> <li>◇不公正通商措置などに対する調査開始申立制度を整備</li> </ul>
(8) FTA/EPA の締結促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「グローバル戦略」の工程表に沿って交渉を着実に推進</li> <li>◇2011年までに広く東アジア全域におよぶEPAを成立、韓国・中国との信頼関係を強化</li> <li>◇米国とのEPA締結を推進</li> <li>◇GCC諸国や中南米諸国とのFTA/EPAを締結</li> <li>◇農業の体質を強化、生産性の向上による攻めの農業を実現</li> <li>◇外国人材の受入れを拡大</li> <li>◇対外経済戦略特命大臣を任命、内閣に本部を創設</li> </ul>
(9) 経済協力の 戦略的な展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇日本の技術力・ノウハウが優位性を発揮する分野を重点化</li> <li>◇アジアへの協力を引き続き推進</li> <li>◇必要な経済協力予算を確保</li> <li>◇受入国のニーズに合致した援助案件を形成</li> <li>◇円借款・無償資金協力・技術協力の連携を強化、新政策金融機関の国際金融業務の質を保持</li> </ul>
3. 政府の役割を再定義する	
(10) 行財政改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「基本方針2006」の歳出改革プログラムを着実に実行</li> <li>◇公務員制度の根幹に踏み込み、個人の能力・業績を反映する仕組みに抜本改革</li> <li>◇市場化テストの活用により政府事業の民間開放を推進、NPOの活動を推進</li> <li>◇ICTの活用により業務を効率化</li> <li>◇予算編成・執行・決算で透明性を向上、PDCAサイクル確立</li> <li>◇政府資産の売却・オフバランス化、バランスシートを改善</li> </ul>

<p>(11) 社会保障制度 改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇2008-09 年度目途に社会保障番号と社会保障個人勘定を整備</li> <li>◇2010 年度目途に税と年金保険料の徴収を一元化 〔年金〕</li> <li>◇2009 年度までに基礎年金国庫負担割合を2分の1に引き上げ</li> <li>◇所得や資産のある高齢者の年金額を逡減、公費部分を支給停止、配偶者加給年金を廃止</li> <li>◇所得代替率の下限引下げ、名目額の切下げ</li> <li>◇保険料納付期間を延長、支給開始年齢の男女格差を早期是正</li> <li>◇企業年金の積立金への特別法人税を廃止 〔医療・介護〕</li> <li>◇マクロ経済指標を勘案した公的医療給付の目標総額を策定</li> <li>◇公的医療保険の免責制を導入、診療行為の標準化・診療報酬の包括払い化の一層の推進、高額療養費制度の見直し</li> <li>◇高齢者医療制度の自己負担を適正化、財源方式の見直し</li> <li>◇オンラインにより請求・審査・支払のコストを削減、医療・介護ポータルによるワンストップサービスを実現</li> <li>◇介護保険の自己負担を適正化</li> <li>◇混合医療の全面的解禁など医療・介護分野の規制改革を推進 〔雇用〕</li> <li>◇雇用保険事業の見直し、保険料率の引下げ</li> </ul>
<p>(12) 税制改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇法人税の実効税率を大幅に引き下げ、法人所得課税については基本的に国税に一本化、償却資産に係る固定資産税を廃止</li> <li>◇信託・合同会社などの課税のあり方を見直し、国際課税の抜本的改正</li> <li>◇非営利事業体に対する税制上の取扱いの見直し</li> <li>◇個人所得減税を実施、少子化に対応し控除制度を整理</li> <li>◇2011 年度までに消費税率を2%程度引き上げ</li> <li>◇寄附税制の見直し</li> <li>◇国際租税条約未締結国との締結を推進</li> </ul>

4. 道州制、労働市場改革により暮らしを変える	
(13) 道州制の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇国と地方の権限と責任を再整理、国の支分部局を整理・廃止、地方への権限移譲を推進</li> <li>◇地方の歳出削減を前提に税源を移譲</li> <li>◇新型交付税を導入、国の関与・義務付けを縮小し補助金を廃止・削減</li> <li>◇従来型交付税の交付基準の見直し</li> <li>◇地方債の発行の自由度を段階的に拡大</li> <li>◇国・地方が一体となって市町村合併を全国的に加速</li> <li>◇内閣総理大臣のリーダーシップの下に有識者が参加する道州制の検討組織を法定設置、関係法律の早期成立</li> </ul>
(14) 労働市場改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇労働時間や就労場所を多様化</li> <li>◇役割や仕事、業績に応じた人事・報酬制度を整備</li> <li>◇女性の就労を支援、高齢者を活用、自社に適した制度を構築</li> <li>◇若年者の就労能力を引き上げ、トライアル雇用・インターンシップなどの機会を拡大</li> <li>◇派遣・請負の規制改革などを通じ労働市場の需給調整機能を向上</li> <li>◇外国人材を活用、永住資格に関する一般ルールの整備を検討</li> </ul>
(15) 少子化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇出生率向上に向け国民運動を展開</li> <li>◇ワーク・ライフ・バランスを実現、中小企業の取り組みを支援</li> <li>◇子育てや家庭を大切にす価値観を涵養</li> <li>◇扶養控除と児童手当を税額控除に一本化</li> <li>◇奨学金制度を拡充、公立教育機関の質を向上</li> <li>◇少子化対策予算の拡充を検討</li> </ul>



5. 教育を再生し、社会の絆を固くする	
(16) 教育再生、 公德心の涵養	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇公教育の再生に向けた改革を推進、校長が人事・予算・学級編成・教育課程編成に裁量権を発揮できる基盤を整備</li> <li>◇学校や教員の切磋琢磨を通じ教育内容・能力を向上、学校選択制を拡大</li> <li>◇学校・教員の評価を実施し処遇に反映、教員の研修制度を充実、人事評価システムを改善、教員免許更新制度を導入</li> <li>◇全国学力・学習状況調査の結果をすみやかに公表</li> <li>◇能力に応じ公教育を弾力化</li> <li>◇日本の伝統や文化・歴史に関する教育を充実、国旗や国歌を尊重する意識を涵養</li> <li>◇子どもたちの公德心を育成、社会教育を促進</li> <li>◇ボランティア活動をカリキュラムに取り入れ、若者が多様な社会的活動に参加しやすい環境を整備</li> <li>◇社会教育を担うNPOの活動を支援</li> </ul>
(17) CSRの展開・ 企業倫理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「企業行動憲章」に掲げた精神を周知徹底、「企業行動憲章実行の手引き」「CSR推進ツール」を適宜改定</li> <li>◇CSRをアジア諸国はじめ国際的に普及・促進</li> </ul>
(18) 政治への 積極的参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇インターネットの利用解禁など公職選挙法の見直し</li> <li>◇経団連による政党の政策評価を継続的に実施・公表</li> <li>◇「企業人政治フォーラム」、「21世紀政策研究所」の活動を充実</li> </ul>
(19) 憲法改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇国民投票法の制定</li> <li>◇国民的な議論を喚起し憲法改正に関する合意を形成</li> <li>◇安全保障に関する基本法を整備、国際平和協力に関する一般法を整備、安全保障会議を強化</li> </ul>

以上